

第八十四回 参議院 通信委員会 會議録 第九号

昭和五十三年四月十八日(火曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

四月十四日

市川 正二君

補欠選任
沓脱タケ子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

栗原 俊夫君

長田 裕二君

西村 尚治君

最上 進君

案納 勝君

小澤 太郎君

郡 祐一君

志村 愛子君

新谷寅三郎君

菅野 儀作君

高橋 圭三君

前田 勲男君

大木 正吾君

大森 昭君

中野 明君

矢原 秀男君

沓脱タケ子君

木島 則夫君

青島 幸男君

國務大臣

郵政大臣 服部 安司君

政府委員

郵政政務次官 宮崎 茂一君

郵政大臣官房長 河野 弘君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

労働省労働基準局補償課長

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

日本電信電話公社総務理事

栗生澤喜典君

原 敏治君

秋草 篤二君

山本 正司君

玉野 義雄君

前田 光治君

長谷川 実君

西井 昭君

浅原 敏人君

福富礼治郎君

興 寛次郎君

板野 學君

大島信太郎君

江上 貞利君

神保 健二君

佐藤 昭一君

平野 正雄君

守住 有信君

鶴岡 寛君

古橋 好夫君

木村 惇一君

志村 静一君

井上 洋一君

笹本 昇君

福地 二郎君

松本 洋君

参考人

国際電信電話株式会社取締役社長

国際電信電話株式会社取締役副社長

国際電信電話株式会社取締役副社長

国際電信電話株式会社取締役副社長

国際電信電話株式会社取締役副社長

国際電信電話株式会社取締役副社長

国際電信電話株式会社取締役副社長

国際電信電話株式会社取締役副社長

国際電信電話株式会社取締役副社長

国際電信電話株式会社取締役副社長

- 国際電信電話株式会社取締役副社長 鶴岡 寛君
- 国際電信電話株式会社常務取締役 古橋 好夫君
- 国際電信電話株式会社常務取締役 木村 惇一君
- 国際電信電話株式会社常務取締役 志村 静一君
- 国際電信電話株式会社常務取締役 井上 洋一君
- 国際電信電話株式会社常務取締役 笹本 昇君
- 国際電信電話株式会社常務取締役 福地 二郎君
- 国際電信電話株式会社常務取締役 松本 洋君

本日の会議に付した案件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

(国際電信電話株式会社の事業概況に関する件)

(情報通信に関する件)

(電話料金の体系、苦情対策に関する件)

(一般加入電話の積滞解消に関する件)

(自動車電話、福祉対策用電話に関する件)

(郵政省に係る職業病に関する件)

(日本電信電話公社の事業経営に関する件)

(プッシュホンの設置に関する件)

(文字図形情報ネットワークシステムの実用化に関する件)

○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗原俊夫君) ただいまから通信委員会

を開会いたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

まず、国際電信電話株式会社の事業概況について説明を聴取いたします。板野参考人。

○参考人(板野學君) 当委員会の委員長並びに委員の諸先生方におかれましては、平素から国際電気通信事業に對しまして格別の御理解と御支援を賜り、また本日は、当社の事業概況につきまして御報告を申し上げる機会をお与えいただきましてまことにありがたく、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は本年四月一日、創業二十五周年を迎えました。顧みますると、昭和二十七年第十三回国会におきまして当委員会を中心として審議の結果、国際電信電話株式会社が制定され、所要の設立準備手続を経まして、昭和二十八年三月二十四日当社が設立され、同年四月一日から営業を開始いたしました。

以来二十五年、当社は国際通信サービスを一日も早く欧米先進国の水準に引き上げることが目標に、役員一同日夜懸命な努力を重ねてまいりました。その結果、この間の日本経済の驚くべき発展と電気通信技術の飛躍的発達、さらには、当委員会委員の諸先生方及び政府御当局の適切な御指導と、国際通信を利用される方々を初めとする国民各位の御支援を得まして、国際通信施設も逐次拡充整備され、昭和三十九年にはわが国初めての長距離電話型ケーブルである太平洋横断ケーブルが開通し、続いて昭和四十二年インテルサット太平洋衛星を介して衛星通信が始まり、本格的な広帯域通信の時代を迎えました。今日ではこれらの良質かつ豊富な回線を用い、また、電子化された最新の設備によりまして電報、電話、加入電信を初め、データ通信、海事衛星通信、画像通信、テレビジョン伝送等多彩なサービスを提供しております。

しかしながら、近年コンピューターの普及と利用技術の向上に伴い、ようやく国際通信の分野においてデータ通信が本格化してまいりました。このことは記録通信が本流をなしてきた国際通信にとりまして、きわめて大きな影響をもたらすものと予想され、いまや国際通信は新しい第二の変革期を迎えようとしております。

当社は創業二十五周年を機に一度創業の精神に立ち返り、なお一層たゆまざる研究と真摯な企業努力を重ね、国民の皆様方にさらに御満足いただけるサービスを提供してまいる所存でございます。

最初に、昨年度の事業概況について御報告申し上げます。まず、設備計画の実施状況でございますが、昨年度はいわゆる公共投資促進策に当社も協力することとし、積極的に設備投資を行ってまいりました。

すなわち、沖繩—ルソン—香港—ケールの建設と開通、電話及び加入電信用電子交換設備、電報準自動受付システム、オートメックス設備、日韓間対流圏散乱波システム、大阪国際電話局交換設備等の新増設を行ったほか、職員の能力開発と資質向上を図るため国際電気通信学園の建設に着手いたしました。

以上のほか、昭和五十二年度の当社事業計画に掲げました諸設備の拡充整備計画は、おおむね順調に実施できましたことを御報告申し上げます。

続いて、昨年度の営業概況でございますが、まず、取扱業務量につきましては、折からの不況に加えて昨年末からの円高問題等によりまして貿易関連産業にも影響が出るものと予想し、需要の動向に注目しておりましたが、現在のところ計画を若干下回りましたもののおおむね順調に推移いたしております。いまだ確定数ではございませんが、主要業種別に取扱量を申し上げますと、国際電報四百四十八万通、国際加入電信二千三百八十三万度、国際電話千八百八十八万度で、前年度と比

較しますと、電報は一〇・二％の減少、加入電信、電話はそれぞれ二〇・九％、一六・二％の増加となっております。

次に経理の状況についてでございますが、昭和五十二年度の決算状況につきましては、いまだ確定的なことを申し上げられる段階ではございませんので、昭和五十二年上期の状況を御報告いたしますと、営業収益五百二十二億円、営業費用四百三十二億円とこれらに営業外収益、営業外費用及び特別損益を加減した上期の利益は五十億円となっております。なお、おおむね順調な結果であったと考えております。資産の状況につきましては、昭和五十二年九月末現在におきまして、資産総額一千五百九億円、そのうち流動資産は四百九十七億円、固定資産は千二百億円となっております。一方、負債総額は六百四十八億円、そのうち流動負債は三百七十六億円、固定負債及び引当金は二百七十二億円となり、したがって差し引き純資産額は八百六十一億円となっております。

以上で昭和五十二年事業概況の報告を終わり、続いて昭和五十三年の事業計画の概要を御説明申し上げます。

昭和五十三年の国際通信需要は、わが国の政治、経済、文化等諸分野における国際化、情報化の急速な進展にもかかわらず、不安定な景気情勢とデータ通信、画像通信等の拡大に伴う需要構造の変化により予断を許さないものがあると考えております。したがって、昭和五十三年度は、需要の動向を慎重に見きわめつつ、必要な設備投資につきましては積極的に実施してまいる所存でございます。

まず、設備計画でございますが、衛星通信施設関係では、山口・茨城両衛星通信所に、衛星通信容量の効率的利用を図るためのSCP Cと呼ばれる新しい通信方式用の設備を設置するほか、山口衛星通信所にインド洋向け海事衛星通信地球局設備を建設することといたしております。これによりまして、わが国から西は地中海までの海域を航行する船舶がすべてこの施設を経由して世界各

国と通信を行うことが可能となります。さらに今般、当社はインテルサットから衛星の追跡、管制試験業務を受託する運びとなりました。このことは、これまで培ってきた当社の衛星通信技術が、国際的にも高く評価された結果でありまして、この期待に沿うべく万全の準備を行ってまいりたいと考えております。

海底ケーブル施設につきましては、フィリピン—シンガポール間ケーブル計画に参加するほか、目下交渉を進めております日韓間ケーブル計画の早期実現を図りたいと考えております。次に、中央局設備でございますが、電信関係では、需要の動向に合せまして、加入電信用の電子交換設備を逐次増設するほか、電信託送による電報準自動受付システムを設置し、電報サービスの向上と運用、保守業務の効率化を図ることといたしております。

電話関係につきましては、昨年度に引き続き電子交換設備を増設した計画でございます。また、昭和四十八年に開始いたしましたISD通話、すなわち国際ダイヤル通話は、その便利さによりまして、近年予想以上の御利用をいただいておりますので、本年度もさらに利用可能地域の拡大に努めるとともに、関係施設の拡充整備を行う予定であります。

国際データ通信関係といたしましては、増大し、多様化する需要に総合的に対処するため、当社がかねてよりビーナス計画という国際公衆データ通信計画を策定準備中でございましたが、本年度はまず、国際間の情報処理検索サービスのための、国際コンピュータ・アクセス・サービスの開始し、その一部を実現する計画でございます。さらに、増大する画像通信需要につきましては、当社で開発いたしました高速度ディジタル・ファクシミリ通信設備を用いて、本年三月から、国際ファクシミリ電報サービスを米國との間に提供してまいります。本年度はこのサービスの拡張を図りたいと考えております。

非常障害対策関係では、東京地区の罹災に備え、大阪国際電話局の電話交換設備を増設するほか、大阪地区に加入電信用電子交換設備を導入する計画でございます。

また、本年度は六月に国際電気通信連合の常設機関であります国際無線通信諮問委員会CCIRの第十四回総会が京都で開催されるほか、インテルサット関係会合等の日本での開催が予定されており、当社はこれら会合に積極的に協力いたすこととしております。

新技術の研究、開発につきましては、光海底ケーブル方式、画像通信方式、データ交換方式、新海底同軸ケーブル方式、各種端末装置等の研究開発を行い、サービスの向上と運用、保守業務の効率化を図ってまいる所存でございます。

また、国際協力活動の一環として、海外研修生の受け入れ体制を充実し、あわせて職員の福祉向上を図るため、新宿分室の跡地に、新宿会館（仮称）を建設するとともに、昨年度に引き続き国際電気通信学園の建設を実施する計画でございます。

以上の設備投資計画に対しまして、総額約二百五十三億円を予定しております。さらに、対外回線の拡充計画でございますが、本年度は加入電信用回線百四十九回線、電話回線二百一十一回線を初め、電報回線、専用回線等四百四十二回線のほか、テレビジョン伝送対地六対地の新増設を計画してございまして、昭和五十三年度末の総回線数は三千五百三十七回線となる見込みでございます。

昭和五十三年度の収支でございますが、主要業務の需要量を国際電報三百九十三万通、国際加入電信二千七百五十一万度、国際電話千三百四十九万度と予測いたしまして、この予測のもとに収入については約千二百五十三億円、支出については、経費の節減と資金の効率的使用に努めることとし、約千五百五十九億円を予定いたしました。

以上、簡単に申し上げますが、事業概況の御報告といたします。

最後に、当社は創業二十五周年を迎えるに当た

り、先人の功に恥じぬよう国民の皆様から負託された会社使命の達成に渾身の努力を傾注すべく、役員一同、覚悟を新たにしておる次第でございます。何とぞ、今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(栗原俊夫君) 以上で説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入りますが、本日は、便宜、前回行いました日本電信電話公社関係に対する質疑と合わせて行うことといたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中野明君 私、きょうの本題に入る前に、昨日発表されました三公社五現業のベースアップの問題ですが、非常に三・八％という驚くべき低い数字が有額回答として出されたわけです。過日の当委員会の質疑でも大木委員からも御発言がありましたように、現在の厳しい情勢を考慮して、組合側におきましてもストの問題については慎重に対処する姿勢を持っているという意味のお話もございましたが、このような物価上昇にも満たないような低い回答で、あたかもストをしろと言わんばかりのような、こういう状況では非常に私も愛するわけですので、もうすでにきょうから国鉄もストに入っていると、こういうような状態でありまして、これはどこまでも個々に労使の話し合いによって決定をしていかれるべきものでございまして、大方の国民のやはり理解と納得の得られるようなそういう結論を出すことが好ましいと私も思います。そういう意味で、今後精力的に労使の話し合いを進めていただいで、不況で苦しんでおる鉄鋼よりもまだ低いような有額回答では、どうしてやはり官公労の皆さんも納得できないだろうと私も理解をいたします。この点、公社並びに郵政省、両方に関係がありますので、大臣から、この問題について今後の御所見を一応お伺いして、そして本題に入りたいと思います。

○国務大臣(服部安司君) このたびの有額回答については、昨日公共企業体等関係協議会が持たれました。いろいろとおの立場で意見が持

交換があったわけでありまして、御指摘のとおり、昨年よりかなり大幅に下回っていることには、これはそのとおりであります。これについてのおの立場でいろいろな意見の交換がありましたが、政府全体といたしましてはきわめて厳しい財政事情であるので、とにもかくもこれ以上のことはどうして無理だということであくこのように回答に相なったわけでございます。私といたしましては、いまこのようにありたいかと、今後このようにしたいとかということとはちよつと差し控えたいと存じますので、御理解のほどを賜わりたいと思

います。

○中野明君 予算にも一応五％は計上されておるんですし、それに定昇もあることだし、やはりストが起りますと迷惑をするのは国民大衆でございまして、これはもう起ってしまったら、どっちが悪い、こつちが悪いと言っても、最後は国民大衆が迷惑をするわけですから、こういう点については精力的に今後労使話し合いをして、組合の皆さんにも納得のいくように努力をしていただきたい。余りにもこれは低過ぎるのじゃないかという私の考えだけを申し述べて、本題に入りたいたいと思います。

きょうは委員長からお話がありましたように、KDDと電電と両方質疑という日になっておりますので、両方一緒になる場面もあるかも知れませんが、ただいま板野社長から国際電電の事業報告がございまして、それに関連して質問を進めていきたいと思ひますが、まず最初にお尋ねをしたいと思います。KDDの新宿の本社ビルに隣接してある東京都の所有する土地、これを何とかKDDに買ってこれぬかという話があつておるようですが、東京都はいま財政窮乏のあり、何と云へども土地を売つても急場をしのぐというところのようですが、この点についてKDDの考えをお聞かせ

いたいただきたいんですが、

○参考人(板野學君) お答え申し上げます。私どもの新宿局舎の隣地の問題につきましては、東京都の方から私どもの方にこれを買ってほ

しいという申し出がございました。元来、私どもがあつた土地を取得する当時、一筆の土地をなしておりまして、全体で五千二百坪、約一万五千平方メートルでございますが、そういうことでございまして、東京都の方といたしまして、前から一筆の土地をこれを二つに分けたと、これは国際電電の事情からそうしていただいたのでございまして、東京都の方と関係もございまして、東京都で土地を処分するというような方向になりますというのと、まあもともとそうであつた土地でございまして、KDDにひとつどうでしょうか、買つていただけないでしょうか、こういういわゆるお話がございました。まああいさつがあつたというふうには私どもも考えておりますが、また、東京都といたしましては公共的なことにこれが使われるということは非常に望ましいことだということも御意見もございました。

私どもといたしましては、これはいろんな価格の問題とか財政の問題とか、私どもの長期にわたるいろんな検討を加えないといふことはなかなかその徹底をしにくい問題でございまして、それらの点を十分今後ひとつ長期の長い目でこれを見て検討したい、こういうふうにお答えをいたしました次第でございまして、ただいま検討しておるという段階で、全く白紙の状態ではございません。ことをお答え申し上げます。

○中野明君 その土地はKDDとして、将来のこととは別として、必要度はあるんですか。

○参考人(板野學君) この五、六年のことを申し上げますと、ただいまの局舎にも相当余裕がございまして、それはもう十分の局舎でやっていける、また大手町等もございまして、やっていけるというふうな考えをしておりますけれども、将来、長い十年、十五年というふうになります。これは国際通信の動向等も十分ならみ合わせないといふことが必要であるかどうかという判断ができませんので、私どもはそういう長期にわたるひとつ判断をしなければならぬ、こういうふうな考えをしております。

○中野明君 大手町を本社ビルへ移すのは大体いつごろの計画でおられるんですか。

○参考人(板野學君) 四、五年のうちには大体移転ができると思ひますけれども、しかしまた反対に、何といたしましてその大手町の方はビジネスの中心街でございまして、オートメックス等新しい設備、データ通信等の設備もその一部はやっぱり大手町に置くということになりますので、これを併用いたしまして総合的に運用をいたしたい、こういうぐあいに考えておる次第でござい

ます。

○中野明君 もし必要がなければ、もう必要がないということをはっきりされた方がよろしいんじゃないかというふうな気がするわけですが、いま検討中ということではございまして、この程度にしておきます。

続いて、先ほどの社長の報告では、かなり国際電電は順調に経営がいつているようでございまして、御承知のように電気通信ユーザーの協議会並びにこのメンバーで市況情報センターとか、あるいは電通の国際情報サービスあるいはパン・アメリカン航空ですか、この三者が、本年の一月に、国際専用線の値上げを認められたことについて、郵政省を相手にして行政の不服申し立てをしたと、このように言われておりますが、この状況を御説明

いただきたい。

○政府委員(江上貞利君) 専用線の料金値上げでございまして、これにつきましては日本電信電話公社と国際電信電話株式会社と両方ございまして、お尋ねは国際電信電話株式会社についてでございまして、それについて御説明をさせていただきます。

国際電電は電信級回線の値下げとともに音声級回線の一部につきまして料金改定の申請をいたしましたのでございまして。郵政省が昨年行いました国際回線の専用料金の改定にかかると関係いたしました、一部の利用者等からただいま御指摘のとおり異議の申し立てが提起をされております。申し立ての内容でございまして、国際電電は良好な収益

を上げておられると聞いておりますが、この状況を御説明

を上げていたので値上げの必要がないのではないか。あるいはまた伝送速度別に料金の格差を設けることは、最高速度制限をすることは技術開発を妨げるのではないかとといったこと等の理由をいたしまして、これらの認可処分が不当であつて、その処分の取り消しを求めるといふものでございませう。郵政省といたしましては現在これにつきまして慎重に検討いたしておる段階でございます。

○中野明君 私もこの異議申し立て書を見せていただきますが、かなり理屈があるように読めるんですが、これは行政不服の申し立てで異議が認められたらどうなりますか。

○政府委員(江上貞利君) まだ郵政省といたしましてはこの異議の申し立てに對しましてどのような取り扱いかを決めておりませんので、大変お答えいたしにくいわけでございますが、仮にという前提を置いての御質問でございますので、仮に認められるといたしますと、申し立ての内容が専用料金の値上げをしないようにということでございますので、そのような取り計らいにならうかと存じます。

○中野明君 これは予算委員会でもたびたび問題になって論議されております。衆議でも問題になっておりますが、国際通信料金の単位ですが、これは大臣も前向きに検討をとお答えになっております。I.T.U.の条約で金フランというふうな定められておりますが、現在は変動相場制になっております。そのためにこれは問題があるのではないかとというのが指摘されるところでございますが、現在、日本とアメリカの取り決めはいつ取り決めたことでもそのまますと継続しておるのかということが一点です。その点を最初にお答えいただきたいと思つております。

○中野明君 そのときの円とドルの換算は幾らになつておりますか。

○参考人(鶴岡寛君) 三百六十円でございませう。

○中野明君 三百六十円、これは固定相場場のとき

ですわね。それで現在変動相場になつて、円が現在もう二百二十円を割つておるわけです。これほど円が上昇しているということについては非常に私も素人の判断で疑問を持つわけですが、その辺アメリカと取り決めたし直す用意があるんですか、どうですか。

○参考人(鶴岡寛君) この問題につきましては、当時確かに三百六十円のベースで取り決めたを、いわゆる日米間の協定料金また計算料金、国際的決済上から申しますと決済料金でございますが、それを決めましたわけでございます。しかし、現在二百二十円ベースでございます。一ドル当たり二百二十円ベースでございますが、それとの差がすなわちわれわれに国際決済上の差益をもたらすといふものではございませんわけでございます。

と申しますのは、国際間の、たとえば日米でもどこでも同じでございますが、通信料金の決済は相手国との間の発信の通信料と着信の通信料を相殺いたします。そうしてその残りの部分、いわゆる差の部分、これにつきまして発信側が着信側に對しまして着信分の取り分を支払う。そしてその場合各国の取り分は金フランによつて協定で定められておりますが、この金フランによる取り分を受け取り側の国の指定する通貨に換算する、これが問題でございますが、この差額、いわゆる清算額を決定しました時点、その時点の為替レート、これがたとえば二百四十円であるといつたしますと、今度はそこでいけば債務が確定いたすわけでございます。これは毎月やるわけでございますが、そうしますと、今度現実に支払いをいたすのはこれから数カ月おくれです。そして、その現実に支払いの実行期が為替レート、それが二百二十円であるといつたしますと、その二百四十円と二百二十円の差額の二十四分だけがいわゆる為替レートの差益になると。この場合は、払いが多い場合は差益になるわけでございます。逆の場合は差損になるわけでございます。しかし国際通信の場合は、御案内のとおりお互いに発信と着信がほぼ同額、均等しているというのが現実の姿である

と。したがういまして、その差額、必要な清算額といふものは非常に小さいといふことでございませう。

仮にKDDの場合考えてみますと、五十二年度の上半期は、ときどき新聞でも出ておりますように一億八千三百万の為替レートの差益を生んでおります。しかし、四十七、八、九年は、これはドルが一たん弱くなつてまた強くなつた時代でございます。したがういまして、この期間においては日本は損をしていふような状態があつたわけでございます。五十一年度はこれはまた円が三百円台から二百四十円対ドルになつて円が強くなつた、現在もそうでございますが、一億七千万ばかりのレート差を生んでおると、大体そういうふうなことであるわけでございます。三百六十円といふものは、そのような国際決済上のいわゆる為替レートの差、そういうものはいま申し上げたような意味で切り離されておると、さういふに申し上げたいと存じます。

○中野明君 いや、私は国際電報の利益云々というよりも、国際通信料金ですね、これがもう崩れているんじゃないかと。三百六十円という、これいつまでもこのまほつておいていいものかどうか。これはもう日本だけではなくして世界各国やはり問題があるんだと思つてますが、その辺の取り決めたし直す用意があるかどうかといふこと。これは郵政省の方ですかね、その辺をちょっと。

○國務大臣(服部安司君) これは各国ともに御指摘のような問題が出ておりますので、近く開かれる国際電信電話連合ですか、ここで精力的にこの問題を取り上げて実態に即した方向で大いに努力をしてみたい、かように考えている次第であります。

○政府委員(江上貞利君) 事務的に補足をさせていただきます。

先生御指摘の、現在各国の通貨単位になつております金フランの問題が一番大きいのではないかと思つてますが、これにかわりまして新しい貨幣単

位の創設を何か考えられないかということにつきましては、ただいま大臣から答弁申し上げましたとおりでございます。国際電信電話諮問委員会、C.C.I.T.T.におきまして作業部会を設けまして取り組んでおるところでございます。本年もすでに第三回の会合が開催されまして、金フランにかわる新しい貨幣単位の創設の問題が論議をされてきたわけでございます。ただ、先生よく御承知のとおり、これにつきましては国際電気通信条約の改正が必要でございます。それに加えまして、現在なお通貨情勢が不安定であるということもあわせ考えまして、作業部会といたしましては今後さらに討議を重ねていこうということに相なつておるわけでございます。一応のめどをいたしましては、次回、まあこれは何年か先になるかと思つてますが、全権委員会が開かれる折に向けましてさらに検討を進め話し合いを進めていきたいと、国際的にはこのような段階でございます。

○中野明君 じゃあ話を戻しまして、大臣が予算委員会でも御答弁になつておられますように、KDDが国内の利用者から収納する料金、これがアメリカとやりますときに、最初の三分間だけいまだになつておりますか。

○参考人(鶴岡寛君) 三千二百四十円でございませう。

○中野明君 アメリカからは。

○参考人(鶴岡寛君) 一ドル二百二十円で換算いたしますと千九百八十円でございませう。

○中野明君 そうすると、国際電報が国内の利用者から収納するのが、最初の一通話というんですか、三千二百四十円、アメリカでは九ドル、千九百八十円、非常に不合理になつておるわけですね。それを国際電報の経営状態をならみ合わせて検討する、国内料金を、利用者から収納する料金を検討するといふふうな大臣も御答弁になつておるんですが、その後の程度話が進んでおるんですか。

○國務大臣(服部安司君) 先ほど社長からも事業の概要の説明がありました。いま郵政省と国際電信電話株式会社と事務的に、国際電信電話

全体の収支を見ますというのと、私の方は一千万円残念ながら赤字でございますので、それをさらに料金を調整しますと、対米関係の通話だけとりますとさらに私どもの赤字を拡大すると、こういうことに結果としてはなるということだけ申し上げて……。確かに違和感がございます。おっしゃるとおりでございます。

○政府委員(江上貞利君) ただいま御指摘の同一の関係の双方に適用される料金に著しく不均衡が生じないようにという点でございますが、国際電気通信条約の付属規則を恐らく指して御指摘をいただいたのではないかとこのように存じます。

それで、この付属規則でございますが、著しい不均衡というほどの程度のことを言うのかということになりますと、実は付属規則自体には明文の規定は、御承知かと思ひますがございません。なお、ヨーロッパ大陸内相互間の通話の収納料金を決定する場合には、原則として通信事業者間で協定されている料金の国内通賃相当額にするということになっておるわけでございますが、もちろんイコールということではございませんで、各国の通信政策上の見地等から一定の許容限度内で高くしたり安くしたりということができるといふことになっておるわけでございます。ただ、これはヨーロッパ大陸内の関係でございますが、インターコンチネンタルという関係では、現在のところそのような勧告はございませんけれども、一つの尺度といたしまして、私もといたしまして、ヨーロッパ大陸内のそういう勧告については参考になるというふうには存じております。

○中野明君 これは聞いておつてもどうもよくわかりませんが、変な仕組みになってるのだなという感じがわかりません。もう少し何か納得のいくような、だれが聞いても当然だということにならぬものでしょうかね、これ。どうも話を聞けば聞くほどよけいわからぬようになって、いよいよ変なシステムになってるようです。これはぜひ納得いくように解決するように努力

力をしていただきたいと思ひます。

で、これは幾ら聞いても——国際電電としてはアメリカで考えた赤字だということ、その点はちょっと料金を是正するのが困るという意味のことだけはわかつたですけれども、それじゃ、こつちもこの不合理をどうするのだということ、いずれにしてもその押し問答でもしようがございませぬが、KDDの最後の質問として、これは確かに社長の報告にもありましたように、非常に順調に利潤を上げておられるわけですが、この辺で、もう二十五年になったわけですから、国際電電としての適正利潤といふべきか適正利率といふべきか、これはどうあるべきかということはやはり結論を出すべきじゃないだろうか、こういう気がするわけですが。

確かに株式会社でございませぬけれども、独占企業であることはもう間違ひございません。ですから、無制限に利益を上げてよろしいというわけにはまいらぬでしょうし、やはりKDDとしての適正利益といふのはどうあるべきかということについて、電電公社は、電信電話諮問委員会の答申の中で資本利益率が五から七というふうに出ておりますし、ガス会社も電力会社も、やはり適正利益率といふものはそれなりの規制があるように私どもも承知しております。この辺は大臣どういふふうにお考えになっておられるのですか。

○国務大臣(服部安司君) 先ほども申し上げましたとおり、この事業概況報告では、中野先生の御指摘のとおりで、かなりの利潤を上げております。もう二十五年、もうこの辺で適正利潤にいわゆる切りかえるときではないか。ここでぼくは、この料金体系は、金フランの何とかまああなたが言うて、ぼくもわかつたような、わからぬような説明をしようという受けておるわけですが、ここで国際間で決めることはかなり、先ほど申し上げた、慎重に答えたところもあつて、ちょっと時間がかかるのじゃないですかというぼくの判断でしたが、国際電信電話株式会社の経営内容、事業内容、それから、ぼくの見た感じでは完璧な施設の

整備ということも断じかねる点も少々このレクチュアを受けて感じておりますので、こういったものを総合的に、いまだの程度、何年間または何カ月間こういう施設をやらねばならないかと、諸外国に対応するために最も良質の品質のいい内容のものを供給するといふ点について十二分に考え合せて料金体系といふものを考えてまいりたいと。そのことについては、先ほど申し上げたのは、いま真剣に検討を開始している段階でございます。

○中野明君 いま大臣の御答弁も、大体大臣も私と同じでよろからぬのじゃないかと思つて、しかし適正利率はもうそろそろ決めておくべきじゃないだろうか、こういう必要を私も感じますので、その辺は精力的に検討をお願いしたいと思います。

それでは、公社もおいでいただいておられますので、電電公社関係に入りたいと思ひますが、電信電話諮問委員会の答申によるまでもなく、私どもももう日ごろから、データ通信の多年にわたる赤字を内部で相互補助して賄つてきておられます。これは問題であると思つておられます。で、諮問委員会の答申を見ますと、データ通信に関して収支改善計画の作成を行つて、電話利用者などの了解を得るよう努めなければいぬといふことを言つておられますが、このデータ通信の収支改善計画といふのはどうなつておられますか、見通しを最初にお聞かせをいただきたいんです。

○説明員(奥寛次郎君) お答え申し上げます。データ通信事業の赤字につきましては、確かに御指摘のとおり諮問委員会でもいろいろ御意見がございました。したがしまして、答申にありまうように、できるだけ早く赤字をなくすように収支改善計画をつくるように言われております。したがしまして、われわれといたしましては、現在これにつきまして鋭意計画を作成中でございます。しかし、御存じのとおりなかなかデータ通信事業の諸情勢といふは、内外の情勢は非常に厳しゅうございます。したがしまして、景気の動向も

ございませぬし、あるいは外資のいゆる進出といふいろいろ検討しておりますので、ちょっと時間がかつたわけでございますが、何とか早くそれを作成したいということでございます。

○中野明君 いままで内部相互補助を幾らぐらいなさつたんですか。

○説明員(奥寛次郎君) 内部相互補助といふは、決算で申しますと五十一年の収支差額赤字は四百億でございます。あるいは五十年、三百六十億、四十九年、三百五億、四十八年、二百四十三億でございます。その総計をいたしますと、収支差額の計は赤字といたしまして一千三百一億でございます。

○中野明君 それで、これはいま検討中とおつちやつておられるんですけれども、大体あと何年ぐらいで赤字に転じようという目標を持っておられるんですか。

○説明員(奥寛次郎君) お答え申し上げます。それは非常にむずかしいございまして、なかなか見きわめつけかねておりますが、われわれ、めどといたしましては何か五十六年ぐらいには単年度の収支を黒字にしたいと考えております。

○中野明君 過日の当委員会でも大木委員の質問で、大臣は、データ通信についてはいかなる犠牲を払つてもという非常に強い決意を表明しておられます。これは私も同感でございます。確かに電電公社が国策の一環としてデータ通信に取り組んできたという、これは私も大きく評価をいたしておるわけですが、そうだからといって無制限にいつまでもいつまでも、赤字で、それは全部やはり電信電話の利用者にかぶつてくるわけですから、そうすると私は、国の姿勢をここで問いたいわけですが、国としてこの点についてどのような見解を持っておられるのか。どうもいま担当に聞いても、なかなかむずかしいので五十六年に何とか単年度でというふうなお話ですけれども、それもあやふやな気がいたし

ますが、このままでほっといいのかどうかという、電話利用者に納得が得られるかどうかという二つの問題が出てまいります、大臣の御見解を伺いたい。

○国務大臣(服部安司君) 正直申し上げて私も就任間もなほ中野先生御指摘の内容の点をかなり厳しく総裁以下関係者に詰めたわけであり、しかしながら、これまた一面御指摘のとおりに国策である、また情報化社会に備えて十二分な配慮をせねばならないという責任もあるわけでございます。私はその考え方を踏まえながら、

とにもかく技術開発、また合理化、また企業努力、すべてを合わせて成果を上げながら、きわめて近い時期に採算のとれるような方途を講ずるべきであるという私の結論を申し上げ、総裁以下これを了承いたしましたので、私が先般の大木先生に答えたような事情でございます。したがって、私はこのまゝいわゆる電話利用者、電話利用者すべてに重荷をかけるという考えは毛頭持っておりません。ただ、実態がこういう事情であり、早い時期に解決のめどを立てたいと考えておる次第でございます。

○中野明君 大木委員の質問のときも、電電公社は税金で給料もらっているのは一人もおらぬと、また事実そのとおりだという意見の交換があったわけですが、そうかといって、大臣が、どんな犠牲を払ってでも公社にはね任して、そして片方では電話利用者に、こういう事情でございますから、ごしんぼうください、電話賃も上がりますけれども御勘弁をという、これだけで果たして納得が得られるのだろうか。やはり国策としてやる以上、この間、機情法の問題のときも、マスコミの見目では、この機情法で通産省が相当積極的に乗り出してきたら郵政省あわてたというふうな、そういう見方をされておるわけです。非常に郵政省自体が、そういう場面が来るとあわてて、大臣もこの間おっしゃってたように、省を挙げてこれを阻止しろと。ただそれだけじゃいかぬと思うんです。

ね。このデータ通信というものについて、郵政省として間にごとまで本腰を入れて応援をし、あるいはまたそれについての取り組みをしているか。ただ、通産省の方からそういう法案が出てきたら、それは大変だと、これはおれの受け持ち区域を侵されるというふうな、そういう意味じゃないと思えますけれども、これを阻止しろ、省を挙げて阻止しろというふうな指示をしたというふうなことをおっしゃってありますが、余りにも間に合ったらかしといて、電電公社にはね任しといて、そしてそういう問題が出てきたら、これはおれの所管だからこれだけは切り離さなきゃ大変だというふうなあわて方をしているように一般から見られていくわけです。そういうことを含めまして、このデータ通信の問題については電電公社だけに本當にこのまま任しておいていいのかどうか、その経済的な負担をですね。これは電電公社に任せば当然電話使用者にかぶってくるわけです。いままでも千三百億からの赤字を累積してきているわけです。これ五十六年まで言うともまだ赤字が累積されるということですが、この点郵政省として何か手を打たれる考えはないのですか。

○国務大臣(服部安司君) 通産省が機情法を提案しかかるとあわてたためにというお言葉ですが、決してそうじゃないわけなんです。これは国民のサイドに立って、二重行政の煩わしきというものを排除するために、省を挙げて阻止せよという指令は確かに出しましたが、これは私は国民の立場に立って、両行政でやられたら大変だろうという考え方であったので、この点御理解を願っておきたいと存じます。

それから、電電任せではどうかというお言葉ですが、きりとて郵政省、国がこれに財政援助を与えるということもこれまたどうなのかという問題が出てくるわけでありまして、私はこのデータ通信本部のいろいろと内容を聴取いたしました、したが、決して捨てたものではないという結論に達しております。簡潔に申し上げますと、現在の許容

量の中のもうきわめて限られた二、三割程度の活動しか開始しておらないと。現在の設備の内容からいくならば、もう少し努力をしていただいで、大口の需要家を求めるならば必ずばくは企業採算に乗るといふ判断をいたしました。いかなる犠牲を払ってもこれを仕上げろというものが、そういう基準で申し上げた言葉であることもあわせて御理解をいただきたい。

そこで、私は御協力のできる問題は、現在大蔵省との契約もあります、特に官庁関係で、民間企業に圧迫感を与えない範囲で、こういった大蔵省会計システム等の官庁システムですか、そういうものも大いに活用いたしましたし、かなり当初の計画どおりの実現は、少し時期はずれましたが、でき得るものとの確信のもとに今日まで進めてまいり、今後もその立場で大いに努力をしてまいりたい、また努力をするように強く要請してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○中野明君 過日米の大臣の姿勢、そしてお考え方はよくわかるし、私もよく理解しておるんですが、いまままで推移をしていくと、どうして私は電話使用者といいますが、一般の納得は得られぬのじゃないだろうか、このままでするわけでは、今後格段の努力を公社側にも要望しておきます。ちょっと時間がかり過ぎて当初の見込みよりは違ったのかもしれないが、そうかといふって外国のいわゆる攻撃というのはまことに激烈でございますので、公社孤軍奮闘していただいでいるので、その点は評価はいたしておきます。よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、次の問題ですが、今日では日本国じゅうどこへ行っても電話のない家がないぐらいにいたしまして、いままでの努力は大きく評価いたしますけれども、御承知のように時代とともに国民の生活というのは大変広域化されてまいりました。交流も大きく激しくなっております。

ます。ところが、この電話料金の問題でございますが、これは答申にもうたわれております。近距離と遠距離の料金の格差が余りにも大きくなって問題であります。しかも、段階が何段階ですか、すこい段階があるわけですね。これをいまままでの料金で言えば距離別時間差法で計算をされてきたようですが、コスト主義というのもこれ加味をしなきゃならぬということで、料金体系の見直しといえますか、この時期を答申も示唆しておるようですが、この点についての御見解を電電公社の総裁ですか、お願いたします。

○説明員(秋草篤二君) 遠距離通話と近距離通話との比較につきましては、歴史的にはかなり合理化されて、何回かの段階を踏んで今日に来ております。にもかかわらず、今日一番近距離であるいわゆる旧市内通話という料金を一番遠い最大の遠距離との比較は一通話について七十二倍という大きな差がございます。これは世界各國の料金との比率におきましては日本は一番大きな開きがある。したがって遠距離通話については、日本の通話料金というものは遺憾ながら一番高いというふうに私は残念に思っております。これは料金改正のたびに、今日技術革新がこれだけ行われまして、特に伝送路の革命的な進歩というものは目覚ましいものがございますので、いち早くもって世界料金並みに格差の縮小を図らなきゃならぬというところは考えておるわけでございます。このたびの答申もまことにその点を言われておると思っております。

これはまた細かいことは関係の理事、局長から御要望があれば答弁させていただきますが、いつこれをやるかということでは、できるだけ早い機会に、今度の料金を是正する機会にはこの点が最大の眼目だと私は思っております。当面ちょっといま料金値上げを改正する気持ちはございませんけれども、少なくとも第六次の後半かあるいは七次の初めころには料金問題も財政一般の問題として改正せざるを得ない事態がくれば、そのときに考えなくちゃならぬ。ただこの問題は確かに遠距離は高う

ざいですが、いまの公社の財政事情からいいますと、高いものだけ安くするというわけにはまいりません。バランスの上に立って、すなわち近距離の三分十円という問題に対しても当然御検討いただかなければ、これはバランスが立たないものでございまして、それをひとつ御検討もまたお願いしなげなぬと思ひます。一口に言へば、近距離の通話料は世界で一番安い、遠距離は世界でも余り誇れない高い料金になっておる、こういう現状でございます。

○中野明君 料金の話をするのは私あんまり好かぬのですが、料金の話をすると必ずいまのようなことをおっしゃるんですね。片方で上げてくれたら片方で下げますという、それでは公社としての経営努力といひますか、先ほどデータ通信のこととも言っているわけですが、片方でそういうようなことをしておいて、そして料金だけは電話料金だけの中でやろうとする、こういうことではどうして値上げも理解得られないと思ひます。ですから、やはり内部で努力し、そしてまた経営努力をやっているわけ、これ技術も進歩しているんですから、料金だって本当は安くして、私の考えでは遠距離を下げればみんなの生活が広域化しているんですから使用量が多くなるんじゃないか。いまはちょっとあんまり高過ぎて電話をかけるのでも考えますよ。私は国元が高知ですけれども高知から電話をかけたなら二秒半で十円でしょう。総裁はおかけになったことがないかもしれせんけれども、十円を公衆電話でかけようと思つたら高知から東京へちょっと用事がある話しようと思つと恐ろしいぐらい要りますよ、二秒半でどとどとどとどと落ちるのですから、これは寿命が縮むぐらい電話で話をしようといひよ高いものだと思ひますが、そういう目に遭うとやはり三回に一回になってきます、かけるのはだから、これが安くなるご利用の回数が増えるんじゃないか。これはおたくの方としては自分の収入をにらまなければならぬからそういう推測はなかなか恐ろしくてできないというところはございまして、

うんですけれども、実際私は安くすれば使うんじゃないかというふうな気がいたしますよ。だから、市内料金の十円をちょっと上げてくれたらさそちを下げますというストレートですぐそこへ理屈を持ってこれられるのじゃない、やはり遠距離を下げたらそれだけ交流が広域化されていくわけですから、昔と違つてずいぶん交流があるものから使用する、そういうことも見込んで検討する必要があるんじゃないかと、こういうふうには思ひます。そしてデータ通信の問題もいま絡んで出てきております。そういうことを含めて、これは早く、七十二倍というのはたまたまぬです。だからこれは下げれば使用する人がふえらると、私はこのように見通しを持っています。そういう点を申し上げておきます。

それからも一つ、諮問委員会では料金法定主義をやめたらどうか、こういうような方向の答申が出ておられますが、これは郵政大臣と総裁とお二人の御見解をお聞きしたいと思ひます、この料金法定主義について。

○國務大臣(服部安司君) 私はそういう考えは持っておりません。

○説明員(秋草篤二君) この問題はきわめて高度の政治的な判断を要する問題でございまして、私どもがこれこれ所見を述べる筋合いではございせんが、ただ強いて所見を述べると言ひますれば、それに似たケースがございまして、過去におきまして、例の公共企業体基本問題調査会の際の答申、前米澤総裁以来、それから今回になりましても福田内閣になってからの新しい会議が行われましても、先般私どもの文書をもって私どもから所見は申し上げました。それによりますると、現在の法定主義を改めて、ただそれにかわる少なくてともいまの料金の審議の段階を内閣までおろす合理的なりっぱな民主的な先生なら審議会の委員によつた審査を得てそれで内閣に答申する、少なくともそういうことはいんでなからうか。これにはいろいろな説明、理由、各国の事情等も述べまして、静かに意見を開陳さしていったことは

事実でございまして。それをもって御答弁にかえます。

○中野明君 私どもも、この料金法定主義というのは守るべきだという考えは持っています。これは現在の先ほどから議論してありますようにデータ通信の問題一つ見ても、これは法定主義のもとでなおかつ国策と言ひながらもうそういうことをやらせているわけですから、これが法定主義が外される、もういよいよ電話使用者にむかひ寄せがくるといふような心配を私どもも持っておりますし、この点は総裁の意見は意見として私どもも聞いておきますが、郵政大臣の先ほどの御答弁で一応了解はいたしておりますが、これは改めるべきじゃないんじゃないか、こう思つております。

では、公社の経営姿勢の問題について触れさせてもらいたいと思ひますが、国民の皆さんに信頼される電信電話事業、これが公社の健全な発展をしていく上において一番の眼目だろうと思ひます。要するに利用者との信頼関係、これが一番大切であります。そういう点で、公社は毎年新しいサービスを考え出して利用者の利便に供しておられるということについては、私どもも大いに評価はいたしておりますけれども、その反面で電話利用者の苦情の処理、これが重大なサービスの一つであるという認識を深めてもらいたい。新しいものを考え出して次々新しいサービスを提供する、これもサービスですが、利用者の苦情、これを納得いくように処理をしていくというのが最大のサービスじゃないだろうか、このように思つておりますが、最近新聞とかあるいは週刊誌あたりで非常にその問題についてがたがた問題が出ておるわけですが、電話料金の算出に対する苦情、これが非常に大きな問題になってきております。

それにはやはり利用者が納得する解決をしてあげなければならぬと私どもも思つておりますが、この電話料金の公社が請求をされておる苦情が、その件数で、年間の苦情の件数、そしてその苦情の件数の中で、明らかにこれは機械の故障というところで、何かの手違い、機械のちよつと

したミスで、誤りでございました、電話料金の請求の金額が違つておりました、こういう件数は一体どれぐらいあったのでしょうか、ちよつと。

○説明員(浅原廉人君) お答え申し上げます。五十一年度の数字でございまして、件数といひまして十九万二千件ほどになっております。これは年々大體少しずつふえてきておりましたが、四十七年度が十二万三千件でございましたが、その後お問い合わせはふえておる。それに対して、いま、請求書を発行いたしました後いろいろお客様からお問い合わせがございまして、それにつきまして調べて、私どもの中で作業上の問題あるいは設備上の問題というようなことに起因いたしました事故が見られました件数、これは逆に減つてきておりましたが、五十一年度で二千九百件に年間なつております。四十七年には三千九百件でございました。いろいろ努力をして減らしてきておりましたが、やはりこういうふうにお問い合わせ、苦情というものがふえておることにございまして、大要恐縮に存じておる次第でございまして。

○中野明君 これは公社としてぜひ手を打たなければならぬ問題だろうと思つております。相手の勘違いももちろんありましようし、いろいろありましても、納得のいく裏づけのある説明ができないとますます不信は増大をしていきます。私は、公社のこういうことに対する取り組みが非常に薄いと云ひますか、弱いというのですか、そうじゃないかという気がしてならぬわけですね。要するに、当委員会が審議をしますNHKの受信料は私わたくしどもとめられませんね。NHKだけとめてくれと言つたつてこれはとまらぬのです。しかしおたくの場合は、電話料金を私わたくしどもとめられませんね。そういうことがあるものですか、苦情の処理に対しても少し私には不親切になつておるのじゃないか、こういう気がしてなりません。

総裁も局長もお続みになつたのじゃないかと思

ひます。

います、元電報電話局長が朝日新聞の「論壇」というところへ出ておられます。これは現場で実際に最先端の窓口で長年仕事をしてきた、そして卒業された人ですね。この人の意見というのは、私、これ読んでおいて本当にもっともな意見だと思えます。使用者から苦情が出た場合に、納得する材料を公社が持たなければいかぬじゃないかというところで、メーターを個人の宅に置くということ、これが一番理想でしょうけれども、これはとてもじゃないが問題にならぬだろうと本人も言っております。電気やガスはメーターがありますから、自分で大体何に使ったという見当がつくところから、請求書が来ても納得するわけですけれども、電話の場合は何にもこっちは側、使用者側にはないわけですから、公社から請求が来たらストリートでそれを受けなければならぬ。こういうところから不信と苦情が出てくるわけですね。この方がおっしゃっているのは「通話データを記録する装置を設備してはどうだろうか。米国では早くから実施しており、現在の日本の技術水準からみても不可能とは思えない。この装置を設備することによって度数料の苦情の解決には有効なはずである。」と。新しいものを開発することも大事かしらぬけれども、通話データの記録装置の整備の万全を期した方が、本当に不信感を解消して公社が国民の理解を得られる一番のものになるのじゃないかということをお述べおられますが、これは現場で、第一線で一般の使用者と接近しておられる人の意見だけに私は尊重しなければならぬと思っております。この点についての公社の考えを。

○説明員(玉野義雄君) 先生の御説ももっともでございます。内訳書がありまして非常にお客さんにも理解がしやすいという点は先生のおっしゃる通りだと思えますが、多少説明させていただきたく思います。アメリカで料金内訳書をつくっておりますのは、実はアメリカは一社独占でございますので、かなりな、一千以上の電話会社がございますので、相互に通話の乗り入れがあるわけでございます。その差し引き計算をするためにどうして

ても公社としても内訳書が要るというような歴史的過程がございます。ヨーロッパ等は一社でやっておりますが、ないしは国がやるのか、そういうところでは内訳書をつけておらないわけでございます。

それで、そういう点につきまして私たちがいろいろ検討しておりますが、いま内訳書をつくるという点にいたしますと、電子交換機の設備が大体五割程度でございますが、電子交換機ですとかなりうまいかという点がございますが、それ以前におきまして現在私たちが至急検討して結論を出したいというふうなことを考えておりますのは、現在度数の計算を月一回写真に撮ってやっておりますが、これを月二回あるいは三回とか、あるいは激しいときは毎日とか、これは場所によると思いますが、そういうことをいたしましてこれを一部試験していただくのがございますが、それによりましてかなりお客さんの納得が、七、八割得られるという実績がございますので、そういう点を全国的に逐次広げていくという方向で現在検討しておる段階でございますが、これも早急に結論を出しまして早く手を打ちたい、こういうふうな考えております。

○中野明君 総裁、御意見を伺いたいのですが、これは本当に公社のぼくは将来の経営にかかわる問題だろと思うので、請求の明細がないのに金を払うというの、これはもう不信を持ち出したら際限が尽きません。週刊誌等で大げさに書いておられますが、ああいうのは私も別にそれをどうのこうのと言う気持ちは毛頭ありません。少し針小棒大におもしろおかしく書いてありますから、別にそれを取り上げてどうのこうの言う気持ちはありませんけれども、いま申し上げたように、現場で長い間報局長としておられた人が、公社としてはこうあるべきだという示唆をしているわけですので、こういう点何か間違っているんじゃないかと言ったときに、いや実はこうこうでございますよという説得力のある資料、これ

をやれば公社で用意しないと、何か先ほど、アメリカがたくさんほかの会社があるから、それをどうして必要に迫られてやっただけだけれども、日本は独占でございますからそんな必要はありません。んというふうなふうには聞かされたんですが、それじゃ独占が悪いんじゃないかということになります。利用者あつての電電公社でございます。ですから、独占であればあるほど、どういふのですか、競争しているところ以上にサービスと理解を求めなければこれはもう大変なことになるのじゃないか。

だから、私先ほど申し上げたように、公社は、電話費払ってくれなければもう電話ばつと切ってしまうことができるから、意外にこういう点にいていままでもから延び延びになり、精神的に取り組まなかつたのではないだろうか。そういううけいなことも申し上げているわけなんです、総裁、御意見を。

○説明員(秋草篤二君) 私、電信電話公社のサービス内容が今日までいろいろ先輩なり外部の方々の御努力によって世界最高の水準にきたということを誇りとしておりますけれども、その中で、これだけ電気通信サービスがよくなくて世間の世論にもこたえ得られる時代になって、何としても料金の問題が一番頭の痛い問題でございます。各現場では懸命にやっておりますが、料金の苦情というものが何とも説明しにくい、また応対に非常に苦勞する大きな悩みでございます。おかげをもちまして実質的な事故というものは、まあ事実上二五、六年の統計では最終的な事故というものは非常に少なくなっておりますが、先般二年前に料金を値上げしたということと、昨年、五、六年の間に非常に住宅電話が普及したことから、電話料金の家計に占めるウエイトというものもかなり圧迫感もあろうと思えます。まあそういう関係で、まあしかし、それを精密に洗いますと減っております。それではならないということで、この苦情に対し

ては、決して怠っているわけでもありませんし、いま電話局長の一番の悩みはこれだけでございまして、これをどう応対するか、まず応対に対して最善の注意を払って対応しろ。たとえば、一言言えば、コンピューターを使っておりますから、よく新聞に出ますけれども、これは五、六年前から、コンピューターを使うということは絶対言っただけじゃない。しかし、話の途中では、最終的にはコンピューターの計算にかかっているのが八割ぐらい全国であるわけですね。そういう話も出ますが、それをコンピューターだと言われてもしようがないと思えますが、コンピューターでやっているのであるから、コンピューターでやろうというふうなこともまあよく注意しております。

最初の答弁、応対が一番大事でございますが、いまこれをもっと説明しやすいような方法にして、月一回を三回なり五回なりと、それでまあ御納得いくような、これでもしかし、こういう覚えはないと言われればそれっきりでございますけれども、要は信頼感、先生のおっしゃる信頼感がだんだんだんだん大きく不信感になってくると大事件でございますが、今日国民の皆様なり加入者の方々は九九・九九九％は電電公社のサービスを信頼していただいておりますけれども、それがだんだんだんだん衰えてきますと、これは大変な事態だと思っております。具体的にもいまDEXを入れたばかりでございます。全国の交換機も五％ぐらいいか占めておりませんけれども、これがだんだん発展して大きなシェアを占めるとコストが安くなりますから、まあ最終的にはDEXの利用によって料金の内容、資料も御提供できるような時代を早く迎えたいと思っておりますけれども、ただいまのところ計算しましても非常に巨額なる投資がかかりますので、いますぐということにはなかなかありませんが、当座の間はいろいろ説明資料を多くする、豊富にして、相手方に納得しやすいような資料を豊富にするということに努めております。

それから、電話の事故は、ガス、電気では夏と

冬の料金の差というものは、幾ら使っても三倍ぐらいいし出てきません。ところが、電話というものは一瞬にして、先ほどの熊本とか高知へ電話かけますと、一瞬にして何十倍という電話がかかるわけですから、一瞬にして何十倍という電話がかかるわけです。こういう仕組みも、案内料金の仕組みも御理解ない方もございます。それから、電話の受話器のかけ外しという様な単純なミスも非常に加入者に御迷惑をかける。これはテレビとかいろんなPRをよくして、加入者に電話の利用の間違いのないような訓練といいますが、教育、指導を図ると、まああの手この手でいろいろやっております。要はこの事故を絶滅を図るべく前向きで非常に検討しております。よろしくお願いたします。

○中野明君 全国一斉になさろうとするからこれはお金の問題が出てくるわけですが、まあいままでデーター的のも出てくるわけですから、苦情の一番多い地域、その辺から試験的に、徐々に何方年計画かできなくていくようにすれば解決していくんじゃないかと、短期間に一年なら一年の間に全部全国一斉にそれをしようというんじゃないか。そういう必要があるんじゃないかと私も思います。ですから、いま総裁も必ず将来そういう方向に持っていくべく努力をされるというので、同じ努力をされるんならば、年次計画を立てて、こゝしはこの地域、こゝしはこの地域というふうにして、やはり公社としては私はぜひこれは必要な仕事の一つになってきてると、このように思いますので、ぜひ早く努力をお願いしたいと思います。

時間もなくなりましたので、ちょっと端折って二、三点お尋ねしておきます。
もう一点は電話の積滞の問題ですが、これは沖縄県だけになってまいりましたが、沖縄県の電話の積滞、この解消の見通しをお示しいただきたいんですが、沖縄県にこゝちから転勤をした人が非常に苦勞しております。まあ私の聞いたのは、自衛隊の方が向こうへ行つた。ところが、電話を申し込んだら二年ないし三年かかると、そうする

と二年か三年したらまた転勤になってしまう。その間も本当に困る。緊急に呼び出しがあつても電話で通じないというので、家族との連絡等も非常に困つておられるような話も聞きました。そういうことでございまして、沖縄県のこの電話の積滞解消の見通し、これをお聞きます。
○説明員(福富礼治郎君) お答えいたします。
おかげさまでもちまして、本土の方におきましてはもう積滞というのはほとんどございせん。申し込めばすぐつくりようになつたわけでございますが、ただ一つ沖縄県におきましては、先生の御指摘のように、いまだ積滞が解消というふうに至つておりません。まことに心を痛めてる次第でございます。公社といたしましてはできるだけだけの努力をいまままで重ねてきておりまして、九百億円にわたる建設投資を行ひ、また局舎の建設等、可能な限り努力をしております。

それで、五十一年度末までに、復帰当時に比べますと加入数は一六五%、一・七倍程度になつていくわけでございますが、いまだに需要の申し込みが旺盛でございます。積滞があるわけでございます。ちょうど復帰当時におきましては、全局にわたり基礎設備が不足していた事情もございまして、非常に全域にわたつての工事をしなければならぬという状況でございました。そういうわけで、本土と同じように五十二年度末で積滞を解消するというのが残念ながらできなかったわけでございます。いまままで努力をいたしました結果、いまままで非常に電話局の敷地の取得がむずかしいやうございましたが、ようやく主要なる電話局の敷地もほぼ見通しがつていふやうになつたわけでございます。そういうわけでございまして、できるだけ早い機会に積滞を解消したいと考えているわけでございます。それで、六次期間中に積滞の解消を図りたいと思つておるわけでございますが、中でもできるだけ早い機会に積滞の解消を図るよう努力している次第でございます。

○中野明君 早い機会だけでよくわからぬのですが、いつまでを目標にしておられるんですか。

それ、簡単でいいですから。
○説明員(福富礼治郎君) いま申しましたように、六次期間中のできるだけ早いというふうにして上げたわけでございますが、まあ六次期間中という五年でございまして、できれば三年、四年の間に解消を図りたいというふうな努力する所存でございます。

○中野明君 そんなにかかつたんじゃないやうでもないと思つておられます。いまの公社の実力で、まだ三年も四年もかからないと沖縄の電話の解消ができないというやうな、そういう考え方は私固ると思つておられますが、どうですか、総裁、この辺は、四年も五年もかかつたんじゃないやうなものと思つておられます。
○説明員(秋草篤二君) お答えいたします。
沖縄の問題は、電電公社の二十五年度の積滞一掃、自動化完了という大きな目標が達成されようとしております。沖縄だけが六万九千という大きな積滞を持つていて、非常に私遺憾に思つております。ただ、考えてみますと、沖縄復帰後六年、公社が発足後二十六年たつておりますが、何といひしても、当時やつてみて基礎設備が完全に行き詰まつたおつたといふことでございまして。したがつて、新たにしようとして全部建て直すとかいう、機械も古かつたし、ケーブルも行き詰まつたおつた、まあ何もかも行き詰まつたおつたといふ状況でございまして、土地の買収から手をつけまして、なかなか土地の事情も、沖縄の県の特有として非常に土地に対する執着とか、先祖代々の土地という。それから沖縄の土地の問題は先生方御存じのように、終戦後の非常にいろんな経緯もありまして、なかなか自分の所有地といふものも明快にわからないといふやうな、いろんな点で、なかなか買収はむずかしいのでございまして、これも九分五厘ぐらいは土地の買収も終わりました。

その次に局舎の建設でございましてけれども、一番圧倒的に積滞の多いのは那覇市でございまして、これも局舎もできましたので、近々サーピス

インも完了すれば積滞の六割、七割は解消するだらうと思つております。
それから自動化の点は、本年度中に必ず全県全部自動化を、いわゆる委託局の自動化でございまして、これは完了いたしました。
そこで一つだけの所で、申しにくいのでございましてけれども、まあ沖縄出身の諸先生方には、私、本当に率直に真意を披瀝して御協力をお願いしておるわけでございますが、労働組合との協力関係が、多少本土の関係とは同断、同等に律することのできないやうな特殊な事情もございまして、これに對しましては、やっぱり時間をかけてこの五六年間いろいろと努力しましたけれども、これもおかげさまで漸進的によくなつてきておりますので、今後、私、就任して早速沖縄へ飛びまして、沖縄の知事、県会議長あるいは新聞社あるいは組合の委員長、そういう者にも会つて、沖縄の電話の復興は沖縄の人が努力する以外には方法はないんだと、公社の方は金を借しむわけではない、金は幾らでも出しますよと、現にもう一十億近い金は投資しておりますけれども、なかなかかばかしくありません。これはいまままでの基礎投資に金を使つていまして、今後でも、サーピスインした後にもひとつ沖縄の労働組合及び県民の御協力をひとつお願いしたいといふことを、沖縄出身の先生方に会うたびに私、与野党を問わず申し上げておるわけでございます。そういうことで、具体的に何年でやるかといふことは、これは沖縄に行きましたときに、昭和五十五年までにひとつやってみたいと、しかし施設関係、建設関係はもう一年欲しいといふやうなことを言つておられますが、この辺は多少まだ流動的な点もあろうと思つておられますが、いずれにしても一刻も早く本土並みに沖縄を整備したいといふことは私どもの念願でございまして、どうか御了承をお願いいたします。

○中野明君 最後にもう一問お願いします。
一番那覇市の積滞が多いようですから、これだけは早くお願いをしたいと思つておられます。

最後に、V-Uの問題ですが、転換を断念したことは週日議論をいたしました。予備のために留保しておいた周波数、これをどう使われるかということ、自動車電話、この周波数の割り当てもする用意があるかどうか、この二点。

○政府委員(平野正雄君) お答え申し上げます。V-U移行関連からお答えを申し上げたいと存じますが、御指摘いただきましたテレビジョン放送用周波数割当表に言う十三チャンネルから三十二チャンネルの問題でございますが、従来は先生御承知のように放送大学とV-U移行に必要な周波数を留保するほか、それらに混信を与えない限度におきまして難視対策用等に使用してまいっておったわけでございまして、今後どうするかということでございます。私もいたしましては、放送大学の周波数につきましては従来どおり留保をする、なお今後の放送需要を詰めてまいりたい。さらには、主要な問題でございます重要無線通信の需要、これをしっかりと詰めてまいりたいというふうに考えておるわけでござい

ます。で、なお来年の秋に国際的な周波数帯分配をいたします国際会議が予定されております。WARCゼネラルというふうに言われておりますが、その中で国際的に当該周波数の将来の利用をどうするかというところが議題になる可能性がございますので、その場にも対処するとともに、その結果が出来ますれば重要な参考になりましたりいたし、まあこのように存じておるわけでござい

ます。次に自動車電話の関係でございますけれども、御承知のように電電公社といたしましては、来年度当初におきまして、まず東京地区で開始をした

いと、さらに一年後には大阪地域で開始をしたいと、まあそういうふうな御要望のように承っております。現在まだ申請書は出ておりませんが、公社の方からその計画につきまして具体的な問題を聴取をいたしております。あわせて、すでに表紙を公社の方でいたしまして、また一昨

年の電波技術審議会、郵政大臣の諮問機関でございますけれども、電波技術審議会に御答申をいた

だきましたように、さしあたり八百メガ帯、八百メガ帯におきまして何がしかの考慮を払えば重要無線通信にも使用可能であるというお答えをいたしまして、公衆移動用、自動車電話用に使用可能であるかどうかという検討をしておるわけでござ

います。で、問題点といたしましては、御承知のように八百メガ帯の下あたりが放送局用ということになっております。したがって、自動車電話は将来全国を駆け回るといふことになりまして、そのような場合に妨害を与えないような周波数、これを選ばなければならぬわけでございまして、まあ公社の御協力も得ながらコンピューターを駆使いたしまして、現在鋭意詰めに入っておりますという状況でございます。

○委員長(栗原俊夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとして、休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

は見てみますと、予算が七・二%組んである、その約半分です。昨年と比べましても半分以下。こういう驚くべき状態になっておるわけでござい

ますが、今日の日本の深刻な不況と経済危機の中で、これを打開していくための一つの重要な柱というのは、何といたしましても国民の購買力を豊かにしていくということ、これをどう保障していくかというのが今日の日本経済の危機打開の重要な柱になっておることは、これはもう大方の一致する御見解になっております。

そういう中で、物価上昇率にも及ばないというふうな回答を、しかも、予算で予定をされておる約半分というふうな点で回答をされたということについては、私も非常に理解に苦しむわけですが、まず最初に、それをどういう立場でどういう点の御回答になられたのか、大臣の所見をお伺いしておきたいと思

います。○国務大臣(服部安司君) 昨日の労働組合からの賃金引き上げ要求に対する有額回答は、御指摘とおりの三・九%というきわめて超低額と御指摘ありましたが、そのとおりの回答をいたしました。きのう朝八時から公共企業体等給与関係協議会が持たれて、まあおのの立場でいろいろな意見の交換がありました。まず大蔵大臣からこの有額回答をやむを得ないだろうという発言がありました。もちろんわれわれ現業をなさる立場の者がいたしましては、当然賛成の意を表明した

が、なぜこんなに低いのかというところが焦点だろうと思っておりますが、今回行った回答は、民間資金の動向、また私の立場からい

ます。○委員長(栗原俊夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとして、休憩いたします。

○国務大臣(服部安司君) これは、労使は十分話し合って理解点を見出してくれるものと、私は関係者に大きな期待をかけております。

○斎藤タケ子君 それで、この問題を深く申し上げておきますと、時間もありませんので残念ですが、この問題はこれにいたしまして、あと、本日事業概況の御報告をいただきました国際電電に

関連をいたしまして、これも持ち時間が実は限られておりますから、大分たくさんお聞きをしたいことがございますが、ごく二、三点に限ってお尋ねをしたいと思っております。

本日の概況報告の中には、海底ケーブル施設についての項目のところで、目下交渉を進めております日韓間ケーブル計画の早期実現を図りたいと考えております。とお述べになっておられます。そこでこの問題、まず最初に日韓間ケーブルについてお聞きをしたいと思

は日韓間のいわゆる交渉というのが妥結をされて、そして早期実現を目指すということになっていくんだらうと思いますが、その交渉の経過、いきさつと合意点はどうかというところで合意になったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○参考人(福地二郎君) お答え申し上げます。いまのお尋ねの件につきまして、日韓ケーブルの建設についての交渉経緯と合意点ということについてお尋ねございましたけれども、このケーブル建設問題につきましては、昨年の七月以来今年三月までに四回の会合をもちまして、せっかく検討を詰めているところでございますが、いまだ最終的な合意に達するという段階までは至っておりません。

そこでお尋ねのこれまでの経過ということにつきまして、ごく概要をお答えしたいと思います。まず、ケーブルの必要性の問題でございますが、日本と韓国間には国際通信の需要ですか、取り扱ひ量がきわめて多うございます。たとえば電話の例でございますと、五十二年度は年間二百八十二万六千度という、一日に八千ないし九千度ぐらい、これは日本の対外電話の約三〇%近くのウエートを占めるといふことで、電報やテレックスにつきましてもそれぞれ多うございまして、電話につきましても第一位、それから電報につきましても第三位、テレックスにつきましても第四位というぐあいに、それぞれ非常に取り扱ひが多うございまして、日本から見た場合対外通信の第一の相手国でございます。一方、韓国から見ますと対日通信は、同国の国際通信の約七〇%ぐらいのウエートを占める、こういうような状況になっております。

ところで、このような多い通信量を現在ほどのように取り扱っておるか申しますと、先生御承知だと思いますけれども、浜田と韓国の舞龍山との間に、対流圏散乱波システムというものを利用した通信システムで取り扱っておりますが、これがこれまで相当増設、増強を図ってきておりましたけれども三百八十四チャンネルでございます。これがこの容量をもってしますと、これからの日韓間

の通信の需要の伸びというものから推測いたしますと、一九八〇年から八一年初頭ごろにはこの容量が満杯になるであらう。ついでには、このいまのシステムを第一幹線系と呼ぶならば、この新しい第二の通信幹線系の設置が必要であるということに相なるわけでございます。

それではこの第二幹線系はどのような方法で行うべきかということにつきましては、いろいろな方法がございまして、たまたまKDDと韓国の通信部との間にはいま申し上げたように業務量が非常にあって、緊密度が高いものですから、サービスの改善とか設備の拡充、将来計画問題について、緊密に連携をとりながら対処していこうという目的のもとに、両国の専門家によって年二回定期的に会合をして、諸般の問題についてフリーに討議をしておきますが、この第二通信幹線系につきましても、この専門家会議でひとつ研究のテーマにするということ、こううございまして二年間ぐらい慎重に検討してきたというわけでございます。

この第二幹線系をつくる方法としましては、一応三つの案が考えられてまして、第一は新しい型の同軸海底ケーブルを敷くということ、第二番目は衛星通信の方式に依存していこうと、それから第三の方法は、こちらから言いますと、九州から香岐、対馬を通って向こうの釜山に行くマイクロルートを建設する問題につきまして、この三つがございまして、この問題につきまして、この専門家会議で業務的な立場とか技術的な立場、その他残務的な条件とか各般の諸条件を勘案しまして慎重に検討をいたしましたわけですが、その結果、昨年の三月の会合で、日韓両国のためにはケーブルを建設することがあらゆる点から見て一番好ましい方法であるということに意見の一致を見ましたので、この点について合同の専門家会議の名前でKDDと韓国通信部のトップの方にこれを勧告といたしますが、レポートといたしますか、そういうことをしたわけでございます。

これを受けて、

それではケーブルの建設について積極的に話し合いをしようということで、昨年の七月から、冒頭申し上げましたように十月、さらに十二月、今年三月と四回にわたって協議をいま進めてきているところでございます。

○香脱タケ子君 概況はわかったんですがね、細かいことをお聞きしたい点はあるんですが、ただわからないのは、いま国際電報では合意にはまだ達していない、こうおっしゃっているんですね。ところが新聞報道等によりまして、韓国側の発表では合意に達したという形で発表されておるわけですね。私はそれが非常に不思議だと思ふんです。これは昨年の十月十三日の読売にも出ておりますし、昨年の八月にも出ておるんですが、非常にはっきり新聞にはソウルの報道として出ておるんですね。その報道によりますと、すでに五十三年度着工して、五十五年度、一九八〇年度から実施にかかると、使うというのを書いておるんですね、報道は。しかもその原則的な合意に基づいて韓国側は、昨年の十二月中に建設に必要な予算を組むことになったと伝えられておる。残された問題というのは、回線数の問題と両国のケーブルの陸揚げ地をどこにするかということにしばらくの陸揚げ地が出ておるんですが、韓国側からは幾つかの報道が出ておるんですが、合意に達していないと言われておりますけれども、その二つがまだ合意に達していないというふうに理解をしております。

○参考人(福地二郎君) 韓国の新聞報道は、実は全く新聞記者の類推によって報道されたというものでございまして、と申しますのは、いま御指摘になりました昨年の八月とか十月とかというときに、まだケーブル会議をやつと始めて、日本側からいへばケーブル敷くに当たっては世界の慣例からすればこういう方法があるとかというふうなことをレクチュアをして、韓国側はそれを見た聞いて帰った。そのときに、韓国が検討して

質問をするというふうな第二回会議のときのこと

が新聞記事でございまして、この件につきましては私も韓国側の責任者から、われわれが討議して、検討している内容と全く違うのだから韓国側が発表しているわけではないということももう一目瞭然とおわかりだろうというふうな釈明がございました。

ただ、いまその新聞報道で、一九八〇年ごろ運用開始になるんだ、これが先ほど私が、現在の日韓間の対流圏散乱波システムの容量が一九八〇年末ごろには満杯になるであらう、そのころまでには何とかケーブルを、第二通信幹線系としての、いろいろな検討をいたしましたけれども、結局ケーブルということにした方がよいということ、その点については一応合意しているわけですから、八〇年ごろまでにはケーブルを完成させなくちゃサービス対策上困ると、こういうことですから、それで、そのころまでにはサービスインをなくなくちゃならぬということについては、これはもう類推が当たっている。

それから、なお予算の件についてお触れになりましたけれども、これも韓国側としては政府予算でございまして、いま、今後日本のKDD側とどのように協議が整うかは別としまして、まず一九七八年ごろには海流調査とか、そういうふうな実務行為に予備的な準備をしなくちゃいかぬだろうというふうなことで、韓国側の予算措置上の都合で若干の予算に一応計上しておられる、こういうぐあいに私も聞いております。

以上でございます。

ったという中にはなまされて問題というものが、これはもう御承知のとおりであろうと思ひますが、そういう点がどういふふうな解決をされたかということと絡むと思ふんですね。そこでお聞きをしていくわけですが、電電公社なんかはこれは全然タッチしておられないでしょうか。私は当局の関係者のお話を伺っておりますと、たびたび韓国側と接触しておるといふふうな御意見を拝聴しておりますが、どういふふうに対処してきておられたのか、いきさつがあればお伺いをしておきたいと思ひます。

○説明員(西井昭君) お答えいたします。日本と韓国との間のKDDさんがお話をしておられます海底ケーブル関係につきましては、公社は全く関知しておりません。ただいま先生のおっしゃいましたのは、そういう問題のときに公社は全く関知していないのかというお話でございますが、たしかそういう会議のときに韓国からいふような方が来られましたときに、来られましたついでにございさつを受けたことはございしますが、それ以上のことは格別のことはございませぬ。

○沓脱タケ子君 関連いたしましたして、旧日韓海底ケーブルですね、これはどうなつてますか、処理は。長い間問題になつておつた。

○説明員(西井昭君) お答えいたします。日韓海底ケーブルは御存じのとおり終戦時十一條ございましてたわけでございますが、そのうちの対馬―釜山間の一條を除きまして終戦時すべて使用不能の状況でございました。昭和二十五年に朝鮮動亂が勃発をいたしましたときに障害中の対馬―釜山間のケーブル一條を復旧いたしました、合計二條のケーブルによりまして米國に対してサービスを提供しておりました。昭和三十八年に両ケーブルとも相次いで障害が発生いたしました使用不能となりましたために、米軍から昭和三十八年の八月に通信サービスの廃止の申し込みを受けて、それによりまして契約を廃止いたしましたところでござい

○沓脱タケ子君 この海底ケーブルについて、韓

國側とトラブルのあつたいきさつがおりますね。この経過は簡単にどうですか、どういふふうな解決をしたか。

○説明員(西井昭君) これは詳しく申し上げますと非常にいきさつが長くなりますので、簡単に申し上げますと、先ほど申しましたとおり、朝鮮動亂勃発から昭和三十八年まで、この日本―韓国間の海底ケーブルを使いまして、これは米軍側にサービスを提供いたしました、そして使用料をいただいております。これは日本と米軍との間にこのケーブルの取り扱いについての合意をいたしましたして、韓国側に所屬すべき部分についてはそれは韓国側の財産になり、それに伴う料金は日本が米軍を通じて韓国側に返還をする、米軍からもらつておりました使用料を返還する、こういう合意になりましたわけでございます。いまおっしゃつておりますトラブルの中心身でございますが、その対馬―釜山間のケーブルの二等分地点はどこかというところが一つのトラブルのもつてございします。日本側の主張は、日本の国土でございますが、釜山間の中心で二等分点にするべきだというのが日本側の主張でございまして、それに対して韓国側の主張は、その端末の局がございします福岡と釜山間の中心で二等分をするべきだというのが韓国側の主張でございします。

それから二等分の時期についてでございますが、日本側は平和条約の発効いたしました昭和二十七年が二等分の時期であるという主張でございまして、韓国側は第二次大戦終了の昭和二十年が二等分の時期である、こういう主張をいたしております。

それから、公社が米軍からいただきました料金の、返還の対象の料金でございますが、これは日本側は、二等分の時期とも絡んでおりますが、昭和二十七年の平和条約の発効のときから、先ほど申しましたサービスの停止をいたしました昭和三十八年までの間に米軍から徴収した額を返還の対

象にすべきだ、こういう主張に對しまして、韓国側は大韓民國が獨立した昭和二十三年からやはり同じく昭和三十八年までの間の分を返還の対象料にするべきである、こういうようなところで主張が違つておるところでございします。

○沓脱タケ子君 それで、解決をされたとおつしやっておられるので……解決したんですね。まだですか。まだ解決していませんか。

○説明員(西井昭君) まだいたしております。

○沓脱タケ子君 それで、いまのトラブルの部分が解決はしていないんですね。で、米軍から受け取つた使用料ですね。使用料の総額は幾らで、韓国にはまだ渡してないんですね。

○説明員(西井昭君) 米軍から昭和二十七年から三十八年までに収納いたしました料金は約十三億五千万円でございます。これはまだ韓国には返還をいたしておりません。

○沓脱タケ子君 そうしますと、その問題については韓国との話し合い、トラブルの解決ということの見通しはどうですか。

○説明員(西井昭君) この件につきましては、戦後二、三度打ち合わせがございまして、一番最近で申しますと、昭和四十八年の二月に東京におきまして日韓交渉が開催されましたが、そのときにも合意に達しませんが、その後格別の進展がない状況でございします。

○沓脱タケ子君 そうしますと、これはいろいろないきさつが新しい海底ケーブルの敷設と深くかわり合ひがあると見られておられるわけですか、お聞きしたいところは、トラブルが一定の妥結を見れば、協議に達すれば、十三億五千万円の何がしかは韓国側にお渡しになるわけですね。

○説明員(西井昭君) そのとおりでございます。

○沓脱タケ子君 その金額をどこで区切るかということでの協議が整い切れないということですか。

○説明員(西井昭君) そのとおりでございます。

○沓脱タケ子君 そうしますと、その旧日韓間の海底ケーブルの財産権ということになりますと、どうなんでしょうか。

○説明員(西井昭君) 財産権の問題でございますが、この財産がいつからどこに所屬するかというところについては、一応、これは私どもではございませぬ、この日韓ケーブルのもつたものになりましたが日本と米國の平和条約に基づくと、海底ケーブルの所有権は、平和条約発効時に所有権は移転しておるといふのが一応外務省当局の見解でございます。

○沓脱タケ子君 そうしますと、現在その財産権として確認できるのは、その海底ケーブル全体が電電公社に所屬するわけですか。全延長が所屬するわけですか。

○説明員(西井昭君) そのうちに日本に属すべき部分については日本の所有権、韓国に属すべき部分については韓国の所有権になるという解釈でございます。

○沓脱タケ子君 そうしますと、これは電電公社の財産目録にはどこまで所屬しているというふうになつておるんですか。

○説明員(西井昭君) 公社の財産目録上は昭和二十七年の八月からそのまま財産上引き續いて引き續いておりました、現在の財産処理上は未整理資産の在外資産として整理をいたしております。

○沓脱タケ子君 二十七年以来ということになりますと、これは全延長になるのですか。その辺はどうなんでしょうか。

○説明員(西井昭君) 未整理資産として全延長を整理いたしております。

○沓脱タケ子君 そうしますと、わからないのは米軍からの収納した使用料十三億五千万円ですか、それはどうして韓国に渡さなければならなくなるのか、さっぱりその辺がわかりにくいのですよね。

○説明員(西井昭君) ちょっといきさつを詳しく申し上げませんでしたので、おわかりになりにく

かつたかと思いますが、少し詳しく申し上げますと、この海底ケーブルの所有権及び管理権の問題でございますが、これは終戦までは当然のことながら日本の国に属しておったわけでございますが、終戦後特別の定めのないまま推移をいたしました、先ほど申しました日本と連合国との間の平和条約の発効時までは格別の定めがございませんでしたのですが、一応財産の所有権はわが国にあったものと解されるというのが現在までのところの考え方でございます。

昭和二十七年に平和条約が発効いたしましたそのときに、日本国との平和条約によりまして、この日韓間の海底ケーブルというものは日本、韓国両国において二分されること、これは平和条約の第四条(c)項によりましてそのような取り決めにされたところでございます。ただ、平和条約ではそのように取り決めにされたわけではございませんが、当時日本と韓国間にまだ国交が回復をいたしておりませんでしたので、平和条約の規定にかかわらず具体的な所有権の取り決めというものは当時何らなされないうままに推移をしてきたわけでございます。それに対して、米軍が平和条約発効後も引き続きこのケーブルを使用したいという要求を先ほど申しましたようにやっておりますので、この平和条約によって韓国側の部分もございまして、その韓国側に属しますケーブルの部分につきましては、これは米軍がその使用者であり、所有権についてはいま申しましたように日韓間で何らの取り決めがなされておりませんので、米軍がその管理権を有するのだと、それから韓国の財産であると決定される部分の使用に対しまして米軍の権利とか使用条件というものは米軍と韓国間で解決すべき事項だと、こういうことを確認の上、公社側としては米軍の引き続き使用に供したところでございます。

したがって、そういう取り決めによりまして、平和条約発効の日以降における当該ケーブルの使用料金は、本来日本が所有しますケーブル区間のみについて課金すべきの筋でございます。

が、当時の日韓間では、先ほど申しましたように、国交がなかったとあり、具体的には協定によりまして、韓国側の部分の使用に対しまして米軍の権利及び使用条件は、いま申しましたように米韓間で解決すると、そういうことを条件として、従来どおりケーブル全長について米軍から料金をもらっておったと、こういう事情でございます。いま申しましたように、一応当時の料金を全額公社が預かりしておると申しますか、そういう姿のまま今日までおると申しますか、そういう問題で、すから、ずいぶん古い話で、そういう古い話で、新しく海底ケーブルをつけるという話で、新しい海底ケーブルをつけるという話で、合意が進みつつあるというふうな過程で、合意が合意ではないかという情報もあつて、その点ではそういう点での御関係という点で具体的に何かありますか、動きが、絡みがありますか。

○説明員(西井昭君) たいま申しましたとおり、日本、韓国間のケーブルは、言ってみれば終戦処理の残渣でございます。国際電報がやりやりますのは新しい問題に対処されるための海底ケーブルでございます。私も両者は直接的には関係のないものだというふうに理解をいたしております。

○奮脱タケ子君 この問題でかかづらって時間をとられると大変なんです。韓国側が新しい海底ケーブルに賛成をせずにマイクロウェーブ方式という点を主張しておられたわけですね。韓国側が新しい海底ケーブル方式というのは賛成をせずとされなかつたわけでしょう。それが昨年の三月に新しい海底ケーブルをつけるということで合意ができた、そうして内容を詰めていくというのが現状だということをお話でございました。新しい海底ケーブルをつけるということに合意をしたという点と、旧海底ケーブルの未解決部分の解決ということが少しも関係がなかったのか、あるのかということをお聞いているんです。なかつたならない、言っておいてください、あればあると。そして、

どういふふうにあるかと。
○参考人(福地二郎君) 先生、いまのまず第一点で、韓国側はマイクロを主張しておつた、それで何か急に態度を変えたというぐあいには御指摘でございますけれども、実はその二年間に、先ほど申しましたように専門家会議をやつて、そのフリーキミングの中で韓国側の初めの関係者の方々はもっぱらケーブルでございます。ところが、この専門家会議というのはフリーキミングというふうな立場から論議するということ、何が一番経済的か、何が一番技術的にいいかというふうな立場から論議するということ、何が一番いいという人、同じ韓国側でも、ケーブルがいいという人と、マイクロがいいという人と、ずつとそれがあつたわけでございます。何と韓国側がマイクロでなくちやいけないうようなことを韓国の全体的な立場で申しておられたというところは事実上反するということを念のため申し上げておきたいと思つております。

そういうわけで、いずれにしても韓国側がマイクロがいいという意見の理由は、非常に向この初期設備投資が安く済むというのと、ケーブルをやつた場合に自分たちにはケーブル技術がないということから非常に不安だということ、理由から、とりあえずマイクロにして、将来ケーブルにしたらどうかというふうな意見が出ておつた。ところが、KDDのわれわれの方では、マイクロですと非常に、韓国側が初期設備が安く済むのに反して、日本側はああいふ対島とか隠岐とかの離島にいろいろ中継設備をしなければならぬ問題もあるとか、保守上非常に不便だとか、その他最も問題になる点は、対馬から大阪ないし東京までの国内連絡線の経費が非常に高くつくと。韓国側は釜山から少しの設備をしてソウルまで非常に短い距離で済むというふうな点をお考えになつての論議でした。ところが、もしマイクロにするならば、経費折半の原則で日本側の長い陸線料を半分負担する条件が必要だというふうなことを論議し出すと、いやそれはちょっと、じゃあまた前の意見を再検討してみるとかいうふうな問題が出

まして、結局日韓双方に不平等でない立場から論議を詰めていくということで論議した結果、ケーブルということに韓国側もなつたというのが一つでございます。

それから、韓国の方では旧ケーブルの関係は、実はさつき一番最初に申し上げましたように、いまの浜田と舞龍山との対流圏散乱波利用のシステムが一九八〇年ぐらいに満杯になると、ほつておくと、あと通信の需要に對してどう対処するかという問題がもうせっぱ詰まつた問題でございます。この旧ケーブルの問題とは切り離して、とにかく新しい第二通信幹線系が必要である。そのためのケーブル建設という観点から韓国側は論議しておられたということでございまして、以上でございます。

○委員長(栗原俊夫君) 質問をよく聞いて簡略に答えてやってください。

○奮脱タケ子君 時間があれだからちよつと困りますけど、これは私は報道などを中心にして申し上げているんです。従来は韓国側はマイクロウェーブ方式を希望していられた。海底ケーブル方式に合意ができたというふうな言われおりますが、それについてはマイクロウェーブ方式については、私も常識で考えたらって電波の妨害という点もあり得るわけだし、それは一番安全性の高いのは海底ケーブル方式なので、当然そういうふうになつたという点ではいろいろ必要な要素があると思うわけなんです。私はもう少し詰めてお話を聞きたいと思つたんですけれども、この調子ではこれだけで全部時間がかかってしまつたので、これはまた別の機会に譲ることにします。そして次に、国際電報に専用線サービスについてお聞きをしたいと思います。専用線サービスというのは、国際電報が設立をされましたから、いつから始められましたか。
○参考人(木村博一君) お答え申し上げます。創立当時から一部米軍に對するものはございまして、一般民間に提供をいたしましたのは昭和三十七年十月一日でございます。

でいるということを書いてあるんですよ、言うて
いるんですよ。私読むまでもないかと思いき
れども、「アメリカ軍の対流圏散乱通信体系は、
稚内から板付まで伸び、沖繩と韓国にも接続し
ているが、これは二重の任務を持っている。つまり
これは日本じゅうのすべてのアメリカ軍施設に通
信を送るとともに、もつと大事なことが、東京
にある商業用通信線や衛星ターミナルと、韓国、
日本、台湾、東南アジアにおける他の軍事施設と
相互に連絡する。」それから「オートディン及び
オートボンのスイッチへの接続は府中によって行
われ、府中は韓国を支援し、沖繩及びフィリピン
にある同様のスイッチと相互連絡する。」と述べ
ておられますね。

ですから全部つながっているということ証明
しているんですよ。アメリカ自身が言っておるわ
けなんです。これはみだりに接続しないということ
になっているなら、きちんとそういうふうにし
せたらいいと思うし、安保条約で好きなようにさ
れてもしょうがないようになっていきますねんとい
うのなら、そういうふうにはつきりしてもらうた
らいいと思うんですよ。片方では社長は、いい差
別はしておりません。しかし実際には好きに接
続をして稚内からだあつと国内線通って全部好き
なところを通って韓国へでもフィリピンへでも台
湾へでもつなげられる、つながっていると
るんですよ。これはやはり事実が明確に証明
をしていくわけですから、その点は利用者から見
ても、表では何にも差別はございませんと
おられますけれども、裏ではこういうことがまかり
通っているということでは困るわけですよ。で
先ほど冒頭に申し上げた専用線の規程がないとい
うのも、そういうこともはつきりしておかない
と、やはり利用者にとっては非常にいいいな
社だということもなりかねない、そういう点で
はつきりなさいたいだきだきと思つて
○参考人(板野學君) 私ども規定その他の規則に
基づきまして、そういう面につきましては、ただ
いま先生おっしゃいましたように、これからは

つきりするようにひとつわれわれも努めていき
たい、こういうふうな考えておられます。
○沓脱タケ子君 それで、どうも予定時間が思
わぬほど過ぎていますので、なかなかしんど
なってきたんですが、電電関係にそれじゃ入
りたいと思つておる。幾つかちょっとお聞き
したいと思つておる。一つはかねがね不思議
だと思つておる事項があるのです、そのこと
についてお聞きをしたいと思います。

それは一つは、いわゆる職業病と言われて
おる問題なんです。御承知のように今日の
日本の社会では、非常に合理化、省力化とい
うのが進む中で、働く人たちの健康と命とい
うのが本当に毎日毎日すり減らされてい
つていくのが、特に高度成長以後の特
徴的な状況になってきておる。それが職業
病、労災という形で統発をしておる。か
ねがね私はいわゆる職業病の問題につ
いて関心が深かたわけですが、とりわけ
郵政関係の職業病についての扱ひ等につ
いては不審に思つておる。大臣、まず最
初にお聞きをしておきたいんですが、さ
っき給与問題でも申し上げましたけれど
も、特に郵政関係では六十万を越す働
く人たちが支えられるという役所でござ
います。そこで働く人たちの健康と命とい
うものを大切にすること、これは第一に
大事だと思つておる。基本的にはどうな
るのか。そういう立場にお立ちになって
おられるのか。それを最初にお聞きを
したいと思います。

○国務大臣(服部安司君) これは当然な
ことで、郵政関係も含めて日本国民、世界
の国民、人類すべてが健康で快適な日常
生活を送るようにならなければならぬ。い
わゆる健康と生命を守るという点にお
いては、職業病であればその職業の所
管がやっぱり誠心誠意、こういふ問題
に取り組んでいくべきである、かように
考えておられます。

ですがね、電電公社から。で、まあ端的
にお伺いしたいんですが、「頸肩腕症候群
業務災害認定状況等について」という資料
をいただいたんです。それを見ますと、罹
病者総数五十三年三月末現在二千七百
九十六人、それから申請者数三百三十一
人、そうしてその内訳が業務上が六百七
十六人、業務外が六百五十五人と書いて
ある。ずいぶんたくさんおられるようなん
です。ちよつとこの資料で読み取るのに
不思議だと思つたのは、認定者数累計が
二千三百三十一人というところで業務上
が六百七十六人、これは公災認定、業務
外の千六百五十五人というのとは認定
患者数に入っているんですけれども、
病人として認定をするんですか、どう
いう意味ですか、ちよつとわからない
のです。

○説明員(長谷川実君) お答えします。
認定の結果、業務外という意味合いで
そこに計上してございます。

○沓脱タケ子君 業務外として認定した
という数ですか。

○説明員(長谷川実君) 差上げた資料
の認定者数の二千三百三十一人の中
身の業務上、業務外と分かれておる
のは、両方とも頸肩腕症候群にかか
つておるということでございますが、
その原因が業務上から起因したか、
業務外から起因したか、こういうこと
の判定を業務上と業務外に分けた
わけでございます。

○沓脱タケ子君 なるほど、そうすると
病人だと認めた数字が二千三百三十一
人、そのうちの業務上公災と認めた
のが六百七十六人、あとの業務外
の千六百五十五人が頸肩腕症候群を持
つ病人であると認めた。そうすると、
罹病者総数と認定者数いろいろ書いて
あるんですけれども、罹病者とい
うのと業務外認定者というのとどう
いうことになつておるんですか。同じ
ことですか。むずかしいんですわ、こ
の数字。

○説明員(長谷川実君) お答えします。
罹病者総数といふのは、現実には病
気にかかっている人でございます。そ
れでその中で業務上、外の認定のた
めの申請をした方が申請者数でござ
います。そして認定者数は、その結
果業務上で起因した、業務外の起因
で病気になつた、こういったのが認
定者数でございます。

○沓脱タケ子君 ちよつとこれは、ま
あこれで時間をとつたらもつたない
からあれですが、理解しにくいんで
すね。そこが問題ではなくて、むしろ
未認定者数が五十三年三月末で五千
四名ありますが、四十八年の申請分
が四名、四十九年が八名、五十年が
三名、五十一年が十一名、五十二年
が二十八名、こういふふうになつて
いるのと、再審査請求数というのが
五十三年三月現在、審査中件数とい
うのが九百四十六件、地方審査委員
会で意見が一致した件数というのが
九百四十六件、業務上が九百四十六
件中十四件で、業務外が百十九件。そ
れから中央審査委員会に上移した
件数一件というふうになっておるん
です。これは非常に不思議だと思
つておる。何で不思議やなと思
うか、四十七年以前の分、四十八
年、四十九年、五十年、五十一年、
五十二年と、まあずいぶんさかの
ぼって連続五年ぐらゐの数字が皆
たまっていく。不思議でなぬので
すよ、一つは、余り不思議だと思
つていて現場の状況を聞いてみ
たら、やっぱり同じことなん
です。そういうことになつておる
んです。

たまたま、私大阪で不思議でな
らぬので聞いてみた。大阪のこれは
中央電話局のごく限られたところ
を見てみたんですが、電話番号案
内係という職場の場所を見てみた
。そしたら、これは申請者が七十
七人中業務上が二人、十七人中
で、業務外十五人。しかも、それが
地方のいわゆる地方審査委員会に
みんな行つておるんです。発病から
一体どないなつておるのかとい

って経過を参考のために聞かしていただいたら、一番長い人は大阪のこの職場では発症年月日が四十七年十二月十八日、申請年月日が四十九年四月五日、それでいまだに、再審請求が五十一年八月十日で、きょうは五十三年四月十八日でしょう。ずいぶんたっているんだけど結論が出ていないんですね。短い人でどのくらいやと思つて見たら、やっぱりこの人が一番新しくして五十二年の四月ですか、それでも一年です。そういうことになってるんですね。

これは大阪だけかと思つて見たら、そうでもなくて、たまたま盛岡局にもあるんですね。見たら、ここでは申請五十人のうち業務上が一人、業務外が四十八人、現在申請中が一人ということになってる。やっぱり申請月日が四十八年三月です、古いのはね。再審請求も五十一年一月二十日、五十一年です、全部。いま五十三年ですからね、二年以上たっている。これがいまだに地方審査委員会でまわっている。いかにも不思議なあとと思うんですね。

それから、これはいわゆる電電公社だけなんかなあとと思つたら、そうでもない。さらにびっくりしたのは、郵政関係にもあるんですね。これは驚きましたね。資料忘れてきたらしんですけれど、これは覚えておられますが、大阪の貯金局、これは二十五人の申請者がおつて、それは一遍も上も外も言われてない。そういうことまで起こっている。これは驚きですよ、実際。

それで、労働省にきていただいておりますので、ちょっと参考に聞かしていただきたいと思います。労働省でお扱いになっている労災ですね、あれは民間の労災の場合にはこの種の疾病の認定手続は大体通常何日ぐらいでできるんですか。例外的に長くなつてどのぐらいかかるか、ちょっと一遍聞かしてください。

○説明員(原敏治君) 労働省の労災保険で所管しておりますところの認定の状況の中で、頸腕等の認定につきましては見えますと、一般の労災の認定は負傷一般まで含めると二十日ぐらいで認定

をしておるのが一般の実情でございます。ただ、職業性疾病になりますと調べなければならぬ事態がいろいろございます。特に医証の関係等検査の中まで入つてまいりますとなかなか大変な問題がございます。一般の認定より大変おくれつてまいりまして、一月以上はかかっているのが実情でございますが、第一の認定の段階では長くても半年ぐらいのもので思つております。

○香脱タケ子君 それで私は不思議だと思つておつた。おたくの方でもこの規則では一月と書いてあるんですね。こんな四年も五年もほつともいってもよろしいか、あるいは再審請求して二年以上もたつてもほつともいってよろしいというふうなことを、ちょっと考えられないんですけれどもね。どうしてやらないのかな。私は民間の労働者が同じ職業病の場合でも労災の認定、上、外を決めるのにいま言われたとおりでしょう。例外的に長くても半年ぐらいと、通常は二十日ぐらいやと。どうしてこういうことになっているのか不思議でならぬのです。それで、規定は一月と書いてあるんですよ。それに何で二年も三年もほつていていいのか。これ怠慢もはなはだしいと思つて。それで、どうして労基法の適用から除外されているかという点ですがね、郵政省、何でこれ労災から除外されていますか。

○政府委員(守住有信君) お答え申し上げます。郵政職員の場合は、この関係は国家公務員災害補償法の適用ということに相なつておりました。その根拠も人事院の定める事務総長や職員局長の通達に従つて国家公務員全体の中で処理をする。もちろんその中身は……

○香脱タケ子君 結構です。そんなこと聞いているのと違ふんです。国家機関とか国家機関に準ずるこれらの機関は、労働者の保護に欠けることがないという立場で労働基準法からは適用除外になつておるんですよ。国家機関やあるいは国家機関に準ずるような機関が労働者保護に欠けるというふうなことはあり得ないという立場でこれは適用除外になつておる。ところが民間の労働者が労基

法によつて救済をされているのと比べたら、いかにも余りにもひど過ぎるのではないかと、怠慢と言われて何と言いますか、こんなこと。こんなことをいつまでやつておるんです。政府機関や準政府機関がこういう姿勢をやつていたら、民間機関のこれは取り締まりできませんよ。どんなつもりでこんな怠慢なことをやつておるのか、御意見聞きたいです。

○説明員(長谷川実君) これは御指摘のとおり大変長いことかかつておるわけでございますが、ほつてあるわけではございません。この再審請求案件につきましては、労使を代表する委員で構成いたしております業務災害補償審査委員会というものを持っておりますが、そこで審査を行つておる。その審査の判断基準は、大体労働省の御指導を得まして基発五十九号という通達でやつておるわけですね。それを公社の実態に即したように六項目の認定基準というようにしまして、そのすべてに該当する場合は業務上というふうな認定しております。ところがこの公社の認定六項目のうち「医学的な見地からみて他覚的な所見があること」が一つの要件となつております。また、「他に発症原因が考えられないこと」ということも一つの要件になつておるわけでございます。こういう点についてはそれほど見解の相違はないわけでございますけれども、そのほかの、たとえばこれは基発五十九号では六カ月程度以上同一の業務に従事しているという要件もあるわけでございます。

そういう問題等の他の要件で労使双方に若干の意見の相違がございます。そういう点で長したことかかつておつたわけでございますが、最近先生のところにお届けしましたように、いろいろとその運営につきましても、余りしやくし定規にやらないで実情をよく見て判断したらどうかというふうなことを労使双方が合意しております。それによつていま地方で鋭意やつておる最中でございます。地方的に見ますとかなり結論に近づきつつあるところもございまして、いましばらく

お待ちいただきたいと思つておりますが、しかし私どもも持ちは毛頭ございませぬし、早く解決して対処すべきものは対処するということで考え方をございまして、ひとつそういうことで努力してまいりたい、こういうふうな考え方をしております。

○香脱タケ子君 もう同じことばかり言つておるんです。それで怠慢ではないと言つたんだ、ほつておるわけではない。ほつておるわけでもないのに三年も四年も、長い人は五年も、そんなものほつてないと言つて世の中通りですか、本当に。それで電電公社もそうなんですよ。それから郵政もつと悪いんですよ、大臣。

貯金局の資料出てきたからちよつと言いますわ。申請の提出が昭和五十年五月二十日ですよ。いまだにただの一遍も公災上とも外とも結論出てない。こんなむちゃなことあります。民間の労働者にこんなことをやつてみない、労働省黙つておるんですよ。いや、労働基準法適用外だからと言つてこれは民間の雇用者よりも国家機関は労働者の保護には欠けないという尊重された立場、それ逆用しているんですよ、こんなの。こんなことは解決しなければなりませんよ。これ大阪の貯金局ですわ。二十五人中だれも何にも結論が出ていない。そのうちの二人は休職、一人は病休、こんなことになつておるんですよ。こんなものが政府機関や準政府機関というところでまかり通つておるというの、これはもう論外ですわ。私は細かいことを、専門的な分野も含めて実はお聞きをしようと思つておりましたけれどもね。それ以前です、こんなもの。サボつていないとかほつておつたわけではないというふうな話通つておる。だから期限を決めて、こんなに長い間滞留をさせている者については、やはり少なくとも働く人たちの立場を考へて、まさに仕事の上で出てきて合理的な攻撃と言うか、企業内合理化に基づく労働者の健康破壊の一つのスタイルなんですよ。

確かに認定の上、外決めるのはむずかしいと思

されていると言われ、昭和四十六年ころから郵政省内に情報処理基本調査会を設けて、また研究会を持たれたりしているということもお伺いをしております。それに加えて通信の秘密の保護の行政経験を生かしてデータの保護に万全を期す施策を樹立をしたいと、こうもおっしゃっているとおりでございます。そこで、情報処理に関する行政所管庁は法的にどこになつていくかお伺いをいたします。

○政府委員(江上貞利君) 情報処理に関する行政所管庁というお尋ねでございますが、これは大変むずかしい御質問であらうかと思いますが、いわゆる情報処理というものをどの様な側面からとらえるかということであらうかと思ひます。私からはいわゆるデータ通信という面から仮にとらえたということをお伺いいたしましてお答えさせていただきますが、その場合は郵政省というふうな存じます。

○木島則夫君 七十八臨時国会におきまして郵政省の御答弁も、いまお答えがあったように、大変むずかしい問題であるが、情報処理基本法を最終ゴールとして各省と意見交換しつつ検討をしていきたい。電電のデータ通信の秘密保護については、ハード、ソフト両面で十分に指導をしていきたい。結論的には通信の秘密保護の行政経験をもちましてデータの秘密保護に努めていきたい。データ通信の拡散防止は公衆法の枠内と申すというふうにもおっしゃっていただけでありませぬ。そこで各省庁にまたがると言われております情報処理関係の調整ですね、これはその後どのようになつていくかお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(江上貞利君) ただいまの御質問でございますが、データ通信におけるデータ保護に關しまして、現行法制上も、通信の秘密に關するといふ側面から見ました場合は、当然に公衆電氣通信法あるいはまた有線電氣通信法両面において規定がございます。ただこの通信の秘密に關する現行の規定が、先生ただいま御指摘のデータ保護の

問題はすべてカバーするかと言いますとなかなかカバーし得ない部分も多くあらうかというふうな思つておるわけでございます。たとえば通信として取り扱うもののデータにつきましてはただいま私から申し上げましたとおりでございますが、このデータを破損する、あるいは棄損する、あるいは保管中のテープから、オフになつておるテープから何がしかのデータを盗用する。さらにはまたデータの保護ということではなくて、あるいはまたプライバシーの保護という観点から見ました場合にも人間の身体の特徴というものをどういふふうな扱っていくのか、あるいは個人の信条、宗教というふうなものに及んできかすと、非常に問題が複雑でございます。

これらのものにつきましては、私ももいたした以前に、各関係各省と打ち合わせということの以前に、まず現行の通信法制上これと十分であるのか、あるいはまた郵政省としての所掌事務としてどこまでカバーすべきものなのかということにつきましても検討中でございます。先ほど申し上げましたような点につきましては、さらに主官庁ともその後において問題の提起をいたしてまいりたいというふうな思つております。

○木島則夫君 こういう問題は、たとえば各行政の区役所あたりでもいろいろ問題になつていくわけですね。たとえば東京の杉並区、これ新聞でござらんになったと思ひます。住民記録を電算機によつて処理する場合のプライバシーの拡散とか侵害をどう防いだらいいかという現実の問題に突き当たつておるわけですね。そこで、その情報処理基本法の成案につきましても、当時一カ年ぐらひ後を目途に郵政省の成案を得たいと思ひ、また十一月二日の本委員会におきましては、当時の三木総理大臣も約束をなさつたわけでありませぬが、昨年の本委員会においては、そうは言うけれど若干の時をもらいたい、かしてほしいとおっしゃつたわけでありませぬ。今日の時点ではいかがですか。やっぱりそれから相当御研究もなさつておると思ひ、現実には世の中ではいま私が言つたやう

なことが實際問題として起こつてきているわけですね。

○政府委員(江上貞利君) 現実のただいまの時点でございますが、先ほど私から申し上げましたように、いわゆるデータ通信を主とする立場の側といたしましてどこまでその面からカバーできるか、それからまたいわゆるデータ通信を主とする立場から必ずしも問題を処理するということが適当でないものにつきましては、これを所掌の向きに問題として提供してまいりたいというふうな整理をいたしてまいりたいというふうな思つておるわけでございます。

○木島則夫君 この問題は、私も過日の委員会で申し上げたように、調査をすればするほどむずかしいです。あなたがおっしゃるとおりです。ですから私はやみくもにいつかまでには郵政省の成案を出しなさいなんてことは、私としてもこれは言えない。それほどやばい複雑な新しい情報化の世界に対処していくための試行錯誤、こういうものが常に伴つてくる問題だと思つてからでございます。その後若干の時間をとおっしゃつてきた手前、積極的な郵政大臣をいたした郵政省としては、もうちょっとやはり具体性のあるお答えがあつていかるべきだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(江上貞利君) 大臣からも御指示をちやうだいておられますが、事務的にいつまでと申し上げることにやりますか、問題が片づくほど単純な問題では実はございませんし、問題点を直ちに成案という形で世に問うことがいいのか、あるいはまたいろいろな方々の御意見を伺つてさらに問題を積み重ねていくのがいいのか、問題はその程度慎重に取り扱つていくべきものというふうな存じております。したがいま申し上げた御指摘のいつまでという点につきましては、今日ただいまの時点におきましては非常に明瞭に申し上げかねるという状態でございます。

○木島則夫君 これは私が聞いておる、伺つておる範囲によりますと、郵政大臣からいろいろ積

極的にこの問題と取り組めというきつと御指示があつてはまずありません。これは私も伺つております。ですから、一体いまだどういふところが一番大きな問題点になつておるのかということ、そのぐらひはいいでしょう。これは郵政大臣からちょっとお答えいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(江上貞利君) 率直に申し上げまして個人の自由、秘密、財産権、自由権、基本的に申し上げましてそのような憲法上保障されておるような権利の問題というものに非常に密接な関係がございます。特に先ほど申し上げましたように、個人の信条の問題であるとか、あるいは宗教の問題であるとか、あるいは身体的な特徴の問題であるとか、このようなものに関しましては、たとえば紳士録等におきましては、活字にいたしてあるようなものにはございませぬけれども、果たしてこれをデータにするといった場合に、このようなものをどこでどのように取り扱つていくべきなのか、あるいは取り扱つてはいけないものであるのか、ということもございませぬ。あるいはまた保管中のデータから何もかも公表するといふような事態に對しての仮に罰則を設けるかといふようなことにもなります。これは刑法上の問題といふことにもなります。非常に問題が深くかつ広いということがございまして、私ももいたしましては、現在の段階ではそのような問題点を究明するといふことに一応力を注いでいる段階でございます。

○國務大臣(服部安司君) そういう事情でなかなか、いろいろ討議はやつておるんですが、はつきり言つて、じゃ、どこの省が責任を持つてやりますか、というところも、これはみんななへつぱり腰になつてしまつたといふ過去の事例もありまして、しかし、ああいった深刻な秘密を守るといふ点についてはなかなかこれはむずかしいのですが、先ほどから御指摘のあつておる、もうすでにいま現在使つておるやうなきわめて、きわめてと言つて言葉があるが、安易に処理できるものについてはやっぱりプライバシーの保護とか秘密を守る手段

を講じねばならないという立場から、何とかひとつ、きわめて重要な個人の、これこそ逆にもしければ、大きな基本的人権を侵害するという問題と、こう進んだ今日の時代に、もうこれはほとんど人戸籍やなんかはやっていますから、そういう問題とに分けて一遍考えてみたいと思いたいだきたい。この結論が出れば、次の委員会またその次の委員会に、大体これをめどにこういつた分類をして、こういう処理をいたしたいということを報告したいと考えます。

○木島則夫君 後ほど電電の方にも御質問をいたしますが、すべからく大臣がおっしゃったようにひとつ積極的に前向きにお答えをいたしたいと思っております。

七十八臨時国会の十一月二日の本委員会におきまして、公衆法の見直しにつきまして、三木総理は情報処理基本法の成案の時期に見直す、見直すのは当然であるというような発言をされておりますけれども、この情報基本法というものが自体がまだ、いま言ったように、暗中模索の段階でありますから、私はこれこそ、いつ幾日という限定の仕事はこれこそ無理な話だと思っておりますけれども、当然やはり関連をしてくる問題だと思っております。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(江上貞利君) 御指摘のように当然に関連をしておきます。ただ郵政省といいたしましては、今日技術革新が電気通信の世界においては大変激しいでございますので、ただ単にいわゆる、先生御指摘の情報処理基本法というものの見直しの時期でなければ、公衆法というものの、あるいはデータ通信を含めまして見直しができない、あるいはすべきでないというふうには考えておりません。今後すべて電気通信全般の健全な発展を促進するというようなたてまえから、絶えず見直しはしてまいりたいというふうには思っているところでございます。

○木島則夫君 ひとつ鋭意研究をしていただきたいと思っております。これは与党がどうの、政府がどうのという問題ではなくて、大事な問題でございまして、私どもも勉強させていただきます。

電電の方、お待たせをいたしました。

最初に総裁にお伺いしたのでありますけれども、前だれがけ精神というのにはたしか初代の大橋総裁がおっしゃった言葉だろうと思っております。私の記憶に間違いがあればお許しをいたしたい。前だれがけ精神、これはどういう精神で、いまそれが行われているかどうか、いかがですか。

○説明員(秋草篤二君) 前だれがけ精神という言葉は私も十分記憶しております。この言葉は大橋総裁ではなくて、梶井総裁のお言葉でございます。当時、私も、官庁から公社になった、世の中が明るくなったというような気持ちで、もうこれからは役人ではないと、公社人だと、経営者だと、経営者だとか企業人だとか、そういう言葉でわけもわからずいろいろと張り切った記憶がございます。このやっぱり梶井総裁の前だれ精神という言葉もそう深くはかみしめませんでしたけれども、初代総裁のこの経営的な物の見方とか考え方というのに対して非常にわれわれは刺激を受けたということだと思っております。

○木島則夫君 もう役人じゃないんだと、つまり経営者なんだと、経営者だという、そこで非常に大きな躍動があったと、私もよくわかります。民間の活力を、自在性を大いに生かしながら、つまり電話事業を初めとする公社の公共性というものを踏まえた上で公社という形をとったんだらうと私も記憶をしておるんです。それはそれで結構なんでありますけれども、どうなんでしょうかね、本当に自在な経営的な考え方とかいうものが活発に、自在に生かされているんだらうか。ことに積滞が沖繩を除いて解消をする。そうすると、拡充に難く拡充、拡大に難く拡大という経営ではななくて、これからいかに経営を安定していくのかというふうな、公社が大きな曲がり角に入ったときには、サービスというものも非常に多様化して、きめ細かなものでなければならぬ。地域住民との共通の接点をもっともつとつくらなければならぬ。電話を、いままでは、つけてやるとは言いません、つけてやるとは言いませんけれども、何かそういう気持ちも中に多少残っていたんじゃないだろうか。それが、沖繩を除いて積滞解消、いままでの経営的な感じからはもう一歩本当の経営者である、役人臭を脱しなければいけないという時点にいま私は到達、本当の意味で直面をしようと思っております。

しかし、まあこれは別に公社のことを私はとかかく申し上げているんじゃないだけども、非常に慎重であるという面は結構だと思っております。過日、一年前の委員会のたとえば遠近の電話料金の格差の問題を取り上げても、あのときにお答えをいただいたお答えよりもはるかに慎重なお答えをいたしました。だから、私はもつと自在性を活発に生かしていただきたいということと希望を申し上げるんでありますけれども、本当にどうですか、その公社の発足のときの精神というものが生かされておりますか。もし生かされていないとするならば、その原因は、手かせは何であるか。これは総裁としてもちよつと言いくいかもしれませんけれども、ざつぱらんにひとつ答えていただきたい。

○説明員(秋草篤二君) 私はこの前だれ精神が生きているかどうか知りませんが、二十五年たつて、当時の電話事業のサービスのあり方、それから国民から受ける批判から見れば、今日ほどにここまで来たという事は、相当やっぱりの精神というものは、何かサービス精神とか、いろいろな歴代の総裁が申しているように引張ってまいりました。いま非常に電話サービスが安定しているがゆえに何か少し硬直化しているというふうな感じをお持ちの方もいらっしゃると思っておりますけれども、私はやはりこの精神が、公社になつて非常によかつたということは言えるんだと思っております。

そこで、先生の御質問の料金格差の問題も、これはもう初めから、五十一年度の料金の法案が通つたときも、確かにこの議論は出ましたけれども、当時はやはりこの問題は後にして、この次の料金の大きな改正のときの最大の課題にするという事、その後の国会でも、これは確かにわれわれが一番頭に悩んでいる大きな問題であるということでありまして、これはなかなか前だれ精神というわけにはまいりません。なかなかそういうものを前だれ精神で片づけるわけにはいきませんが、積極性がない、前だれ精神が欠けていると言われましても、大きなやはり国家財政なり公社財政の制約と、あるいは国会の審議というものがあつまして、これはアメリカや英国のごとく、年々少しでも、二%でも一・五%でも料金は簡単に上げられるという制度であれば、これはわりあいに早くできると思っておりますけれども、なかなか公共料金というものはそう簡単には上げられない。それにはやはり相当年時をかけて、やはりどうしても数学的にも大きな数字になってきます。それだけになかなか機動性を発揮できないというかと少し重たくなるということはやむを得ないことだと私は思っております。

○木島則夫君 私もちよつと奥歯に物のはさまつたような言い方をして恐縮です。

郵政大臣ね、どうですか、本当にいま経営のあり方、サービスのあり方が問われている中で、もうちよつと電電公社を自由にしておけるといふことはできませんかね。

○国務大臣(服部安司君) まことにいい意見だと、私はそのように理解いたしております。

というのは公社、公団法、あれ読んでみても、これはもうはつきりしているんですね。予算が通れば後はもう全部お任せしなさいと、これは官僚の悪い点を取り除いていい面だけを生かそうという。それからその道一筋にほとんどん事業を推し進めて国民の期待にこたえる。特に戦後、あいつた公社、公団がすいぶん設立されたわけで、大変戦後の復興に役立つたと思つて。しかし、正直言つてちよつといわゆる所管官庁が干渉し過ぎ

るきらいも確かにあります。じゃおまえはどうなんだって、私も干渉を厳しくしているところですが、私のいい面でも、どうやってくれ、こうやってくれというのはいんで、木島先生の言うとおりに前だれ精神に徹しないという強い干渉をいたしてあります。これはもう電電もNHKも両方ですが、しかし私は公式の場でもこの委員会でも、公社、公団のあり方、公社、公団のよい面をもっと生かすという点では少なからず真剣に取り組んでいる気持ちであります。

しかし、公団、公社もはつきり言って、それされるのも当然のような感覚を持っているところ。一つの問題があるんじゃないだろうか。やっぱり干渉される、すべて言われてきたことが二十五、六年の間にもうすっかり定着してしまっている。この問題を、私はどのような方法でもっと実態を認識させて、所管官庁と公団、公社とうまく折り合っていくか、よい面をうんと伸ばすことができるか。これは公社、公団と言ったって電電やNHKだけじゃなく、国全体の面のことを私は申し上げているんですが、そういう点については真剣に考えねばならない時期が来ている。設立当初の趣旨が何だか隠れてしまっている点をいかに掘り起こし、いかにこの趣旨を生かすかということ、電電だけの問題ではない、もうすべての公団、公社に政府が検討せねばならない時期が来た。私はもうすでに過去の行政整理また行政改革のときにもこういってことを政府首脳に申し上げておる次第でありますから、私は全く木島先生のおっしゃるとおりで、そういう方向で検討を加えて推し進めてまいることが国益に大きく貢献するところであろうと考えておる次第でございます。

○木島則夫君 これはむずかしく言えば公共企業体等基本問題懇談会でも検討されているところですが、給与の面とかあるいは予算の面、あるいは料金法定制の問題いろいろございまして、いまここでこの議論をするのもとてもこれはもう尽きるころがないと思えます。はい、大臣が

おっしゃったニュアンスというか、真意というか、恐らく私と共通なものがあると思えます。たとえば前だれがけ精神にもし欠けるところがあるという原因が余りにも監督官庁に強く縛られているところから新しい時代に即応できないというところであるならば、それは前向きに考えなければならぬ。私はそろそろ一人歩きも、そろそろじゃない、一人歩きができて当然だと思っているくらいですけどね、大臣、いかがですか。

○国務大臣(服部安司君) これはどっちにも責任があると思っております。公社、公団もちょっと横着なところがあるんですね。はつきり言って何かもたれかかるような、依頼心を持って、むずかしいところはおまえのところで処理しないというようにならないうで出てくる。また監督官庁も、かなり監督官庁だと胸を張るようなところもあって、私はなかなかこれは簡単に解決を見ることは、もうおっしゃったとおり体質化してありますから、しかし先ほど言ったとおり、取り除かねば本当のいわゆる国民に対する趣旨が生かされない。一番大きな問題だと思っております。私は郵政だけではない、建設省関係にいたときも、いけなさと、これでは本当の公団、公社のいい面が生かされない。だから、こっちへ来てみればやっぱり同じことなんで、これは国全体の体質だと思っております。公共企業体等基本問題懇談会もあつたから、皆さんともども、ひとつかなり深い傷ですから、みんなの努力でこれを解消するように努力せねばならないと思っております。

○木島則夫君 私は、もう当然一人歩きができる、またそのぐらいのやはり自己コントロールができないようなこともないと思つて、自在性を生かし、やっぱり民間のよさを生かすということになれば、思い切ったことで変革を遂げるということも私は必要だと思つて、本当に、それに伴う問題点というのはもちろんたくさんありますよ。そんなことを気にしてたんではないかなかできるものじゃないと思つて。

そこで、公社の経営安定のために、私は過日の委員会で管理組織の見直しを御指摘を申し上げました。公社もポスト積滞解消という観点に立って、将来の公社事業のあり方を含めて検討中であると言われてから一年ちょっとを経過してありますので、いまの時点で検討結果なり、方向性なりでもわかれば明らかにしたいだきたいと思つて、拡大、つまり公社が電話の積滞を解消するために拡大に次ぐ拡大方針をとってきた。地方分権、地方に大きな権限が委譲されてきた。それはそれなりに大きな効果をおさめてきた。私もよくわかつております。そういうことがいま時代が変わって、やはりある意味でもう一度検討されなければならぬという問題の提起の仕方でも過日この問題を御提起したと覚えております。その後いかがでございますか。

○説明員(山本正司君) 前回及び前々回の委員会で、先生から御質問がございましてお答えいたしましたわけでございまして、現在までの膨大な設備拡張を実施するために、電電公社では早くから地方分権ということをやっております。通信局長を経営の中核体というふうな観念をいたして、これに事業運営の大幅な権限委譲とそれからそれに伴う責任というものを負ってもらおうというたてまえでやってまいりましたわけでございまして、ただいまではそれなりの成果を上げ得たと思っております。

御指摘のように、今後の電電公社の事業の大きな目標は設備拡張というよりも、むしろここまできま上がりました設備をいかに効率的に、またきめ細かく運営をして、お客様のニーズにこたえた適切なサービスを適時適切に提供していくかという、非常にきめ細かさあるいはサービス業としての本来の使命を問われる段階になってまいってきておるわけであります。それだけに地方組織の業務運営あるいは管理と、こういったものが非常に重要になってまいりました。そこで、前回私からもお答え申し上げたわけでございまして、相当機構も膨大になり、大きな組

織になってまいりましたので、地方を二つ三つのブロックに分けて下部の業務運営の管理の適正を期すと、あるいは時代のニーズを先取りをしてこれにこたえる事業運営をする、そういう制度を、組織に関する研究を、二の人間にやらしていただきますと、こういうお話を申し上げたわけでございしますが、いろいろその成果を検討いたしましたけれども、ただいままでの結果によりますと、何といたしてもやはり基本になるものは、先ほども若干御指摘がございましたけれども、公社制度そのものに関連する問題が非常に多いわけでございまして、地方分権と申しましても大幅な権限委譲あるいは責任を負わず、こういつてみましても、現在の公社制度あるいは公社を取り巻くいろいろな制約というものからいたしますと、それ相應の制約というものがございまして、本当の意味の分権、地方分権ということになれば、私はもっと経済計算まで責任を負わせました分権というものを考えなきゃいかぬと思つて、これがなかなか現在の制度の枠内ではできないんじゃないか。で、支社制度ということになりますと、そういったものにさらに屋上屋を架す、いたずらな機構いじりに終わってしまつて、必ずしも私どもがねらつておる管理組織の充実というものに合わないのではないかと、こういうような結論を得たわけでござい

ます。そこで、管理組織の問題も非常に重要な問題でございますが、当面する事業の懸案問題として新しいサービスをどのように開発していくか、あるいはお客様のニーズをどういかにキヤッチしていくか、こういった観点に立ったマーケティングシステム、言葉を変えれば、お客様に直接接する現場段階の営業部門の組織の拡充あるいはそこに働く従業員の、先ほど前だれがけ精神というお話がございましたが、いわば営業マンの意識革命とか、こういった面で公社の当面するきめ細かな、またこれから重点を指向しなければいけない、そういったルーチンワークに対する即応体制というものを固めていきたい、こういうことで営

業窓口、營業業務の充実あるいは非常に組織の大きくなっておる現場の局あたりを、もう少し責任権限を明確化する意味合いから大局を分割をして、お客様に接する部門のサービスの向上を図るとか、いろんな当面の懸案を解決するための諸問題について逐次手をつけつつあるわけでございます。

具体例を申し上げますれば、たとえば大阪の堺あたりの局は非常に大きな大局になっておりますが、この辺の局を分割いたしましてさらにきめ細かなサービスができるようにする、あるいは熊本あたりも同様でございます。そういったことで当面の問題解決のための措置というようなものを逐次実施しておるのが現在の状況でございます。

○木島則夫君 私も専門家でありませんからよくわかりませんが、前のお答えはその地方分権化というものがそれなりの成果があったと、しかし新しい時代に対応するために、そういうことももう一度見直した方がいんではないかというお答えがあったわけですね。しかし、それを見直した結果余り効果がないから、ほかの面で効果があるようにいろいろ事を処して、こういうふうな受け取ってよろしいんですか。なるべく簡単に答えてください。

○説明員(山本正司君) 若干言葉が足らなかつたわけですが、いままでやってまいりました地方分権、通信局を経営の中核体としてさらにこれを充実するという方向は別に変更するつもりはございません。新しく何か中間といいますか、本社と通信局の間に強力な支社といったようなものをつくって、幾つかの通信局をオープンにして管理しているというふうなものを研究しておつたわけでございますが、これは屋上屋というふうなことで組織いじりに終わる可能性が多分にあるんじゃないか。したがって、この研究は一応ここでピリオドを打ちたいと、こういう趣旨でございます。

も、とにかく新しいやはり状況に対応できるような柔軟なやり組織というものが一番大事だと思いますね。そして、それをやることでそこに動いておいてなる方々にしわが寄らないというの、これはあたりまえの話でありますけれど、私はそういうことを希望として申し上げておきます。それから、ちょっと遠近格差の問題について、過日の委員会でも、私がお亡くなりになりました遠藤総務理事にお答えをしようだいをしたときのお答えが、「どういう手段を講じて、これをやってくか」ということについて具体的に示せというお話ですが、私は、まず最初に夜間割引ですとかあるいは祝祭日の割引をやってみまして、そしてこれが需要どのぐらい伸びるかということをもまず身をもってわれわれの間でも把握をする、これがまず一つだと思えます。その上に立ちまして、さあこれなら絶対大丈夫だという確信を得た上で是正をしたい。その間に、できれば十四段階を少しずつ段階を下げていく、少なくともいくというところもあわせてやりたいというのが大ざっぱな青写真でございます。もしうっかりして、下げた方がいいがまた財政危機に陥つたということじゃ逆に御叱責も受けると思えますので、その点のところは、もう少しばらばら研究させていたいただきたいと思えます」と、こういうふうなお答えであります。研究をされた結果はいかがでございますか。

○説明員(玉野義雄君) ただいまのお話につきましては、料金改定を私たちも検討いたしておるわけでございますが、日曜、祝日等につきましては、これは法律の改正も要りますが、料金改定後まだ期間が余りたつておりませんので、いわゆるそれをやることによる通話料の変動でございますが、この数字はまだ的確に把握できないというところ、もう少し長期で見たいかぬといかぬ点がございまして、そうしませんと変動が非常に狂いますと料金計算が狂つてまいりますので、それでまだデータが未整備という段階で、それがそろいましてさらまた検討を進めていきたいと、こういうふうな考えております。

それから後段にございました短距離、長距離の問題でございますが、これにつきましては二つございまして、一つは先般来御議論がございまして、長距離が近距離に比べて外国と比較をしましても格差が非常に大き過ぎるという点がございまして、この是正が要るわけでございますが、それと同時に現在の生活圏の拡大に伴う隣接単位料金区域の関連がございまして、この両方をあわせて検討していかなければならぬという点がございまして、これにつきましては私たちも、単位料金を片方下げれば片方補わなければいけませんから、単位料金をいじる方法もあるではないか、答申でも秒数をいじる方法もあるではないかという諸問委員会の答申がございまして、そういう計算がございまして、これも先ほどのトラフィック変動と関連があるわけでございます。遠距離を下げてたらのぐらいつラフィックがふえるのがあるいは近距離の秒数をそれに見合うだけ制限した場合にどういうトラフィックになるのか、この両方の場合も、やはり前段の日曜、祝日の割引の場合と同様に通話料の変動が大きく影響しますので、この辺をつかんだ上で検討させていたいただきたいと、こういうふうな考えております。

○木島則夫君 私も確かに遠距離高いと思えますよ。公社のコマーシャルを見ましても、たまには声を聞かしてくれよって何か息子さんにお母さんが言っているコマーシャルがありますね。ただあの後に本当は、「でも、母ちゃん、高くてなかなかかけられないよ」って陰の声が、字幕か何かが出そうな気がして私はしょうがないんだけど、こういうことを言つてまことに申しわけないんですけど、いや、私、片方下げれば片方バランスをとって上げなきゃならないところ、何の前だから上げ精神がちょっと欠けているように思う。少し勇敢にやってみたらいかですか。遠藤総務理事はお亡くなりになって大変残念だけど、薄利多売という言葉もお使いになつてますよ。いかがですか、薄利多売。

○説明員(玉野義雄君) 確かに先生おっしゃる点もございまして、私たちが薄利多売もあり得ると思つておりますが、それが先ほど申し上げましたように、遠距離下げました場合に薄利になつて多売という通話料の変動でございますね、これがどうしても基礎になりますので、恐れ入りますが、もう少しその変動の見きわめを調べさせていただきますというのが本音でございます。

○木島則夫君 この電話時代、情報化の時代に遠距離が安くなりますとね、地方からわざわざ国会に陳情に来るなんともいふん減りますよ、はつきり言つて。大臣、そうでしょう。本場に私、もつと電話が日本国中からどこでもかけられるということになりますと、しかも料金が安くなりますと、どんどん私はあのコマーシャルのとおりになると思つて、本場に、もうコマーシャルやめてくれというふうになりますよ。だからその辺は、私はある意味で勇敢なひとつ試みをしていただきたと思う。玉野さんにしつこく言つて悪いんですけども、もう少し……

○国務大臣(服部安司君) おもしろい提案で、先ほど中野先生からも話があつたんでね、いまばくは回線がどうなるんだとこう言つたら、この倍ぐらゐるだろうという総裁のお話でね、それじゃやってみるべきだと、薄利多売もおもしろいじゃないかと。それで、そこまで国民の声を聞いてどうにもならなかつたならば、また次に打つ手があるんじゃないか。これはやっぱり電線の生命も維持しなければならぬわけですから。だから一遍、いまばくは本場に正直言つてどうだと、これは、きょうはもう二回この話が出てきたと、中野先生と木島先生とね。だから薄利多売という言葉は非常に魅力ある言葉だと。というのは方々から大変な苦情が出ているんだから。遠距離だつたら高過ぎると、また世界的に一番高いと。だから、いまそのことを私をもつと技術的に専門的に現在の回線どの程度までパンクしないで維持できるか、もう少し手当てすれば、どのくらいの金がかかればこの三倍まで維持できるかということをおひとつ

真剣に検討してもらうために電電に要請いたしました。検討したいと思います。

○木島則夫君 大臣も近畿で、奈良からおかけになるの大変だと思っておりますよ、東京へです。ですから身をもってひとつそういう御提言を。

玉野さん、ひとつ大臣もこうおっしゃって、から、勇気を持って遠慮なくひとつトライをしていただけないか。

○説明員(玉野義雄君) 先ほどからいろいろ御説明をいたしましたので、大臣の御趣旨もございませうが、えらいくいようですが、申し上げますと、遠距離はなるほど高いんですが、近距離は世界一安いわけです。十円に對しましてアメリカでも二十円でございます。フランスは二十円、ドイツに至っては二十七円といふことでございます。ですからやはり赤字を出さないで修正するというところで、大臣の御趣旨も体しまして検討させていただきます。こういうふうな思いです。

○木島則夫君 玉野さんの御説明は公社をしようとして立つ幹部としては並々な御決意だろうと私も思います。それはそれとしまして、ひとつ新しい時代の国民の要請にも勇気におこたえをいただきたいという、これは私のたつての希望でございます。

もう、ちょっと時間がなくなりましたけれども、過日の成田の事件に公務員、これに準ずる人たちが、公社の人たちが関係をしているというのは私、驚きであり、また国民からも非常にこういう者に対する怒りが上がっていることは事実でございます。こういう人を出さないというこれからの何といえますか教育の問題にも触れてくると思えますね。ストライキをやるといふことに對する違法性、つまり違法な者に対するやはり厳しい処置、そしてこういう成田のような事件が起つて犯罪者を出す、それを取り締まるということよりも、もう一つ前にやはり公社が公社人としてどうあるべきかという、これはもう職業人としての訓練は当然おやりになっておられるらうと思いま

すけれど、きつきのまた前だがけ精神を強調して恐縮でありますけれど、やっぱり公社人としての教育のあり方というものの際きちつと問われなければならぬ、こういうふうな考えておりますが、これは一生懸命やっておりますというふうなもんじゃなくて、あと時間大分ございませうから、具体的にどういふふうなやっておりまするか、またどうあらなければならぬか、ひとつ御説明をいただきたい。

○説明員(長谷川実君) 前回の成田空港事件で、五名の公社職員が逮捕されるというような事態を引き起こしまして、私どもまことに遺憾であると思っております。そういった意味合いにおきまして、先生御指摘のとおり平素の教育訓練を一体どう考えるかといった反省も、私は必要ではないかといふふうな考えておる次第でございます。

いままでも若い職員に対する教育といたしましては、新入社員、あるいは入社後二、三年たちますと再訓練いたします。それとか、あるいは部内におきまして一定年数経過いたしました者を養成やっておりますが、その養成の諸君にもいろいろいままでも教育しておるわけでございます。

第一点は、公社人として社会人として健全な意識の涵養ということがまず第一点でございます。それと第二点は、公社人としてルールを守る、就業規制を守ることの必要性という問題が第一点でございます。それと第三点は、企業の社会的責任といたしたことを自覚させる。こういったことについて私どもは機会あるたびにやっておりますわけでございますが、しかしながら今回のような事件を引き起こしましたことについては、やはり教育の内容なりあるいは指導体制に問題があるのではないかと私どもは反省をしております。

そういった意味合いで、教育の内容あるいは今後どうやって指導していくかという指導体制、こういったようなことに中心を置きまして検討いたします。そして学園を問わずあるいは日常の職場を問わず強力に指導していく、そして健全な社

会人としての公社人が育つように私どもががんばってまいりたい、こういうふうな考えております。

○木島則夫君 成田事件もストライキもともに違法行為であることは明白でございます。違法行為は厳正に処分することは、これはもう法治国家を維持していく上で当然でございますけれど、所管職員に對していまのようなやはり教育のあり方というものも、これからの公社を本當に安定的に経営をしていく上で私は欠かせない基本的な問題だと思っておりますので、あえて教育の問題をいま御提起を申し上げたわけでございます。どうかひとつ抜かりのないようにやっていたいただきたいと思います。

実はきょうは電電公社に關連するいろいろな企業について、企業の抱える問題点、系列化の問題、その中でどういふふうな企業が問題点を抱えているかなどを伺いたかったのでございますけれども、持ち時間がございませぬ。じつがって私はこの関連企業については、こういった日進月歩で變動する技術革新を支えているす野として、これをやつぱり育成強化をしていっていただきたいというところで、それが一つ。それから、天下り人事などによる系列化によって非系列の会社と差別をしないようにしていただきたいとか、まあいろいろいろいろ要望事項はあるわけでございませぬ。これは後日私は伺いたいと思ひます。

最後に、私どもに對しまして身体障害者の方々の陳情でございますけれども、車いす用の連絡電話についていふので、車いす用がなかなかない。このごろは車いすでいろんなところに用足しにも行かれるし、相当長い距離を車いすで出かけることも多い。そのときに何か事故を起こしてしまつたり、体の要調を来してしまつたりというときに通話することができない。連絡がとれない。そういうときに何かの、無線利用の連絡手段がないものだろうかといふことでございます。現在どんなものがあるかといふこと、また将来開発といふような余地があるかどうか、参考のた

めに伺つておきたいと思ひます。

○説明員(前田光治君) お答えいたします。現在すでに公社がサービスをしたしておりますものでは、ちょうどいま先生おっしゃいましたような用途にびつたりと考えられるものは、残念ながら現在ございませんけれども、これは近いうちに導入をいたしたいと思ひまして、技術開発をほぼ終りました。導入の準備を進めておりますコードレス電話というのがございませぬが、これはまあ、形は普通の電話機とほぼ同じような形をしておりまして、ただコードがついておりませぬので、その間がまあ無線でできておりますもんですから、電話機がある範囲自由に持ち歩けるといふ形のものでございます。これを車いすに積んでお使いになれば、ある程度の範囲自由に動いて使うことができるわけでございます。まあただし、これは御自宅の中、あるいは事務所とか、あるいは病院、福祉施設等の中で、まあ数十メートルぐらいの範囲であれば動いて使うことができるわけでございます。

さらに、いまおっしゃいましたように、車いすですつと遠方の方へ出かけていっても電話がかけられるといふようなものにつきましては、現在これも、先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、技術開発がほぼ終わつてきておりまして、来年ぐらいからサービスをいたしたいと考えております自動車電話といふのがございませぬ。これはまだ残念ながら、ちょっと車いすに積みますのは大ききさ若干大ききゅうございませぬ、それから、電源等の問題もございませぬので、車いすにはすぐ適当とは思っておりませぬけれども、現在この自動車電話をさらに技術の開発によつてぐつと小さくいたしまして、電源も小さいもので済むようにいたしまして、まあでき得ればアタッシュケース程度にして、持ち運びのできる携帯電話というのを研究所の段階で現在研究開発をいたしております。こういうものができ上がりますれば、まあかなり車いすで遠くへお出になつても電話ができるということにならうかと思ひますが、まあそうい

う非常に小さいもので、どこまで動いていても電話が使えないという、いわゆる携帯電話というクラスのものになります。また開発に数年の時間がかかるかと思っております。

以上でございます。

○木島則夫君 とにかく公社の問題を、もう少し関連企業との問題にも私は言及をしたかったんですが、言及しなくても、これは他日に譲ることになります。まあ時代がこういふふうに変わってまいりました。ポスト積滞後の経営安定、そして、これからの公社のあり方、いろんなニーズが寄せられ、そのニーズにこたえていかなければいけないという意味で、ひとつ国民の要望に十分こたえ得る組織、機能、そういうものを生み出していただくために、きょうのこの議論が私にこだけの議論に終わってほしくないという意味で、郵政大臣からも積極的な御発言もちょうだいをしてし、幹部の方からの積極的な御発言もぜひ形あるものにしていただきたい。そして、その中に働く方々の労働条件の向上ももちろん言わずもがなでございます。

○青島幸男君 私はまずテレビ用の回線の使用料につきまして若干お尋ねをするんですけども、大変隔絶の地にあります沖繩の民間テレビ局から、知事を通じてあるいは直接に、

〔委員長退席、理事案納勝君着席〕
もししくは民放連の代表を通じて大臣のところへ、非常に条件の悪いところにあるもので、回線の使用料が大変高い、率直に申しまして何とかまかないかというふうなお話の趣旨の陳情あるいは要望が出たように私も知っております。承知しております。大臣も当然御承知のことと思っております。

これに対してのお答えは、おっしゃることはわかるけどもちょっと検討したいという旨の御発言があったように伺っておりますが、その後その検討の結果がどういふふうになって、どういふ展望で将来動いていくのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。
○國務大臣(服部安司君) 御指摘の沖繩のテレビ

回線料金は、在来はかなり優遇をしておりました。沖繩に限っては、ところが、最近利益が上がって配当を始めたものでありますから、実はこの回線料金の決定は回線運営センターに一任しているわけでございます。全体を渡して、ここで沖繩は幾らほどやってくるわけですが、そこで私は、前回指摘がありましたので、この回線運営センターに広く国会の声を伝えまして、まあ配当を実施したらしいがもう少しその実態というものを引きわけて再検討をしていただきたい、これが気持ちよく受け取ってくれました。小委員会を設けてくれ、いまだのような措置をするかと鋭意検討していただけるような状態でございます。さらに一步前進したと私は理解いたしております。

○青島幸男君 私も承知しております。回線運営センターと公社の間で一括してお話が進んでいて、しかもその料金の決定だとかあるいは配分については、中で自主的に運営をされるということも承知しておりますが、しかし、沖繩が何よりも離れた地にありますので、その料金をプールして割り勘にするというふうなときに沖繩を入れると個人個人が高くなる、ましてや国内、内地で赤字である会社もあるのに、赤字を出している沖繩のめんどろまで見られないというふうなお話もありまして、そのプールからはじき出されておられるのが実情だというお話もよくわかっておられるわけを持って、田舎に解決を見るの見詰めるところが一番正しかろうとも思うんですが、しかし、どう論議をいたしても、事実問題として沖繩だけ高いわけですね。離れておりますから、事実、

ところが、電話料金にいたしましたも、七百五十キロから先は同額になっておるといふことは、おおむね中央から七百五十キロだと、北海道九州の果てというところが限度でございまして、それから先は同額にしようじゃないかというの、そこからは海で実人がいないと、だから、問題になるのは沖繩だけだと、そうすると、沖繩だけは特別料金で扱おうじゃないかという趣旨で、

公社の料金もそういうふうになってるんじゃないかならうかと私、認識するわけですよ。ですから、なるほど遠距離運送方式の算定基準にはなっていないというのが陳情の趣旨でございまして、伺ってみますとそういうふうになってるようですね。遠距離運送にはなってるらしいんです。ええ、なっているらしいんですけれども、いずれにしても遠隔の地にあるわけですね。

〔理事案納勝君退席、委員長着席〕
ですから、具体的に高い料金になってるわけですね。しかも、電話料金の計算の仕方と違っていて、十キロごとの累加方式とかというお話でございまして、確かに一定の算定基準を設けておいて、それで中央から一応ラインを引いて、どこどこまで加算方式をつくって、きちんとした算定基準を設けることは絶対条件だと私も思います。

沖繩の地につきましても、あの間が地続きになっておりました、その間に存在する人間あるいは使用する者がおりました逐次料金が上がっていくにつきましては当然のことだと思ふんですけれども、しかしないわけですね。人が住んでおられるので、あそこだけは何か別途に料金を考えてくれないかというのが陳情の趣旨だと私思ふんですけれども、その点、先ほどの大臣の大変御決断のある御発言もありませんし、薄利多売いんではないかというふうなことも先ほどの質問者へのお答えの中にもありましたけれども、そこは、地続きではないし、間には人が存在しないんだというふうなことも勘案いたしました。沖繩だけはその外した料金を考えるというふうなことがあってもいいんじゃないかというので、再度御検討になる余地があるかどうかというのを、お尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(江上貞利君) 後ほど公社からもお答え申し上げるかと存じますが、実は先生よく御承知かと思ひますが、これは電話の料金と回線専用料でございますが、これは電話の料金と立て方が全く違ひまして、收支相償のコスト主義

で定められておるわけでございます。したがって、郵政省といたしましては、收支相償のコストを割ってサービスを提供するようにということでは電電公社にはなかなか申しにくい点がございまして、なお、回線運営センター内の取り扱いでございますが、これも先生よく御承知のように、東京鹿兒島間についてはほとんど沖繩テレビ局は無料に近い取り扱いを受けておりました、鹿兒島から先のものを負担していただく、かつなお、各社が若干ずつ持ち寄ってそれを補助しておるというふうな実態でございます。

○青島幸男君 それもわかるんですけども、たとえば電話の料金の算定基準にいたしましたも、それは遠隔の地だからそれだけ高いと、こっちは方はコスト計算でないわけですね。飛脚が参ると違ひまして、一度施設をつくってしまえば熱海へかけるのも鹿兒島へかけるのもそんなにコストが変わるわけではないわけですね。しかし、遠くへ行けばそれだけ高いだろうという旧来の常識の上ののつとて、あるいはその錯覚に基づいて遠距離料金というのはそれが算定基準の基本になっているような気がするんです。そこにある種のまやかしかがあるような気がするんです。ですから、その問題と離れて、マイク回線だけコスト計算にこだわって、しかも特別な事情を抱えている沖繩について、ほかに幾つかあって、一つの例をつくったためにあと問題が錯綜してきて収拾がつかないという問題になるならいざ知らず、あそこしかないんだという特殊な事情をお考えいただいて、再度お考えいただくことはございませんかということですね。

○國務大臣(服部安司君) これは青島先生もよく御理解いただいていると思うんですが、占領下アメリカの施政下にあるときは、やはりそういう特殊な事情を考慮して、ある程度本土のものとは異なる面でも何かできる援助をしようというところから始まりました。本土復帰後はやはり経済自立ができるまでそういうシステムを取り入れようというわけで来たわけでございます。で、先ほど申し

上げたとおりにぼんと配当を始めたものですか、いま言ったとおり、回線運営センターがもう自立できたんだから公平に負担してもらおうじゃないかということになってああいふ結果になったわけです。

そこで、私はまたいさし違った意味で監理官を通じて要請したのは、やはりこの事業の経営というものは、それは時には悪質な人は粉飾をやつて配当する場合もあるし、またある物を処分して配当する場合もあるわけであつて、決してぼくは、沖繩のあの人口、あの規模の経済力では二つのテレビ局がそんなにもうかる理由はない、何か事情があるんだらうと考へて、何とかひとつも少し顧慮してもらふ手だてはないかということだ、そこで、先ほど申し上げたとおり小委員会をつくつてくれて、今度は沖繩の問題をどうするかという料金問題で検討してもらつてはどうか、これは電電がいま、それじゃこれだけ下げますとか、また私がこうしてやりなさいと命令、介入はできない状況でありまして、私はあのセンタ―を認可して、そこで自主的に円満に運営していただくまで、ぼくが入つてはどうか、どうやらかなり真剣に取り組んでくれるようでありまして、私からも再度関係機関にもう一度意のあるところを伝えて、できるだけ早く結論を出してもらふように努力したいと存じます。

○青島幸男君 結構でございます。そういう趣旨でせつかく自主的に小委員会をお設けになりました。この問題の積極解決に当たろうとなすつていらっしゃる方々の御趣旨も尊重いたしまして、円満にオープンな形で、だれでも納得いくようなかっこうで解決をなされるということは私も切に望んでいては監督官庁の立場におられる大臣の御決意も承りましたので、その線で見守つていただくようにしていただくことをさらにお願いいたします。何ですか、大臣は御用がおりなすので、結構でございます。

さて、それから電電の方にお尋ねをするんですけども、プッシュホンの電話が採用されましてからかなりの年月になりまして、この普及もかなり目覚ましいものがあることは私も承知しております。なるほどダイヤルを回しますよりも三回のプッシュで簡略にかかるといふ便利さもありまして、ダイヤルを回しておきますよりも確にしかも速く押せるという利点は確かにあります。しかし、プッシュホンを大々的に普及せしめるために最初に電電さんでおとりになった手段というのは、とにかくコンピュータに直結しておつて自宅から計算ができますと、かなり複雑な計算もできますと、あるいは各種の、端的に言えば国鉄の窓口ですか、そういうところの直接連絡をおとるというふうなことをうたい上げてこれを推し進めて参られましたわけですが、先般の当委員会の質疑なども伺つておりましたが、どうも施設の実績が予定を下回つておるといふ実情です、それから私、重ねてどうか特にお尋ねしたいのは、一回つけるのはつけてみた、で、電電さんのおっしゃる通りに二、三回は計算もしてみた、予約もしてみた、でもその一時期が済んでしまつた、どうも千三百円に払つてはどうか、効用はない、だからこれはやめてもとの電話に取りかえたいんだというふうな趣旨の件数がどのくらいあります。それをお調べがついておりましたらお知らせいただきたいと思ひます。

○説明員(浅原廉人君) 現在施設数は大体二百萬ほどございまして、毎年四十二、三万のものをここの数年つけておられます。先生御質問の、契約をやめたという数でございまして、ここ五年間を通してみますと、つきました数が百九十三万、廃止した数が二十七万八千というぐらになつております。五十一年度の場合に若干地区別に見てまいりますと廃止の数がふえておるんですが、これはやはり料金の改定等がございまして、その後若干落ちついた傾向になつておるといふ状況でございます。

○青島幸男君 二十七万の方がやめておられるという実績をどういふふうに把握していらつしやるのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(浅原廉人君) 中身でございますが、数字的に細かいことはわからないですけれども、私どもが把握しておりますのは、一つは、電電公社が発売したしておりますのは、一つは、自営でもございまして、ホームテレホンとかあるいはビジネスホンとかいふような、情報移動と申しますか、そういうような方への切りかえもございまして、あるいは譲渡とかお引越など電話を移動されるという場合に御利用の形態が変わるといふものもございまして、それから最後に、御指摘のように、あるいは料金等の問題があり、あるいは機械的にも少しいろいろ使えないかというふうなこともあつてかえられる方もあるようでございます。

○青島幸男君 その辺の把握が的確でないというのは私おかしと思つておつた。たとえば移転をなさつたという方が何%あるかわかりませんが、移転をしても便利なのは移転した先でまたつけるわけですね。ところが、移転してそのままに戻したということ、これはあつてもそれは役に立たないんだということになりはしませんか。そういうことで、移転をしたからというふうなことは理屈にならないと思つておつた。どういふふうに電電で把握されていらつしやるか私どもよく理解しませんけれども、私どもの身の回りでは、実際につけてみたけれども、最初二、三回はおもしろくやつてみた、しかし、実際には余り役に立たない。これはやつぱりこの売り方としては、電電さん非をお認めになつてもいいんじゃないかという気がするんです。

○説明員(浅原廉人君) 中身でございますが、数字的に細かいことはわからないですけれども、私どもが把握しておりますのは、一つは、電電公社が発売したしておりますのは、一つは、自営でもございまして、ホームテレホンとかあるいはビジネスホンとかいふような、情報移動と申しますか、そういうような方への切りかえもございまして、あるいは譲渡とかお引越など電話を移動されるという場合に御利用の形態が変わるといふものもございまして、それから最後に、御指摘のように、あるいは料金等の問題があり、あるいは機械的にも少しいろいろ使えないかというふうなこともあつてかえられる方もあるようでございます。

○青島幸男君 二十七万の方がやめておられるという実績をどういふふうに把握していらつしやるのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(浅原廉人君) 中身でございますが、数字的に細かいことはわからないですけれども、私どもが把握しておりますのは、一つは、電電公社が発売したしておりますのは、一つは、自営でもございまして、ホームテレホンとかあるいはビジネスホンとかいふような、情報移動と申しますか、そういうような方への切りかえもございまして、あるいは譲渡とかお引越など電話を移動されるという場合に御利用の形態が変わるといふものもございまして、それから最後に、御指摘のように、あるいは料金等の問題があり、あるいは機械的にも少しいろいろ使えないかというふうなこともあつてかえられる方もあるようでございます。

をしなきゃならないという方はごく限られた数だと思ひますし、また、そういうニーズをいつも持つておいでの方はそれなりの機械をお持ちだつたらうし、それなりの手づるをお持ちだと思つておつた。ですから実際のニーズに見合ったものでないものを、羊頭肉と申しては何ですが、高々と掲げてこれを売りまくるといふふうなかつたことであつたことが実は間違ひなんではなかつたかという気がするんですが、その点はどういふふうな御認識になつていらつしやるか。

○説明員(玉野義雄君) 先生おっしゃいますように販売が時期尚早であつたのかどうか、その辺の問題だつたらうと存じますが、実は私たちが四十五年から販売してはつてございまして、しかし、いろいろな機種の中で少なくとも先ほど言いましたように、取り消しはございまして、大抵年間四十万程度売れているという機種は、数量としてはかなり大きい数量の品目でございます。それで、先生おっしゃいますように、電話計算等はもう電卓の発達によつて余りないではないかと、その点はその傾向にあることは確かでございます。それで、いづれにしましても、これは電話機とそれからデータの簡易な端末機ということを両方兼ねておられますので、それを生かしたサービスがふえてまいりますと、この辺が順次解消されるんではないかと思つておつた、それが余り出ないという点があるんだと思つておつた。

○説明員(玉野義雄君) 先生おっしゃいますように販売が時期尚早であつたのかどうか、その辺の問題だつたらうと存じますが、実は私たちが四十五年から販売してはつてございまして、しかし、いろいろな機種の中で少なくとも先ほど言いましたように、取り消しはございまして、大抵年間四十万程度売れているという機種は、数量としてはかなり大きい数量の品目でございます。それで、先生おっしゃいますように、電話計算等はもう電卓の発達によつて余りないではないかと、その点はその傾向にあることは確かでございます。それで、いづれにしましても、これは電話機とそれからデータの簡易な端末機ということを両方兼ねておられますので、それを生かしたサービスがふえてまいりますと、この辺が順次解消されるんではないかと思つておつた、それが余り出ないという点があるんだと思つておつた。

ざいですが、この種のものがもう少し出てまいりますと、いまと情勢が変わってまいると存じますので、もう少しその辺につきまして、私たちが努力したいと思っております、もう少し期間を見てその努力の由といえますか、その辺をお認めいただければ非常にありがたいと思っております。

○青島幸男君 確かにブッシュになっていくメカニズムそれ自体は大変な可能性を持っていると私も感じますし、それが利用価値が非常に高まるような工夫、手だてがますますふえていって本當に付加料金を払っても、うちへ置いておいて確かに便利だという実態があるようにならないうちこれ持たせても意味がないと思えますね、これだけの可能性のある機械を。

しかし、当時のパンフレットを見ますと、いま見るとこれは本當に噴飯物なんです、そう申し上げちゃ失礼ですが、たとえば計算ができませんというくだりを説明するのに、大きく広げた新聞紙を半分は切る、重ねて切る、また切るということ一枚の厚さは百分の九ミリと計算して、これを二十六回切り刻んだらどのぐらいの高さになるかという計算は次のようなやり方でやればできますというように書いてあるわけですね、それから、もっとおもしろいのは、これはおたくで出したパンフレットですからね、鈴木さんのお宅に五人の子供さんがおいでになりました、見たいテレビのチャンネルが五人とも違うので争いになりました。お父さんがブッシュホンに選んでもらえばいいだろうというんで、以下そのブッシュホンに選んでもらうための計算方法が書いてあるわけですね、結果としてはこれはあみだと同じことなんです、それでしかも御丁寧にその写真が載っております、この子供たちはじゃんけんをしてる絵が出てくるわけですよ、じゃんけんの方によつて公正で早いじゃないかという結論だつてあるんですけども、そういう意味合いから申しまして、確かにこのブッシュホンの持っている可能性が本當に使用者の間で理解されて、確

かに置いておくことが便利だというような可能性をどんどん開発するって、お使いいただくようにするということに御努力いただくことは私も結構だと思えますから、それはぜひお願いしたいと思ふんで、本當のニーズでないものをいかにニーズのように掲げて売るといふのが、公社としてのほかの企業と違う性質の上から申しまして果たしてどんなものなんでしょうかというのを私大變に残念に思っているわけですね、確かに可能性があることを手取り早く皆さん方に周知徹底するにはそのやり方が確かに早かつたかもしれませぬ、しかしそのやり方は余りに過大に売り過ぎたので、当初おもしろいおもちゃとして使ったけれどもなかなか実態はそれにすぐわなかつたというふうなことになるやしないかというのを私懸念しているわけですね。

次に郵政省にお尋ねしますけれども、今度、大臣も御一緒に写真に写られて大変うれしそうな表情で機械を操作していらつしやる写真が新聞にも出ておりましたけれども、キャブテンスというのが実験段階に入ったということですから、これもたまたまブッシュホンの持っている可能性の一端を利用するものかと思うんですが、どの程度の計画で何年後に実態というふうになるのかというのを御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(河野弘君) お答えいたします。このキャブテンスシステムでございますが、先生のお手元にある新聞にありまして、簡単に申し上げますと、現在各家庭で視聴されておりますこの一般のテレビ受像機、これに今回開発いたしましたアダプター、付加設備でございますが、これをつけましてそして電話回線に接続いたします。それで利用者の皆さん方がみずから希望いたします情報文字あるいは図形情報ということにセンターから送られてまいりました情報をこのテレビ受像機に映し出してまいりました読み取るというシステムでございます。で、まあ入手できる情報といまして私どももいま考えております

のは、ニュース、天気予報あるいは道路交通情報などの報道のほかに、家庭医学情報とかあるいは医師、病院案内あるいはまた英語、数学等の学習プログラムあるいはスポーツの結果など非常に多彩なものを期待しているというところでございませぬ。

それで、いま先生のお尋ねの実験段階に入ったというお話ございましたけれども、これは八月ごろから実験段階を行います組織をつくりたい、財団法人としてつくりたいというように考えている段階でございます。なお実際にこの実験を始めますのは、約一年間たちまして、そしていろんなニュースソースなどを提供してもらふ必要もございませぬ、大体来年の八月ごろからこの実験を実施したい。一年ぐらゐ実験をいたしました上で実用にするべきかどうかをその段階で検討いたしましたことを始めてまいりたいというふうなことを考えているところでございませぬ。

○青島幸男君 確かに各家庭に電話も普及するようになりまして、ましてテレビは存在するわけです、既存の設備を使つてやるわけですから、あとちょっとした付加設備とあるいはソフトの面を開発すればよろしいわけですね、しかし、それも海の物とも山の物ともつかないというふうなお話に私受けてとめたんですけれども、実態十萬ぐらゐの情報を集めて実際の用に供するということですから、それでこれの利用者というものは、目途十年というのは郵政省お好きですけれども、十年後に大体どのぐらいの感で普及するということふうな目安をお立てになつていらつしやいませぬ。

○政府委員(河野弘君) 先生御承知のとおり、現在、マスコミ初めとして情報メディアが非常に多くなつております。しかしながら、基本的に考えてみますと、一対一のメディア、対話とかあるいは郵便、電話、そういうものが即時に対話一の交換できますわけでございます。一方また数百万の受け手に対しまして一方的に情報を流すメディアがあるというところでテレビやラジオ、マスメディアがあ

るわけでございますが、この中間領域にございませぬ、数千人あるいは数百人を対象としたしまして、受け手からの希望に対応いたしまして双方向の情報提供というメディアがいまのところはないというふうな私どもは認識しているわけでございます、ないといひますか、必ずしも十分ではないというふうな認識しているところでございませぬ。

こういう個人個人からの、同時にまた、多数の人々からの個別情報ニーズにこたえるということからいたしまして、いまお尋ねの今後の見通しでございますが、これもやはりこの実験段階におきまして各種各様の実験を行ひまして、あるいは国民の皆さん方からの約千人の利用者を対象としたしまして、その実験段階の加入者ということでの程度の要望があるか、ニーズがあるかという点について、なお検討してまいりたいというふうなことを考えております。

なお、参考でございますが、御承知のとおり、テレホンサービスというのがございませぬ、これが昭和四十四年に登場いたしました、当初は非常に少なかつたわけでございますが、五十一年度末に至りまして一万二千八百九回線と、非常に急激に増加いたしております。これが類似のものであるいは電話テレホンサービスにかわるものとして映像利用の新しい情報源ということになるんではないかというふうなことを考えておるところでございます。

○青島幸男君 その電話情報サービスも、言うところのリカちゃん電話みたいなものを入れてその計数が出てくるわけですね、そうなりますと、せつかくその電話の持つております可能性を開発して一般利用者の用に供したいという積極的な御意思はわかるんで、それに水差すつもりは毛頭ございませぬが、どういふ種類の情報を本當に求めようとなつてくるのか、一般のユーザーの方のニーズがあらぬのか、その辺をもつと的確に把握なさらないと、このピボトと言つて売り出したブッシュホンの電話のときと同じようなことになつてしまひはしないかということ私懸念して

るわけだ。

実際には、テレビが東京地方に七チャンネルあって、おおむね十八時間以上フルサービスをおこなう状況で、FMと短波をまぜると、ラジオ局だけで大体九から八局ぐらゐるわけですね。それだけありまして、しかも、その株式の情報だとかあるいはスポーツの結果などについては、それれ専門的なまでに詳しく情報を流してありますね、いまの各局が。そういう状況の中で、本日に競馬の結果を知りたい、本日の野球の結果を知りたいというようなニーズが、これだけのものを設備をしてテレビの受像機の中に字として映したいという欲求がどの程度あるのか。しかも、それが持続してどの程度あり続けるかということですね。それから、それが本日にニーズとして存在して、それにこたえるだけのサービスが実際にできるかということが大変慎重に検討してかからないかと、さっき申し上げたような結果になりはしないかということ懸念しているということを重ねて申し上げますけれども、その辺はどういうふうな受けとめていらっしゃいますか。

○政府委員(河野弘君) この問題につきましては約半年以上検討したわけでございます。機器の開発を含めまして。私もこのサービス内容、いま先生おっしゃいました、そういう現在の余りに多い情報といえますか、そういう情報手段というものも考慮いたしまして検討したわけでございますけれども、確かに実験段階におきまして、最初は珍しいからということで非常に利用が多いかもしれません。あるいはまた、これが本日に国民のニーズにこたえるものでございまして、場合には、これは非常に継続的に一年間を最低実験いたしたいと考えているわけでございますが、この利用度といえますか、度合い、一年を通じての度合いを勘案し、あるいはまた、その利用されている方々の御意見なども拝聴いたしまして、一応この実験段階を開始したいということでございます。

○青島幸男君 テレビの多重放送という件についてせんだつての委員会で私御質疑申し上げました

けれども、御承知のように、多重放送の目的としておこなうところもおおむねいままおっしゃるキャブテンスと同じ趣旨なんです。これは多重放送をする放送局を指してこちらの要求する情報を得られるように指示を送るとそこに出るといふことは同じ結果を招きますね。この多重放送との兼ね合いについてはどうお考えになっていらっしゃいますか。

○政府委員(河野弘君) 多重放送は放送でございますので、ある程度の種類の情報それぞれ画一的なものをつくり上げて、そのボタンを押すことによつてそれがテレビに写し出されるということになるかと思ひますが、これは一方通行でございます。また、多数が同時に手に入れるわけでございます。しかしながら、今回の場合は、これは双方方向通的な要素を持っておりまして、より多彩な情報を得ることができるようになるのではないかと、この点について考えています。

なお、このアダプターの点につきましては、放送の場合におきましてもやはり同様に使用できるんではないだろうか、技術的には可能だということ聞いております。

○青島幸男君 いずれにいたしましても、情報は多ければ多いほどいいのかもしれないし、いたずらに情報のあり方に制限を設けることにはむしろ私は反対はしております。

しかし、本日のニーズにこたえるようなことができないで、いたずらに好奇心とかあるいはそういうものだけをとりえて、しかも、それを電気に押しつけて、使用度頻度を高めるあるいは機種を売るというようなことをよもやお考えになっていらっしゃると思ひますけれども、そういうことになりますと、本日に基本的な一対一でプライバシーも守れきちんと相互の通話ができるという電話の本来の使命をも損なうようになってしまつては大変だと私認識をするわけで、その辺を上手に絡めて、これから実験をなさるわけですか、それについて私どもどうこう申し上げませんが、それにも重々御勘案の上御着手になつ

て、慎重の上にも慎重を期して、従来ある電話の機能と安全を損ねるようなことのないように御配慮いただきたいということを重ねて申し上げます。それから、電々の方では、どんなものが発明されようと、どういふふうにつけられようと、利用されようと、従来ある電々本来の使命が損なわれるようなことのないように御配慮いただきたいと思ひますが、この点だけをお尋ねしまして、私、終わります。

○政府委員(河野弘君) ただいま先生からいただきました数々の御提言あるいは御意見につきまして、今後実験段階を通じて十分その参考とさせていただきます。今後進めてまいりたいというふうな考えております。

○説明員(玉野義雄君) 先生のおっしゃいますように、本来の電話事業に支障があるかということのないようにして、私たちが郵政省と十分御相談して御協力いたしたいというふうに考えております。

○前田勲男君 国際電報にお伺いいたしますが、国際通話料金の為替差益、また差損の問題について、いわゆる円高による為替差益の還元を望む声が非常に国民の間に高まっております。明確に国際電報もその可能性を早く明らかにする必要がありますと思ひます。けさほど中野先生からも御質問がございましたけれども、再確認の意味で、また、御答弁の中にも大変非常に高度でむずかしい、難解な御答弁もございまして、私の理解を超えておる点もございましたので、もう一度お伺いさせていただきます。

私が伺いましたけさの御答弁の中では、結論としては、為替差益は五十二年上期におきまして一億八千三百万、営業収益の約三%に当たる、いわゆるこの程度では為替差益の還元を行うには至らない、こういうふうな御答弁だと判断しておりますけれども、これで正しいのでございませうか。

でございます。パーセンテージとしては〇・三%でございます。

○前田勲男君 結論の方は私のように理解さしていただいたのですが、その過程がなぜ為替差益が出ないのか、もう一度恐縮ですが、簡単に、明瞭に御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(鶴岡寛君) 為替差益につきましては、これはけさほどちよつと触れましたが、決済料金と収納料金とございまして、この決済料金の方に発生するわけでございまして、そして決済はどのようにしてやるかと申しますと、両国間の発信料と着信料とをまず相殺いたします。大体の場合におきましては、発信料も着信料も均衡とれてイコールでございますが、まあたまたまときどきどちらが多いという場合がございます。その場合におきましては、発信側が着信側に対してその相殺した残りの部分について清算、決済を行うわけでございまして。

そしてその取り分は、着信側の取り分は金フランによりまして協定で定めておりますわけでございまして、この金フランによりまして取り分を受け取り側の指定します。着信側の指定します国の通貨に換算いたします。その場合に、その換算の場合に初めて為替差益が発生するわけでございまして。すなわち清算額、支払い額を決定しました時点で発信側の債務が発生いたしますが、それが実際に支払われますのは、通常それから数カ月後になります。それでその間における為替レートの変化、具体的に申すならば、清算額が決定したときの為替レートが二百四十円であったといたします。そうすると、今度いよいよ支払いますときが二百二十円であったといたしますと、その二十円が、いわゆる二十円掛ける着信側の取り分、それがいわゆる為替差益といたしまして発信側に発生いたします、そのような仕組みでございます。それが一億八千三百万円にのぼると、こういうことでございます。

○前田勲男君 御答弁でわかつたような気がするんですが、けさの中野先生の御質問の中で板野社

長の御答弁で、私ちょっとおかしいところがあると思ひまして、この辺御説明願ひたいのですが、けきの板野社長の御答弁の中に、対米収支だけを見ると日本からの発信の方が多いと、そのために約一千万の対米赤字が生じておると、こういうふうには御説明があったと私記憶しておりますが、これは逆ではないかと。むしろアメリカからの発信が、呼量が多いために、その差が、決済をドルでしてありますから、その間の為替差損が出るんではないかと、かように私は考えておりますが、いかがでございますか。

○参考人(板野君) お答え申し上げます。

もし私の表現方法にどうも誤解が、誤解というよりも、私の表現方法が悪かったわけですが、やっぱりアメリカ側の発信が多い場合にはそういうような日本にとってマイナスの差損になる、こういうことではございません。

○前田勲男君 そうしますと、国際電通としては、アメリカからの発信が多いときは差損が出るという御答弁ですが、この決済方法につきまして、原則として相手国の指定する通貨で決済することができるとなっておりますが、この場合、円ないし高い通貨であるマルクですとか、このようなもので決済をされる要求をされておりますかどうか。

○参考人(鶴岡君) 現在は、過去のいきさつもございまして、いわゆるドルをもって決済通貨としておるわけでございます。

○前田勲男君 参考までに伺いますが、日本からステーションコールをアメリカにした場合と、コレクトコールをした場合と料金ほどのぐらゐの差がございましてしょうか。

○参考人(鶴岡君) 日本からアメリカへ通話いたしました場合、番号通話で三分間でございますと三千二百四十円でございまして、コレクトコールでまいりますと、これは着信側つまりアメリカ国の料金が適用されますので、これを便宜一ドル二百二十円で換算しますと千九百八十円と、

そういうふうになりまして、それに向こうでは四%の税がかかる、大体さうなことでございまして。

○前田勲男君 けさほど中野先生からの御指摘もありませんとおり非常に不合理な面ですが、日本から同じ人が同じ電話機にかけて、アメリカにかけ方によって値段が三千二百四十円と、片や千九百八十円、一台の同じ電話機からかけてもこれだけ違うということでは日本側の利用者、ユーザーは考えようによっては日本側の利用者、ユーザーは皆コレクトコールを利用していただくのと安く通話ができる、これは条件もございまして、コレクトコールということになりまして、先ほどのコレクトコールによるアメリカ側からの発信というふうな決済のとき計算されると思ひますけれども、これを円建てあるいはマルク建てにしたときにKDDとしての差損もないということになりますと、日本のユーザーに対しては御推奨になるのかどうか、PRをさせていただけるのかどうか、その辺を伺いたいと思ひます。

○参考人(鶴岡君) 確かに前田先生御指摘のようコレクトコールを使いますと、まあアメリカ側の料金の四%増し、先ほどちょっと申し忘れましたが、指名通話にこれがなりますので、一分分がプラスになるわけでございまして。しかしそれにしても、同じ電話機で同じアメリカにかけて違い過ぎるじゃないかということにはまことに御指摘のとおりでございます。これはもう何と申しますか、固定相場時代に、円が三百六十円で金にリンクして世界の通貨が安定してございましたと、別の言葉で申しますならば、世界各国の収納料金が均衡をとってございました時代といわばまあ遺物とも申しますか、そういうことでございまして。したがって、現段階におきましてはまあ一部この是正の方法も講ぜられておきまして、たとえばイギリスあたりは一般より高い料金つまり発信国料金に近い料金を課しておるとか、香港あたりにもその例でございますが、そういう動きもござ

います。いままではそういうこともございまして非常に問題となっておる制度でございまして、ユーザーの集まりでもその是正、調整の方法についていろいろと検討がなされております。しかし、現段階におきましては、私どもとしてコレクトコールを、まあお話しのようにコレクトコールがふえるのと当社としては収入が落ちるわけでございますが、これは大いにお客様の便利のためにいろいろのまあ周知、宣伝、勧奨等を行つておると、そのような現状でございまして。

○委員長(栗原俊夫君) 答弁者にちょっとお願ひしますが、持ち時間は三十分ですからね、ひとつ答弁は簡潔に明快にお願いします。

○前田勲男君 コレクトコールについてはお伺ひいたしましたけれども、けさもずっとこの通話料金の各国間のばらつき、バランスのとれてないは正の努力をC.C.I.T.Tを通じてなされる、こういうふうに向つております。ぜひ早急に納得のいきやすい料金制度にしたいとお願ひする次第でございまして。また、この円高差益云々をめぐりまして大変な誤解が生じております。先般の新聞報道、四月の十二日の毎日新聞によりまして、郵政省は円高差益でKDDはもうかつておると、間もなく料金の値下げをするというふうな首脳発言があったというふうな報道すら流れておるのが現状でございます。とにかくこの誤解と申しますか、これを一日も早くユーザーに理解していただくために、ぜひ国際電通側の周知徹底、PRというものをお願いしたい次第でございまして。

続きまして、時間もございませんで、けさほど御発言がございました国際電信電話の今後の経営見通しについていただいた「通信委員会における事業概況報告」によりまして、八ページの四行目、「不安定な景気情勢とデータ通信、画像通信等の拡大に伴う需要構造の変化により予断を許さないものがある」と考へております。かように出ております。御承知のとおり、データ通信は電電公社におきましても大変な累積赤字、けさ中野

先生から御指摘あったとおりでございまして、これもこれを踏まえまして、国際電信電話、これから取り組むデータ通信に対する収支対策、これを具体的に伺いたいと思ひます。

○参考人(大島信太郎君) お答え申し上げます。先生御指摘のデータ通信でございますが、電電公社さんにおきまして行われておりますデータ通信での欠損は、これは主として情報処理部門の欠損でございまして、現在私どもKDDにおきましてはデータ処理業務は行っておりませんので、それに相当する欠損はいまのところございませんで。しかしながら、将来データ通信の発達に伴ひまして既存の業務、たとえばテレックス業務あるいは電話業務あるいは電報というものがデータ通信の方に移行しますために、そちらが減収になっていくという問題は起こつてまいります。そういう点で非常に不安定だということを申し上げたところでございまして。

○前田勲男君 大臣お帰りでございまして、大臣にお伺ひいたしますが、わが国のこれからの通信、情報サービスにつきまして、電電公社の六次五カ年計画にもその方向が出ておられますけれども、これからの通信というものは、いわゆる音声からやばりデータ、画像通信への移行になっていくことが明白だと思ひます。これらデータ通信あるいは画像通信を主体とする情報サービスというのは、今後加速度的に巨大化し、また高度化してまいります。そうなりますと、当然開発費も大型になり、またユーザーにとりましても導入コストも巨額になり、またそのシステムからユーザー側の態勢まで変えていかなきゃいけない、こういう大がかりなものになってまいります。今後こういうことを踏まえて、経済成長がさほど期待できないという点から考へてまいりますと、これからの大きな新規情報サービスというのはどうしても民間主導型ではなくて、いいか悪いかは別にして、政府関係の主導型、いわゆる国策としてこういう大きなシステムを導入していく必要があると思ひます。この点いかがお考へでござ

ございますか。

○国務大臣(服部安司君) 画像とか文字、いろいろと最近の開発が目覚ましいものがありまして、おのおのそれなりの特徴があるわけでございませぬ。御承知のとおりテレビジョン放送またはFM放送の電波に付加して放送するの多重放送と言われております一つの形態であります。こういう問題も私の考え方はかなり、音声多重を除いて、これはもう完璧だということまでいっているかどうか、かなりの大きな問題点があると私なりに、これはもう役人の入れ知恵じゃなくて、私が見て非常に考えさせられる点があるわけでございませぬ。しかし、劈頭に申し上げたとおり、それなりの内容はかなりいい面もありますので、伝送方法の統一とか、いまおっしゃったユーザーの立場になって、また付加装置の形式とかいろいろとあるわけですが、これは技術審議会にもいまお諮りし、検討してもらおうわけですが、私は官庁主導型ということは果たして適切かどうかという問題も、ちょっとまだまだ結論を出す段階ではないと。しかし、そうやりたい面も一部にはあるということとは、これは否めない事実であります。今回国会を通じていろいろいただいた御高見をもとにひとつさらにも深く検討をしてみたいと考えておる次第であります。

○前田勲男君 先ほど青島先生からもお話ございました。相互間の接続をするためのファクシミリ、こういうような非常に大規模なシステムに積極的に取り組んでおられますこと、大変私評価しておる一人でございます。今後ともぜひひとつこの姿勢でお願いいただきたい、かように考える次第でございます。

次に、多少関連いたしますが、この音声通信から画像通信への移行ということがもうすでに始まっております。ファクシミリの導入が新聞であちこち報道されておりますけれども、このファクシミリにつきましても、現在低速、中速、高速という三種ございませぬけれども、約二十二社ぐらいの

メーカーがこのファクシミリを生産いたしております。そして、これらのメーカー間のいろいろ激しい営業活動によりまして相当需要が普及してきてつづいておられますけれども、ここで私一つ問題にしたいのは、これから画像通信というものが電電公社の中に大きなファクターを占めていくときに、この二十数社のメーカー間のファクシミリの送受信の互換性がない。A社の機械からB社の製品に送ることができない。この回線開放が四十七年にされた以来今日まで、このメーカー間、メーカーが違つたために機械間の送受信ができない、こういう現状が出ておるのが今日であります。これにつきましても画像通信これから百年の計までいきましても、将来性ということも考えると、ここでひとつファクシミリ間の、メーカー間の互換性というものを早急に設定する必要があるのではないか、このように考える次第でございます。CCITTと国際的な規格が進みつつあるようにも思いますが、電電公社としてこの技術基準をいかにこれからお取り決めになっていくかお伺いいたします。

○説明員(前田光治君) お答えいたします。

いま先生おっしゃいましたとおり、ファクシミリは回線開放以来大変電話網を通じて多量に使われておるわけでございますが、このファクシミリの端末機につきましては、技術基準を満足しなければいけないということにはなっておりませぬ。これは現在の電話網を使っておられる方に迷惑が及ばないような必要最小限の規制をしておるわけでございまして、回線開放の趣旨を生かしまして、それ以上不必要に規格統一をするということとは公社としてはそういう立場にないわけでございます。で、いまおっしゃいましたように、現在かなり各種のものが混在して使用されておる実情でございます。しかし、一方これユーザーの立場、広く利用者である国民の立場から見ますと、当然これは現在のところはあつた一つの企業の中だけ同士で使われておるからよろしいんですが、これ普及してまいりますと、間もなく相互

に通信したいということになってまいります。そういういたしますと、おっしゃいますように規格が統一されておられませんとお互いに非常に不便な事態が来る。非常にまた国全体として見て不経済なことになるわけでございます。

そこで、国際的にもこういうものの規格を統一したかどうかという機運が盛り上がっております。CCITT等で、たとえば中速機につきましても、一昨年電電公社の開発した方式が標準として採用されておりました。それ以後メーカーさんもほぼ規格に合ったものをつくられるようになってきておりました。かなり自然的な統一化の方向に向いておるといふふうに考えております。それからなお回線開放以来、かなり時間たつておりますので、すでに低速機については非常に各種のものが入っておりますが、これにつきましても、公社のいわゆる電話ファクスという直管機、この規格でありますとか、いわゆるインターフェイスというものをメーカーさんに配置してございまして、なるべく公社の電話ファクスと相互に通信のできるものをおつくりになるように勧奨はしております。そのような結果、現在ではかなりお互いに通信のできるような機種がふえてきておるような次第でございます。

それから、なおこれは現在技術として研究開発中でございますが、違った規格のファクシミリを相互に通信させられますようにファクシミリ専用のネットワークに蓄積変換装置というものをつけまして、それを經由して通信をしますと、違った機種同士でも通信ができるという方途も現在鋭意研究開発中でございます。

なお、この問題は郵政省におかれましても規格の標準化ということについていろいろお考えになつておられますので、今後とも郵政省の御指導をいただきながら対処していく所存でございます。

○政府委員(神保健二君) ちよつと補足させていただきます。ただいま申し上げたように、特に中速機の標準化の問題がございましたが、国内の各製造メーカー

というのはCCITTの勧告に基づきまして製造を始めたわけでございませぬけれども、いままでありました装置で相互に通信するというのがちよつと無理な状態になっておるわけでございます。したがって、このCCITTの勧告に基づかない装置というものが出ておるわけでございませぬが、郵政省といたしましてはファクシミリの通信方式部会というようなものも設置いたしまして鋭意ファクシミリの標準化に取り組んでおるわけでございませぬが、中速機の標準化につきましては、今後さらにより一層関係機関を指導してまいりたいと存じておるところでございます。

○前田勲男君 そうしますと、ファクシミリの規格については、技術基準では当面規定するお考えはないと、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(神保健二君) これも先ほどちよつと公社から御説明があつたと思つておりますが、端末装置を公衆電気通信網に接続いたします場合に、確かに公社が郵政大臣の認可を得て定める技術基準に適合することは必要でございますけれども、この基準というのは公社業務に支障を及ぼすことを避けるための最小限度の規定であるということでございます。この技術基準だけで端末装置相互間の通信方式について規定することはちよつと困難ではないかというふうな考えております。

○前田勲男君 ありがとうございます。

○衆議院議長 私は国際電報に二、三質問をいたしますが、最後ですからできるだけ簡潔にお答えいただきたいと思います。

その前に大臣に何かお尋ねいたします。きわめて重大な問題であります。

あなたはいま当委員会を中座をされました。あなたの所管事項として審査をしている当委員会を中座をせざるを得ない中身は、すでに虚礼あるいはこれに類する問題について政治的責任としてきわめて厳しく批判をされている問題、あるいは衆議院の申し合わせ事項等について大臣みずからが違反をするというふうなことで、この重要な所管

事項の審査の席を外さざるを得ない状態に大臣が至りました。大臣はどういうふうなこれらについてお考えになっておられるのか。

私は、せんだってから大臣について何点か当委員会の審査を通じて指摘をしたことがありましたが、それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

る意味ではこの次そういうことが出たらという、そういう気持ちがあつて実はあの程度にとどめたのです。単にここで逋信委員会の問題だけではない。それぞれの場で、これらの問題が院内において、しかも政治的責任の一端として話が出される。大変悲しむべきことだと思つています。

た。それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

た。それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

た。それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

た。それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

た。それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

た。それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

た。それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

た。それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

た。それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

た。それは大臣の言葉じりをとらえたわけじゃないんです。一つはNHK問題でありまして、NHKに対する郵政大臣としての指導のあり方について、放送法に、あるいはNHKの放送の自主的な管理や運営に、そういう面でのきわめて大きな危険を感じたから指摘をしたことがあります。もう一点は、成田空港問題をめぐって大臣が、再び郵政職員の中からこういうことが出ないように、そういう意味で部内に対して特定の人間に対する特定の措置をとる、こういう言葉について、きわめて人権にわたる、行き過ぎになることについて私は恐れたから質問をいたしました。明らかに大臣の真意というのを聞き取りました。またさきの委員会では、喜多方の市長選挙においてな

どこもこもいというわけにはまいらぬわけが出て、こういうこともやりやうという欠点が出てくるわけでありまして、しかし、私は先ほども申し上げたとおり、温かい御指導、御叱責にはこれは感謝しながら、大いにそれを自分の目標にして今後足らざるところは補つてまいりたい、かように考えている次第であります。

○案納勝君 大臣ね、私は国民の立場、サイドに立ててできるだけ積極的にその意思をくみ上げて行政に生かしていく、そのことはぜひあなたの考えどおりに進めてもらいたいんです。ただ、だからといって大臣の発言の及ぼす影響というのを考えてもらいたいと思うんです。あなたの言うことについて、たとえば、せんだって私が再度御真意をお聞きいたしました、職場の中で特定の人間をマークをした場合に、それが人権にわたるようなことになればこれは基本的な問題になります。これはあなたから釈明を聞きました。

それからNHKの問題でもそうです。大臣がNHKに意見を言うのは、電波審議会の議を経て意見を言うと、いかなる者からも権力の介入というのは放送法の中において禁止されているわけですね。そういう中で、もし大臣の言われるように、まあ私たちと一緒に大臣が指摘をされることは結構ですよ。当然そういう重大な問題があるから指摘をされる。しかし、やはり所管大臣として指摘をされる時には、それは放送法の中における放送の自由や自立というものを最大に尊重した立場でなければならぬはずなんです。たとえ経営委員を呼んだとか、こういうのは私は行き過ぎと指摘されて、集まってくる経営委員も経営委員だけれども、私は問題だと思つていられるんです。それほど実はこれらについてシビアで厳しいわけです。

さらに、大臣が喜多方で発言をされた問題も、私はもう少し、大臣の気持ちがあつたというところに、街頭ですから、われわれでもつい先走ることありますけれども、大臣の場合はそれだけ他からも、大臣の影響力が大きいだけにやっぱり必要

なことなんです。十分に考えなくちゃならぬ。それから申し合わせ事項のものが、これは申し合わせ事項ですから、これもやっぱり両院でそれぞれ申し合わせたことについて、大臣は率先してそれを守っていくという中で、初めて部下も大臣の言うことは本当だと、おれたちもやっぱり前向きで前だれかけてがんばらうと、こうなるんじゃないですか。

私は、大臣を決して萎縮させるつもりじゃないんです。官僚出身の大臣よりもそうでない大臣の方がやはり国民の意見を吸い上げて実行していくという意味では私は評価をします。しかし、このところ、いま申し上げたところ、私の言っているのは、原則的、基本的問題にかかわる問題しかいまままで言ってきていません。指摘をしていく。しかもきょうは議連の理事会に呼ばれて、それでこの大事な審査を外さざるを得なくなった大臣の立場は私は大変情けないと思つていられるんだ、正直言つて。だから、その点を大臣に十分ひとつ、今後二度とこういうことがあつたら、大臣の気力は、意思はわかるにしても、それは大臣が所管をしているんだけれども、下では厳しくやりま

を大臣だつて先ほど言ったように思わないというのには、お互い同僚、先輩として、こういう参議院のよきというものは、この田中にあるんじゃないでしょうか。衆議院というものは、何か上から下を向いてやるわけですね。参議院のよきというものは、気楽な気分でお互いに討議をやつて、非は非で指摘される、素直に認めると。けど、もう一つは、あんなにやりたくなかと思つてゐるのは、それはあんなに何を言つてゐるんですかと、こうなるんじゃないですかと、これが本当の触れ合いある形勢じゃないかと思うほどですから。しかし、そんなことを言つたらばくは毎日怒られなければならぬから言わないけれども。

したがって、私はそれは確かに審議の最中にちよつと顔出せということでは議論に行つてまいりましたが、これも本当のことを言つたらこれまたなかなかもめてくるわけで、これやむを得ないなどという気持ちでゐるわけですが、この辺でひとつ、私も衆議院の意のあるところは十分わかつておりますし、またNHKの問題についても、いや、そうじゃありません、こうだと言いたい気持ちはあるけれども、これはきよは言いません。たとえば、それじゃあの成田空港事件で君の職員がこうじゃないかと言われれば、あのとき何者を出したんだつてと、こう指摘されれば、今後はこうしますと言つたことが、またそれはだめだ、こう言われれば、私はこれからどう言つたらいいかということを言つていけばこれは切りがないわけでは、そんなことは私自身の一人の問題で解決つくことではありますから、大きく国政に影響あるものの方が被害が甚大でありますから、私はここで今後はそういう面については、もう一遍大臣になつたなどという意識を呼び戻して十分ひとつ行動したいと考えております。

○衆議院 それでは国際電報に幾つかの点について、時間も限られておりますので質問したいと思います。

まず最初に、私は、昨年八十国会で事業計画に基づく経営の見直しについて、中期計画を考へるべきじゃないか、中期の見直しを立てるべきじゃないか、こういう質問をいたしました。きょうは実はそのことは触れたくありません、また触れる気はありません。ただ、そのときに確かに中期の計画というものが必要だと考へるが、五十三年度、五十四年度に至つては通信需要の中で端的にデータ通信が具体的にクローズアップをされてくる、いわゆる需要構造の変化というものがこれらの中に出てくる、こういう意味でこれらについて見直しというものを持たざるを得ない、あるいは今後十分にそれらの動向をにらまざるを得ないという御答弁をいただきました。そこで私は、その後、五十二年度から五十三年度の経過を見ます場合に、ここにも事業報告の中にありますように、まさに近年、国際間経済交流の進展、企業活動の国際化に伴つて国際データ通信の需要というものが急速に増加し、板野さんの事業概況説明の中にも「記録通信が本流をなしてきた国際通信にとりまして、極めて大きな影響をもたらすものと予想され、今や国際通信は新しい第二の変革期を迎えようとしております。」と、こう述べられて

います。

そこで私は、このところ、少しお聞きをしたんです。国際データ通信サービスに対して、今後、基本的にKDDはどういうふうな考へて取り組んでおられるのか、まずその点をお伺いしたいと思ひます。あわせて、現在提供中のサービスの状況と今後の計画が明らかにされれば明らかにしていただきたい、こう思ひます。

○参考人(大島信太郎君) お答え申し上げます。いま先生御質問の件でございますが、先生御指摘のとおり、最近急速にデータ通信に対します需要が起つてきております。われわれも当然このような方向にニーズが動くものだと予想してございまして、前々よりいろいろなサービスを提供してございまして、たとえばオートメックスサービスあるいは個別システムサービスあるいは特定通信回線サービス等をやつてまいりましたが、しかしこれらは電話線を使ひますデータ通信サービス

でございます。また、特に専用線のサービスは大口利用者を対象といたしますデータ通信サービスでございます。これだけではとても将来のデータ通信のサービスをこれだけで賄うのは不十分だと考へてまいりまして、新しいサービスを考へまして、これから先の基本的方針として提供しようというものを考へてきたわけでございます。

それは公衆型の加入データサービスでございます。大口利用者でなくて、小口利用者にも、電話線のような、電話線よりもさらに信頼度の高いサービス、もつとハイスピードのサービスを提供できるようにしよう。しかもこれには四つのクラスがございまして、リアルタイム、いまの時間で相手と対話型でデータ通信がやれるもの、それからファクシミリのような、物を電送できて、しかも先ほど公社の方からお話しがありましたように、一機種でもこの交換システムの中で方式交換をやつたファクシミリの装置ともつたがるようなサービスをしよう。それからもう一つはメッセージ・ストア・サービスでございます。これはいまの、一遍機械の中にメッセージをためましてまた送り出すというようなサービス。そのほか普通の会話型サービス、そういういろいろなサービスを考へまして、これがお客様にニーズにこたえられるような形式でやろうということ

が将来に對します基本的な考へ方でございます。それから、御質問の第二点で、現在提供中のサービスと今後の状況につきましてお答え申し上げます。

いままで提供してございましたのは、先ほど申しましたようにメッセージ交換を当社の決めております一定の電文形式によつて交換いたします国際オートメックス業務、これは四十八年三月から実施してございまして、これを利用していただいておりますのは十八社、回線としては百六十回線でございます。これは非常にお客さんの要望も多いものですから、設備を拡張いたしていく所存でございます。

それから二番目は、メッセージ交換を利用者の御希望による電文形式、任意の電文形式で、お客さんがやりたいとおっしゃる電文形式でやつて差し上げる個別システムサービス、これは五十一年十月から始めまして現在一システムで運用しておりますが、さらにこれは増加していく予定でございます。

それから三番目は、国際間データ通信のために提供しております特定通信回線及び公衆通信回線でございますが、これは昭和五十三年三月現在におきまして次のようになっております。特定通信回線におきましては電信回線といたしまして百二十九回線、音声級回線といたしまして四十二回線、それから公衆通信回線といたしまして二十八回線を運用してございます。

それから四番目は、いままで申し上げましたもののほかに、日本と外国の不定多数の加入者相互間にデータ及びファクシミリ電送を行う国際データサービスと申しますサービスと昭和四十七年三月から実施してございまして、現在この取り扱いは対地といたしましては、アメリカ、カナダ、オーストラリア及び香港でございます。現在五十三年三月末加入者は四十七社でございます。これが現在までのデータ通信のサービスでございます。これから将来に對しましては、先ほど申し上げました公衆型データ通信サービス、これをピーナス計画と呼んでおりますのを推進していくつもりでございます。

○衆議院 時間もありませんから、割愛しながらいいますが、本年度じゅうに日米間のTSS通信実施というそういう計画を聞いています。本年度は国際間の情報処理及び情報検索サービスのために国際コンピュータ・アクセス・サービスを開始しよう、こういうことですので今年度じゅうにも実施ということでも踏み出されておるわけですが、これはピーナス計画の一部を実現をされるということですね。そこで、これは私は聞きたいのですが、これは日米コンピュータ・ネットワークを公衆網で結ぶことになるわけですね、結局、それで国際間のデータ通信といひますか、あるい

は国際間のデータバンクやコンピュータを利用できるようにするものじゃないでしょうか。本年じゅうにこれを実施していく、こういう形に現実の問題としていくんではないかと私は理解をされているんです。間違ひだったら後ほど説明してください。

これは郵政省にお尋ねをします。たとえば日米間のTSS通信ということになれば、アメリカですでに国内公衆データ網として構築されているタイムネット網あるいはテレネット網、こういうものと接触をすることによって医療や特許や気象や農業などのアメリカのデータを日本が手軽に利用できる、こういうことのほかにこのTSS業界の場合もこれを利用することができるような仕組みに国際間データ通信の中にこれが具体的に動いていくというふうなビナス計画の一部としてそういう段階に来ているというふうに私は理解をします。そうしますと、まさにいま国際電報が、昨年の審議の際にも私は申し上げましたが、SITA、SWIFT、こういった問題も含めましてこのデータ通信、国際データ通信というこの事業、データ通信事業にきわめて大きな変革もたらされてくるんじゃないか。こういう段階にあるだけに、かつて機法的な問題をめぐって通産省と郵政省との間に、二面行政を排除する意味で、双方とも争いではありませんが、話し合いが行われた。まあ機法が通産省から情報処理関係外して提案をされる、きわめて重大な段階へ影響を与えるという今日の時点にあると思うんです。

これらについて、郵政省は総合的な通信政策というものの中でこういうものを位置づけ、あるいは国際電報のビナス計画というのをどういうふうな位置づけでやろうとしているのか。ビナス計画そのものが国際電報に任せよう、こういうことでなくして、わが国のデータ通信政策といえますか、通信行政、通信政策というものが今後この変化にどういうふうに対応していくのかというものが明らかにされた上で、これらの問題の現実についていくということがならなくならないと

私は思いますが、郵政省はこれらについてどのように理解をされ、そして、あわせてどのように対処されようとしているのか。加えて、欧米諸国によって新しい国際公衆データ網といいますが、これが相次いで新設されていますが、これらについてどのように御理解をされていますか。この辺についての御見解を承りたい。

○政府委員(江上貞利君) 大変にむずかしいお尋ねでございますが、情報処理産業につきましても、一昨年完全に資本の自由化が行われたところでございまして、御指摘のCDC、タイムシェア等につきましても、これらの自由化に基づいて日本で営業が可能になったわけでございます。しかしながら、いま、たまたま御指摘の、いわゆる向こうでネットワークを構築するものにこれらのものが、これを直接利用できるかということになりますと、これは交換業務を含むことになりまして、これは日本の法制といたしましては、いわゆる通信事業者の仕事だということに存じております。その意味で通信事業者が直接に提供いたします。その意味で御指摘のビナス計画というふうなものであれば、これが可能でございますが、現在の法制上は民間のいわゆる建設業者というものにつきましても、現在の回線開放の状態ではそこまで事業を進めることを許しておりません。ただ、たまたま御指摘の経済活動の国際化というのを背景といたしまして考えてみた場合に、わが国の国際データ通信というのは非常に順調な発展を遂げておりまして、システム数だけで見ても、今年三月末現在で、この五年間で増加したシステムは二・五倍でございます。五十システム現在でございます。そういう点を考えてみますと、今後とも経済活動はもとより、学術研究等で国際間の交流というものはますます進んでまいるといふふうな存ぜられますので、現在KDDが企画中のビナス計画、これは新しいパケット交換サービスが可能とするものであります。これにつきましても大変に事宜を得たものであろうかと思ひます。ただ、たまたまその問題はどのように

とらえて、どのように対処していくかという御指摘の点でございませうけれども、そのような国際化が進むことは大変望ましい反面、国際間のデータ通信の問題といたしましては外国のデータベス事業者であるとか、あるいはデータ処理業者がわが国に進出してまいりますと、重要なデータが外国のコンピュータに蓄積されるのではないかと

というふうな問題もございませう。したがって、郵政省といたしましては、これらの問題について取り組んでいかなければならぬという時期に遭遇してあるわけでございます。果たしてこのままではいかぬかということを見て、現在の通信法制上開放したということを見出すべき時期に来ているのではないかとこのことを検討を進めていくべきなのかということについて思ひます。ただ、それではどういふ点について、通信制度上から必要な法的規制の内容というものは現行法上で十分であるのか、あるいは事業として見た場合に必要な法的措置というものはあるべき措置があるかないか、あるいは業務遂行上調整を必要とする事項があるかないか、あるいは振興政策についてどのような措置をとるべきであるかといったような点も考えられるわけでございます。私もただでこれら問題について考えるということではなくて、広く経験者等の意見も十分に徴しまして、結論を得たいというふうな思ひでございませう。

○案納勝君 確かに、今日わが国の公衆電気通信法で一定の歯どめがあります。しかし、現実には、稼働しようとする国際航空データサービス、SITAの場合、これは国際電報が実際に五十三年度末から開始をするわけです。言われるところの問題になつてはいる国際銀行間データサービスの場合、SWIFTの場合にはないと言つて、一つの公衆電気通信法上の問題があつて、なかなかこれはすぐ開始ということにならないでしょう。しかし、SITAの場合には、もう現実に同じようなシステムと言つても言い過ぎじゃないんじゃないでしょうか。そして、機械もあるいはソフトウェアも全

部外国のもの、保守もそうだ。そして、実際に国際電報はいよいよ開始するが、線だけ貸してるといったらものになってきてるんじゃないですか。私の理解が間違ひなら、間違ひと言つていただきます。

そして、現実はこのTSS通信のアメリカとの間の電算機も直結するということが発足してきますと、そしてさらにまた具体的な仕組みをきかしたビナス計画がいよいよ具体的になってくる。データ電送あるいはファクシミリ通信、メッセージの直接交換、こういうものと並んでTSS通信というのがその一環として私はスタートしてきたと思うんですね。では確かにビナス計画全体のものが始動していけば、その範疇の中にSITAやあるいはSWIFTというのが入っていくとするならば、私は大変、ある意味では日本のその意味の政策が一貫したと言えるかもしれない。今日この段階ではまだそのわが国の政策が、国際データ通信に対する政策が立ちおくれのところ、か、具体的に明確になってないところ、私は今日これらの問題についての、たとえば幾つか新通信サービスに予定される情報の輸入に対する対策や、あるいは国内公衆網との接続問題や、あるいはプライベートの保護問題、先ほど出ましたけど、そういったものも絡んで私は解決しなくちゃならぬことが余りにも多く放置されているんじゃないだろうか、こういうふうな気がしてならないんですが、私の言っていることが間違ひかどうか、認識に。その辺をもう一回お尋ねします。

○政府委員(江上貞利君) 御指摘のように、回線開放以来七年が経過をいたしております。先生よく御承知のように、この開放のときにはたまたま御指摘のような問題まで見通して各種の措置をとるといふに至っておりません。したがって、そのような意味で、先ほど私が申し上げましたような諸点について、検討すべき時期に来ておることも確かでございます。ただ、たまたま御指摘のSITA、国際航空通信協同組合の問題で

ざいですが、現行の法制下におきましてこれを日本で行うといはれますと、メッセージ交換機送といふことが中に含まれますので、現在の日本におきましては、これは国際電信電話株式会社の業務として行わないとできないわけでございます。したがって、詳細な報告は受けておりませんが、そのような方向で国際電通とSITAとの間に話し合いが進められているというふう聞いております。

○案納勝君 それじゃ、電通、G、CDC社、タイムシェア社などが外資の情報処理業者としてわが国に進出してきていますね。KDDとして、これらの情報処理サービスを今回提供することについてどのようにならぬ関係についてお考えになつておられるか、お伺いします。

○参考人(大島信太郎君) 御指摘のとおり、CDC、タイムシェアの外国処理業者がわが国に進出してきて、アメリカにありますコンピュータを使ひまして、日本の端末からの要請に応じまして情報処理サービスをやっております。それは先ほど先生もおっしゃいましたとおり、こういう会社の日本における営業を一応開放してございまして、その結果入ってきたものでございまして、これを受け入れますにつきましては、回線の使用態様等がわが国の通信秩序を乱すことがないかどうかにつきましても慎重に調査検討を行いました上で、公衆法に適合する使用態様であると認められたものにつきまして、郵政大臣の認可を得まして特定回線を提供してきていただいております。今後とも同種の申し込みを受けます際には郵政当局の御指導を仰ぎながら対処してまいりたいと考えております。

○案納勝君 大臣、私は先ほど電通監理官から御回答いただきましたが、いまこの国際データ通信の国際的動向としては、もうアメリカは、大臣御存じのようにすでに二つのネットワークといふものが、完成構築された。さらに数網といふものが、幾つかのネットワークが完成されようとしている。ヨーロッパでもEC九カ国で、さらには北欧四カ国

においてもデータ通信網が完成構築されようといひます。いまのような、たとえば公衆電気通信法を防波堤としてわが国のこの国際データ通信網に対する政策をとるだけでは追いついていかならぬやうな感じがする。そこで、言われるところのビーナス計画というのが生まれてきているんです。私は通信白書を何回も読み返してみたんです。ところが、現実の課題についての実は郵政省のこれに対する政策というのはいわゆる先行きの展望等を含めて、どうするかというものが出ていない。現状の報告は出ています。私はいま情報法の段階でも、あれは単に一定の期限立法で情報産業の分野は外されたが、そういうものがあの中ほどの程度入っているのかということも、私自身も実は審議の過程でいろいろ調べてみました。わが国の明確なそれに対する方針政策というのはいまありません。私はそういう点について早急にやっばり郵政省としてその政策を出し、その中にビーナス計画等位置づけをしていかなくちゃならぬ時期だと思ひますが、この辺はどうかでございませうか。

○國務大臣(服部安司君) きわめて専門的な御見解で、なかなか聞けばそういう重要な問題でありますから、ひとつ真剣に検討をしてみたいと、かように考えております。

○案納勝君 それじゃ時間もありませんから、ただ一点だけここで聞いておきたいのは、先ほど申し上げましたSITAが五十三年度末に開始が予定されていますが、そのサービスの内容、進捗状況、需要見込み等について、簡単にいいですか、要点だけをお聞かせいただきたい。

○参考人(大島信太郎君) これは先生御指摘のように、国際航空データサービスは、航空会社に発着いたします航空運送に関する通信とか、座席予約に関するデータ交換業務とか、これは当社といたしましては当社直営の設備により行ひます。公衆法上はデータ通信設備サービスとして提供されるものでございまして、これはちょっと前の予定よりもおくれまして、本サービスの提供条件に

関します基本的な事項につきましては関係航空会社との間で合意に達しました。協定の成立まで若干の開始時期を要しますため、目下のところ本サービスの開始時期としては五十四年の中ごろを予定しております。また、本サービスの需要といひましては、五十五年度におきまして、航空運送に關します通信が年間約三百五十二万通と、座席予約に關しますデータが毎秒九百四十文字を予定しております。

○案納勝君 そこはそれでまあいいんですが、私は先ほど、SITAを国際電通がいよいよ開始をされるけれども、その保守あたりは事実上外国の、あるいはSITAを含めて代理者の下請といひますが、そういうものじゃないかという意味のことをちょっと言つたんですが、線を貸していただくだけじゃないかと、こう言つたんですが、たとえば国際交通データですね、通信設備、電源、空調設備、電気通信回線の保守、ハードウェアの修理及び定期点検の整備は外注ですね。ソフトウェアについては、加盟会社の、SITA加盟代理者で行うわけですね。こういうふうにならぬんではないですか、いまから、私はこのSITAについて、実はこれは一つの例としていま心配をされているんです。新しい国際通信データというのはもうそういうことにならぬんではないか、危険性があるから、郵政省も早く政策を出しなさい、そしてビーナス計画も早く、その中でSITAの問題もその線上の中で解決をしていくようにしなさいと、こう私はさっき言つていくわけですね。私はこれは先ほど言うように、国際銀行間のデータサービスの場合は、確かに公衆電気通信法という一つの抵抗線があるからでございませぬ。しかし、SITAは言われるところのメッセージ交換だからこれはやりませぬ、こう言つていくけれど、中身はまあ言つたような中身なわけですね。たとえばまたこの計画の中でも、不良信の処理、メッセージの再送転送などの利用者の行うべきSITA運用手順書の記載の作業、並びにシステムの切りかえなど運転操作の一部は代理者が行うわけ

です。だから、いよいよ三月から発足をしますが、これは私は郵政省の行政指導で、政策上の問題にかかわる問題だと思ひますから、大臣どういふふうにお考えになりますか、このところ。

○政府委員(江上貞利君) ただいま御指摘の点でございまして、現在郵政省がデータ通信にとつておられます政策というのは、メッセージの交換業務というものはこれはコンキヤリアが行うべきものでありまして、この点については他に開放をいたしていいわけではございません。したがって、御指導のSITAの業務につきましては、当然メッセージ交換を含むものでございまして、国際電通の公衆電気通信業務として提供されるということがわが国の現在の法制に適合するものでございまして、当然そのように行われるというふうには存じます。また、そのように行なわれれば郵政省といたしまして、このような業務を認可するわけにはいかぬわけではございません。

ただ、総合的な業務を遂行いたしていきまふ場合に、国際電通がどの部分を個々別々に他に委託をするというふうなことはあり得ようかと思ひますが、その辺は国際電通それ自体の営業サイドの問題といたして理解をいたしたいと思ひます。

○案納勝君 時間がありませんが、ここでもう少し検討を、私自身も勉強したいと思ひますが、SITA、要するに国際銀行間データサービス、これはまあ国際電通ももう少し検討するということだと思ひます。これはそういう状態ですね。ところが、いま公衆法では、専用線を貸してこの種のサービスを実施することは公衆法で禁じられて

です。それ、これも。そうすると、国際電通というのは一体何だといふことになるわけですね。このSITA一つとつても貸し線じゃないか。これは日本電信電話公社の場合も同じところが将来は出てくると思ひます。だからこのところを、私は去年だったかと思ひますが、いや国際電通が単独でやるんですと、こういうふうには私は答弁を承つたような気がするんです。だから、いよいよ三月から発足をしますが、これは私は郵政省の行政指導で、政策上の問題にかかわる問題だと思ひますから、大臣どういふふうにお考えになりますか、このところ。

○政府委員(江上貞利君) ただいま御指摘の点でございまして、現在郵政省がデータ通信にとつておられます政策というのは、メッセージの交換業務というものはこれはコンキヤリアが行うべきものでありまして、この点については他に開放をいたしていいわけではございません。したがって、御指導のSITAの業務につきましては、当然メッセージ交換を含むものでございまして、国際電通の公衆電気通信業務として提供されるということがわが国の現在の法制に適合するものでございまして、当然そのように行なわれるというふうには存じます。また、そのように行なわれれば郵政省といたしまして、このような業務を認可するわけにはいかぬわけではございません。

ただ、総合的な業務を遂行いたしていきまふ場合に、国際電通がどの部分を個々別々に他に委託をするというふうなことはあり得ようかと思ひますが、その辺は国際電通それ自体の営業サイドの問題といたして理解をいたしたいと思ひます。

○案納勝君 時間がありませんが、ここでもう少し検討を、私自身も勉強したいと思ひますが、SITA、要するに国際銀行間データサービス、これはまあ国際電通ももう少し検討するということだと思ひます。これはそういう状態ですね。ところが、いま公衆法では、専用線を貸してこの種のサービスを実施することは公衆法で禁じられて

は国民納得しないと思えますよ。これは六百億とか、九百億とか、一千二百億とか、一千三百億とかあるやつを、私はこれは国民に直ちに還元してもらわなければいけません。一億八千三百万程度、しかも、これは国際的な通信協定に基づいての、しかも、対外決済によつての受け払い、各国との関係もあるわけでありませぬ。先ほどから言われるように、円高がアメリカ対ドルとの関係、まあ金フランが基準になっていきますけれども、しかし、この私のいたっている資料の中でも、各国との支払いの受け渡し決済の状況調査でも、そんなに為替差益がばつと出てるところなんて少ないですね。私のあるいは間違いでしたら、資料の中で、清算で受け取りが多いのはアメリカ、デンマーク、こういうふうな私の資料ではある。そういう中で韓国が差益額としては七千八百万、台湾が四千四百万、それからスイスが九百万、香港が三千二百万、デンマークほか、これが五千八百万と、私のこの資料を読む限りそういうふうになっている。大したことはないんです。微々たるものです。この石油やその他に比べて。

確かに国際電報は五十億から年間収益を上げています。しかしながら、私はこれについてはもつと国民にわかりやすく、そしてこれらについての活用については、私はやっぱりその国民のニーズにこたえる意味でこれらについて活用をしていくという姿勢を私は明確に出していんじゃないかと思ひます。何かわけわからぬような説明ばかりするから、いよいよおかしな説明になってくるんで、この辺は自信を持ってやっていただいいていいんじゃないかと私は考えます。

この辺について、大臣あたりで、郵政省はすぐいや料金改定など、こういうふうな値下げの方なら歓迎しますが、よくやっぱりそこらあたりも見て、通産大臣じゃないけれども、千三百億からあるやつを断固がんばっているのもどうかと思ひますけれども、ああいうふうな新聞で、郵政省は国際電報の料金値下げとかなんだかというのがすぐ出るから、またこれは相當もうちがっているん

じやないかと、こうなるわけです。この辺の指導については、大臣どうお考えになりますか。また、国際電報としてどのような御意見をお持ちですか。その点をお聞きをいたしまして、時間でありませぬからきょうはこの程度で終わりたいと思ひます。

○国務大臣(服部安司君) 案納先生の誠意が通じたのか、この二十一日に私も経済対策関係会議に加えられることになりました。

この円高差益の問題で、やつと、きょうは質問の内示はこの還元をどうするのかという内示であったわけですが、質疑を通じて、ああこれは大したことない、一億八千三百万だからということに御理解いただいたわけですが、私は決して値下げ値下げと言っているわけではありません。これは値下げするのはわれわれの仕事なんです。これはわかっているんですが、ただ、先ほど申し上げておきますとおりに、国際協定ではなかなかそう簡単に取らまとははできないものではないという判断に立って、盛んに値下げ、差益還元やれという声もあつたものから、私はすぐに関係の局長を呼んで、内容はどうなっているんだと、また、私なりに内容を検討して、現時点ではかなり順調に推移をしている。だから、円高であるが、ドル安であるが、そんな関係なしに、利益が上がるってれば当然国民に還元するのがこれはまあ特殊法人のいわゆる大臣認可の株式会社であつても、公団、公社であつても、私はそれはわれわれ政治家の務めだ皆様方同様考へているわけでありまして、先ほど申し上げたとおりに、経営実態をよく見きわめて、これなら大丈夫だとするならば、当然円高やドル安の問題、じやなくともぼくはやらねばならないんだと。そこで、検討をしてみたい。

もちろん検討するに当たっては経営されているKDDとも十二分に打ち合わせねばならない。しかし、先ほどからいろいろ聞いておきますと、これからまだビナス計画とか、また、その他いろいろ設備、また、それに備えてまあSITA問

題、いろいろと考へている計画もあるようでありませぬが、こういうものも総合的に判断をして検討したい。私は決して新聞に報道あつた、値下げするなんて言つた覚えはありません。ここでいろいろと御意見があつたから検討いたしましたというわけであつて、どうぞこの点も誤解のないようにひとつ御認識を新たにしてもらいたいと思ひます。したがって、ただいま御指摘の問題は、KDDとも十二分に緊密な連絡を取りつつ、国民に誤解のないように正しいわけのPRを実施するようにいたしたいと思ひます。

○参事(板野學君) ただいま案納先生から大変御理解のあるお言葉をいただきました。私、大変感激をいたしておる次第でございます。私どももいたしましたように、ただいま大臣から御答弁がございましたように、公共事業を営む事業でございますので、十分に郵政省の御指導を受けながら、私どもの財政事情、それからまた、これからの私どものデータ通信を含めまして、いろいろケーブルとか、衛星とか、海軍衛星とか、新しいサービスもございまして、そういうサービスも十分やっていると、国民の皆様方の御期待に沿うようなことを十分やしていきたいと思ひます。

それから、私どもは、この為替差益とかいろいろ問題につきまして、まことにつたないPRでございまして、私どもこれから、国民の皆様方に、また利用者の皆様方に十分わかつていただけるように、私どもとしてはこれからひとつPR活動も十分やしていきたいと、こういうふうに考へておりますので、何とぞよろしく御願ひいたします。

○委員長(栗原俊夫君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。
〔速記を中止〕
〔速記を起して〕
○委員長(栗原俊夫君) 速記を起して。
○委員長(栗原俊夫君) 次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。服部郵政大臣。

○国務大臣(服部安司君) ただいま議題となりました簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金の運用範囲を拡大するとともに、資金運用部に預託された積立金及び余裕金の預託利率の算定方法を改めようとするものであります。

まず、積立金の運用範囲の拡大について申し上げます。現在、積立金の金融債に対する運用範囲は、長期信用銀行に規定する長期信用銀行、農林中央金庫または商工組合中央金庫の発行する債券に限られていますが、これに長期信用銀行以外の銀行の発行する債券を加えようとするものであります。

次に、資金運用部に預託された積立金及び余裕金の預託利率の算定方法の改善等について申し上げます。資金運用部に預託された簡保預託金のうち、一定の要件を満たすものに付される利子の利率は、現在年六％等と固定したものととなっておりますが、この利率の算定方法を改め、年五・九％の利率に預託期間が七年以上の預託金に付される特別の利子の利率と同じ利率を加えたものにしようとする

こと、及びこれらの預託金に付される利子の一部は、現在預託金の払い戻しの日のみに限って支払われることになっておりますが、これを改め、経過預託期間に応じ、毎年三月三十一日及び九月三十日にも支払われるようにしようとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日から

といたしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(栗原俊夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、簡易生命保険及び郵便年金の種立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

昭和五十三年五月二十三号印刷

昭和五十三年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局